

宜 議 第 1 8 0 号
令 和 4 年 8 月 3 日

議 長
上 地 安 之 殿

総務常任委員会
委員長 桃原 朗

委員会審査結果について（報告）

第442回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令 和 4 年 3 月 3 日	令 和 4 年 3 月 3 日	議案第2号
令 和 4 年 3 月 4 日	令 和 4 年 3 月 4 日	議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第23号、議案第27号、陳情第82号
令 和 4 年 3 月 7 日	令 和 4 年 3 月 7 日	議案第2号、議案第2号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第23号、議案第27号、陳情第30号、陳情第34号、陳情第35号、陳情第40号、陳情第44号、陳情第47号、陳情第53号、陳情第82号、請願第12号
会議日数 3日間		

2. 審査結果

議案番号	件名	付託日 月 日	議決日 月 日	結果
議案第2号	令和3年度宜野湾市一般会計補正予算(第12号)	令和4年 3月2日	令和4年 3月7日	原案可決 (賛成多数)
議案第18号	宜野湾市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	令和4年 3月2日	令和4年 3月7日	原案可決
議案第19号	宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	令和4年 3月2日	令和4年 3月7日	原案可決
議案第20号	宜野湾市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について	令和4年 3月2日	令和4年 3月7日	原案可決
議案第21号	宜野湾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	令和4年 3月2日	令和4年 3月7日	原案可決
議案第23号	押印等を求める手続の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定について	令和4年 3月2日	令和4年 3月7日	原案可決
議案第27号	宜野湾市特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例の一部を改正する条例について	令和4年 3月2日	令和4年 3月7日	原案可決
請願第12号	「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対応を求める請願	令和3年 9月10日	—	継続審査
陳情第30号	東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について	令和元年 12月6日	—	継続審査
陳情第34号	首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情	令和2年 6月15日	—	継続審査
陳情第35号	普天間基地の騒音消失の要請	令和2年 6月15日	—	継続審査

陳情 第40号	中華民国(台湾)の世界保健機関 (WHO)等の国際組織への参加について	令和2年 12月8日	—	継続審査
陳情 第44号	宜野湾市男女共同参画推進条例について の陳情	令和2年 12月8日	—	継続審査
陳情 第47号	日本政府に対して、「日米地位協定の 抜本的改定を求める意見書」を求め る陳情	令和3年 6月14日	—	継続審査
陳情 第53号	「女性の人材育成」並びに「環境」 についての陳情	令和3年 9月10日	—	継続審査
陳情 第82号	公共施設の ZEB 導入、住宅の ZEH 導 入と電力自由化促進に関する陳情	令和4年 3月2日	—	継続審査

※結果欄について、賛否が分かれた場合のみ、(賛成多数)等の表記を行い、“全会一致”の場合は特に表記をしない。

総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和4年3月3日（木） 1日目

午前10時06分 開会
午後 4時05分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（10名）

委員長	桃原 朗
委員	平良 眞一
委員	石川 慶
委員	桃原 功
委員	岸本 一徳

副委員長	知念 秀明
委員	知名 康司
委員	平安座 武志
委員	宮城 政司
委員	上里 広幸

○説明員（53名）

総務部次長	多和田 眞満
人事課長	知花 博史
市民防災室長	宮城 竜次
企画部次長	泉川 幹夫
企画政策担当技幹	仲泊 嗣典
企画政策担当主幹	志村 賢太郎
観光農水課長	本永 貴也
商工振興係長	安次 富弘明
雇用労政係長	松田 学
子育て支援課長	香月 直子
こども企画課長	津島 美智子
児童家庭担当主幹	棚原 佳乃
健康増進課長	玉城 悟

IT推進課長	金城 広郁
税務課長	普天間 朝彦
行政改革推進室長	宮城 恵美
財政課長	小橋川 陽介
市民協働推進課長	金城 美千代
市民経済部次長	伊佐 真
市民課長	野村 斉
環境対策課長	浜里 吉彦
福祉推進部次長	宮城 葉子
障がい福祉課長	島袋 尚
児童家庭課長	浜里 郁子
健康推進部次長	松本 勝利
コロナ対策担当主幹	池原 史真子

新型コロナウイルス スワクチン接種プ ロジェクトチーム 担 当 主 査	桃 原 靖
都市計画担当技幹	比 嘉 徹
土 木 課 長	與 那 嶺 諭
市 街 地 整 備 担 当 技 幹	普 天 間 朝 信
用 地 課 長	呉 屋 武
基地政策部次長	多 和 田 功
教 育 部 次 長	真 喜 志 若 子
生涯学習課長	真 鳥 か お り
施 設 課 長	仲 村 等
はごろも学習 センター所長	山 口 久 美 子
学校給食センター 所 長	佐 久 原 昇
指 導 係 長	崎 濱 暖 代
消 防 次 長	又 吉 清
警 防 課 長	島 袋 保

建 設 部 次 長	又 吉 直 広
建 設 部 参 事	嶺 井 辰 也
市街地整備課長	宮 城 政 勝
施設管理課長	高 江 洲 強
計 画 係 長	永 山 拓 朗
基地渉外課長	吉 村 純
文 化 課 長	津 波 古 良 幸
市立博物館長	平 敷 兼 哉
指 導 部 次 長	川 上 一 徳
指 導 課 長	與 那 嶺 哲
学 務 係 長	比 嘉 直 子
助 成 係 長	松 元 典 子
消 防 総 務 課 長	伊 佐 隆 之

○議会事務局職員出席者 大城 拓也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第2号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算（第12号）

第442回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和4年3月3日（木）第1日目

○**桃原朗 委員長** 改めまして、おはようございます。ただいまから総務常任委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時06分）

【議題】

議案第2号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算（第12号）

○**桃原朗 委員長** 議案第2号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。
お諮りいたします。議案第2号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○**桃原朗 委員長** 御異議なしと認め、さよう決定しました。

では、当局より補足説明がありましたら、お願いをいたします。企画部次長。

○**企画部次長** 当局から追加説明は、今回ございません。以上です。

○**桃原朗 委員長** 款ごとの審査になりますので、まず2款総務費から審査を行ってまいります。

本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** おはようございます。まず、資料関係からお願いしたいと思いますが、歳入、1款2項1目の14ページ、この説明欄の、当初予算では土地というものもあるのですが、それはないので、補正が、これまであったのかどうか。

それから、家屋、マイナス補正、償却資産がマイナス補正というふうになっておりますが、できましたら、当初予算から動いていけばの話なのですが、現在の、いわゆる補正後の額というのですか、この土地、家屋、償却資産、これの資料をいただきたいのですが、この3つ目の償却資産の中身というのが、主にどういうものがあるのかというふうなことを示す資料があればお願いをしたいというふうに思うのですが、額的には、当初予算では3億円余り計上されておりますので、相当な償却資産というのも市内のほうではあるのではないかとこのように思いますので、資料の要求をお願いしたいと思います。

それから、6款の法人税、法人事業税交付金、こちらのほうなのですが、これは19ページ、法人事業税の一部を財源として、県が市町村の、これは職員数なのですか、従業員数に応じて市に対して交付するものだというふうに調べた中ではあったのですが、市の職員なのか、それとも市内の企業の従業員という捉え方なのか、恐らく市の職員ではないかなというふうに思うのですが、その辺の示す資料がありましたら、お願いしたいと思います。

それから、次の20ページ、7款地方消費税交付金、こちらも法人税の一部を財源として県が人口及び従業員数で案分をして市に対して交付するというふうにあるのですが、こちらも説明欄の内訳で、地方消費税交付金、社会保障財源交付金、これはプラスの補正増なのですが、こちらも当初予算と単純にプラスすれば、現在の、補正後の額になるのかどうかというふうなことを示す資料をいただければという

ふうに思います。

それと、この地方消費税交付金の目的とか、それから交付基準とかというふうなことも、できましたら、分かる資料をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、もう一つ、21ページ、8款の環境性能割交付金、こちらは自動車税の環境性能割の一部を財源として県が市町村の道路の延長や面積で案分をしというふうにあるのですけれども、この辺の、単純に県は全市町村やるわけですから、恐らくシステムが何かあって、そこに面積なり、それから道路の距離なりとか出せば、そういうのがはじき出されるのかどうなのか、どんなふうにして、この交付金が、額が決定するのとかというふうなことをお願いしたいと思うのですけれども、資料を要求したいと思いますが、令和元年度は自動車取得税交付金及び環境性能割交付金というふうなことで、今8款になっていますけれども、そのときは7款で計上されていたのですけれども、この辺の説明ができる資料も要求をしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。以上、資料の要求をしたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 税務課長。

○**税務課長** ただいま御質疑のありました、家屋、償却資産の資料については提供させていただきたいと思います。ただ、その前に、1つちょっと説明をしてよろしいでしょうか。

○**岸本一徳 委員** はい。

○**税務課長** 今回、市税の減額になった理由につきましては、税法の改正があって、中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産の軽減措置が図られております。改正内容としては、コロナ禍において厳しい経営環境にある中小企業者等に対して令和3年度の課税1年分に限りまして、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等について、課税標準を2分の1、またはゼロとしております。

具体的には、令和2年2月から10月までの、任意の3か月のみの売上げを前年度同期と比べて30%から50%減少しているものが2分の1、50%以上減少しているものがゼロということで、あくまでも今回の減額につきましては、コロナ禍における中小企業の支援対策としての減額になっております。

内訳につきましては、件数としては、事業用家屋につきましては120件で5,294万1,000円、償却資産につきましては173件で1,632万3,000円、家屋、償却を合わせて293件の6,926万4,000円の減額となっております。この内訳を資料として提出していきたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 岸本委員の御質疑にお答えをいたします。

予算書で申し上げますと、まず予算書19ページ、6款1項1目の法人事業税交付金の補正増4,423万7,000円の内容、それからその法人事業税交付金についての配分の方法、従業員数とか、そういった基準はどうなっているのかという御質疑、資料要求だったかと存じますが、提出をしてまいりたいと思います。

続きまして、20ページでございます。歳入、20ページ、7款1項1目の地方消費税交付金でございます。地方消費税交付金全体として2億7,086万7,000円の補正増となっておりますが、この補正増の内容、また目的や交付基準などの資料の要求かと存じますが、こちら提出をさせていただきたいと考えております。

そして、続いて21ページの8款1項1目環境性能割交付金につきましては、令和元年度は自動車取得税交付金であったのではないかという御質疑でございましたが、こちら税制改正がありまして、令和元年10月より環境性能割交付金という形で制度が変わってございます。この内容につきましても資料のほうを提供させ

ていただきたいと思います。以上でよろしかったでしょうか。

○岸本一徳 委員 はい。

○財政課長 以上でございます。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 よろしくお願いいたします。補正予算書の48ページです。2款1項1目の国庫補助金、新城地区学習等供用施設建設事業と中原地区学習等供用施設建設事業とあるのですけれども、内容については、その他事業債の減とあるのですけれども、当初の計画どおりに進んでいっているのか、減額になっている理由等が分かる資料、新城公民館と中原公民館をお願いいたします。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 ただいまの上里委員の御質疑の新城地区学習等供用施設と中原地区学習等供用施設の減額は、主には委託契約の契約残とか、そういったことになってまいります。ただ、新城の工事の部分につきましては、基礎工事で若干岩のほうが想定より多く出たということで、ちょっと工期が遅れるということで、繰越しの手続も進めさせていただいております。そのほかはおおむね順調に進んでございます。その内容の資料を提供していきたいと思います。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 資料提供をお願いします。もう2点お願いします。

58ページ、2款1項6目の企画費のふるさと応援基金積立事業なのですけれども、令和3年度に何件の寄附があって、使途が選べると思うのですけれども……

(何事かいう者あり)

○上里広幸 委員 53ページです。すみません。2款1項6目の説明書きの11、ふるさと応援基金積立事業の令和3年度に入ってきた寄附金と、使途が選べると思うのですけれども、どういったふるさと応援基金、使途が分かる資料提供をお願いいたします。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 53ページのふるさと応援基金ですけれども、令和3年度、まだ見込みという形で提出させていただきます。

あと、ふるさと応援寄附金の種類、どの事業があるかについても資料提供したいと思います。以上です。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 よろしくお願いいたします。52ページ、2款1項6目企画費の普天間飛行場返還促進対策事業なのですけれども、特別旅費というのは、訪米予算のことですか、確認いたします。

○桃原朗 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 上里委員の御質疑にお答えします。

委員おっしゃるとおり訪米予算の減額でございます。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。これはコロナ禍で、なかなかできないということは分かっているのですけれども、過去5年、どこに行ったのか、あるいは行けなかった、分かるような資料をお願いいたします。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 過去5年の訪米した際の面談者ということでよろしいですか。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 何年度にどこに行つて、何年度に行けなかつた、その執行状況が分かるような資料をお願いします。

○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 資料のほうを作成して提出いたします。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 よろしくお願ひします。最後になりますが、58ページをお願ひいたします。2款1項11目なのですが、野球場ネーミングライセンス料のほうがありましたので、野球施設整備事業が減額になっているのですが、その減額になっている理由が分かる資料の提供をお願ひしたいのですが、

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 スケジュールからすると、この2款1項11目については、午後の建設部のときに質疑していただければと思います。よろしくお願ひします。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 以上です。ありがとうございました。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 おはようございます。繰越明許から少し質疑していきたいと思ひます。

2ページをお願ひいたします。補正予算12号の第2表繰越明許費補正等に係る理由等の2ページ、防災行政無線デジタル化整備事業について書いてある理由は理解しました。それで、お尋ねしたいのですが、今年度予算、今年度設置予定数、デジタル行政無線の設置数と全体の設置総数をまずお尋ねします。

○桃原朗 委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 一般会計補正予算の第2表、繰越明許費補正予算に係る2ページ、防災行政無線デジタル化整備事業の内容でございます。今年度の防災行政無線の整備数ですが、また屋外子局、15子局です。プラス施設内、公共施設内、または商業施設内、いわゆる集客施設のことでございますが、こちらにも戸別受信機といひまして、防災無線がついておるのですが、こちらにもデジタル化を図りますので、戸別受信機51基の整備となります。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今回の屋外15基、施設内の受信機51基というのは、この繰越明許費に該当する設置数ですか。

○桃原朗 委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 戸別受信機に関しましては、半導体の遅延に係る影響はございませんでした。屋外子局、こちら15本なのですが、屋外の制御装置であったり、いろいろ防災無線の下についているボックス内の機械、こちらに使われる半導体関係が生産の遅延により繰越しというふうになっています。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。設置総数は何基になるのですか、防災無線の設置総数。

○桃原朗 委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 もともとアナログの防災無線が88ございました。こちらの屋外の子局の88のアナログを今回デジタル化を図ることによって68局に整備することになります。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 繰越しの屋外15基は、今答弁した68の中に含まれるのですか。総数で68ということですか。

○桃原朗 委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 すみません。令和元年度から令和3年度まで68子局をデジタル化の工事をしておりますので、令和3年度は15本、15子局が、整備工事を進めている中で半導体、部品関係が生産遅延で繰越しになっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 アナログ88がデジタル化で20減って68、これは20減っても、ちゃんと域はカバーできていますか。

○桃原朗 委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 よく御覧になる、これまでの市街地に立っている防災無線は、ラップ型のスピーカーということで、届く範囲も限られておりました。このデジタル化によってスピーカーも高性能のスピーカーに更新をかけておりますので、これまでのスピーカーより倍程度届くことになりまして、それで本数を減らしても全域をカバーできることになっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 では、全て68基でカバーできていると。この繰越しは、どこのものが、まだ未設置ということになっているのですか。例えば西海岸は先に済んでいると、低地だから。東側が、まだということなのか。

○桃原朗 委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 まず、桃原委員の御質疑にあった68基は、今回のデジタル化で更新をかけていっているものでございますが、もともと沖縄県のほうでも17基がデジタルで既に整備はされておりましたので、先ほどの68プラス、もともとから使用している17基を足した85局で市内全域をカバーしております。

今回ほぼ全ての防災無線、いわゆる15局、市内、これは全域にまたがっております。1つの地域から全て工事をしていくということではなくて、全ての地域から、こういうふうに取り除きながら更新をかけていっておりますので、ほぼ全域、15局が、現在工事が繰越しということになっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 通常の自治会公民館などに設置してある自治会が使用しているラップ型のスピーカーと、その防災無線は違うと思うのですけれども、防災無線はどういったものを流しているのですか。なかなか記憶にないので、どういったアナウンスがあったのかというのを。

○桃原朗 委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 平常時は、防災無線がきちんと機能しているか、稼働しているかということを確認するために、例えば定時で、12時であったり、5時30分、冬は午後の6時30分なのですが、12時のお昼の合図と夕方は帰宅の放送というものを流しながら、稼働しているかどうかという確認になっております。プラス各課から、例えば依頼のあったコロナの感染の状況や周知啓発でありましたり、例えば予防接種とか、そういった健康診断がありますというようなことも流しております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 使用はされているわけですね。これは自治会のスピーカーと防災無線の、今こうやって日常鳴らしていると。違いというのは、自治会の判断でいいのですか。それとも皆さんの判断で、ちゃんと区分けしてやっているのですか。自治会が、これを流したいから使いたいということで使いますか、防災無線、区民は。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** まず、現在は自治会の広報スピーカーに関しましては、自治会が独自で有線で敷いて、区内の至るところにスピーカーを設置しながら、独自で引いたスピーカーになっております。ですから、この整備費には、市民経済部のほうから補助金を受けながら整備をしていっていると思うのですが、こちらはあくまでも任意の、有線で自ら引いたスピーカーになりますので、例えば子供会の行事がありますよであったり、告別式の案内であったりとか、特に制限はないと私は存じております。

防災無線に関しましては、あくまでも公共の電波を飛ばして、無線の電波を所持した役所の職員が操作して飛ばして音声に換えて鳴らすという方法を取っておりますので、あくまでも電波法にのっとり、市民に有益な、また最小限の緊急的な放送というふうになってはおります。

○**桃原功 委員** ということは、自治会の判断では使えないということですね。使えるのですか。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** この防災無線を使って、スピーカーを使って広報できるかということですね。

○**桃原功 委員** はい。

○**市民防災室長** 現在は、まだ防災無線からは、自治会からの放送はしておりませんが、このデジタル化の整備が終わりましたら、このデジタル化は現在必ずしないといけないという工事でありましたから、その整備工事をしながら、副次効果ではあるのですが、各自治会から遠隔で放送できるというような機能も備えております。この自治会に、こういった防災無線を活用させるということは、現在の防災無線の運用規定、そういったものも整備しながら、前向きに現在検討しているところです。

(何事かいう者あり)

○**市民防災室長** 整備が終わり次第。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 参考までにお聞きしますが、空襲警報というものもあるのですか、防災無線で。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** 過去にといいますか、国民保護法、いわゆる戦争行為であったり、人命を奪う目的のテロ行為、こういったものから守る目的で国民保護法というのが出来上がったのですが、そのときに日本全国に対してJアラートというシステムが導入されております。ですから、そのJアラートの中で、例えば戦争行為であったり、ミサイル行為であったり、またはテロ行為であったりということであれば、そういった、それぞれ違った警報というのが流れることになっております。これは国から緊急で、いわゆる大地震が起きてもJアラートということで、防災無線が流れるのですが、こういった緊急事態、対処事態ということで、防災無線が流れるのですが、こういった緊急事態、対処事態ということになりますので、国から、そういった発信がされて、自動的に日本全国に流れるということになっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、ここで何かあっても、皆さんの判断ではなくて、国のJアラートからしか流れないわけですね。

○桃原朗 委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 そのとおりでございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 よく理解できました。ありがとうございました。

次に行きます。2ページの住基本台帳事務運営費ですけれども、未契約と書いてあるのですけれども、理由の説明書きの中に住基パッケージの改修が令和4年度となる見込みであることから繰越を行うとあるのですが、この住基本台帳事務運営費金額は260万円ぐらい、244万2,000円ですけれども、これの説明をいただけますか、よく理解できていない。

○桃原朗 委員長 市民課長。

○市民課長 これは令和3年12月の、国において補正予算が組まれまして、その通知が令和4年1月に来たものですから、実際パッケージの中身自体、国はつくっている状況ではないのです。基本、まずはこのパッケージを令和4年度につくるというふうになっていることですので、それに合わせて住基本台帳システムの改修は令和4年度にしか行われたいということがありましたので、今回繰越しをしております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、マイナンバーカードを利用するためには、住基パッケージも必須ということですか。住基パッケージの改修も必須ということですか。

○桃原朗 委員長 市民課長。

○市民課長 マイナンバーカードを使って、ワンストップで、転出転入ができますよということであって、必ずしも使いなさいということではないです。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 私が問うているのは、マイナンバーカードを使用する際と、この住基パッケージの改修というのは、どういう関連性があるのですかというのをお尋ねしたいのですけれども。

○桃原朗 委員長 市民課長。

○市民課長 転出とか、転入に当たって、マイナンバーカードを持っている方がマイナンバーカードを提示することで、役所に来なくてもできるようなシステムを改修するとか、そういう内容になってございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、この住基パッケージが改修されないと、今言ったことができなくて、どうしても役所まで、本庁まで来ないと、マイナンバーカードは取れないということですか。

○桃原朗 委員長 市民課長。

○市民課長 すみません。これはマイナンバーカードを取得するためのものではございませんので、あくまでマイナンバーカードを取得している方が、転入転出とかの手続において、マイナンバーカードを使って転入とか、転出ができるということであって、取得と使用は全く違うものだということで、御理解ください。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 分かりました。この住基パッケージというのは、住基ネットワークと同一ですか、それとも全く違うものなのですか、住基ネットワークと。

○**桃原朗 委員長** 市民課長。

○**市民課長** 同一のものでございます。住基ネットワークシステムというので、全国がつながっているものですから、それを使って手続を行うということになります。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 住基ネットワークというのは、私もお箱入りと理解していたのですけれども、そうではないのですか。ちゃんと自治体で使っているのですか、住基ネットワークというのは。市民が活用できるのですか。

○**桃原朗 委員長** 市民課長。

○**市民課長** これは全国の自治体でつながっているシステムのことになりますので。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** つながっているのは分かる、これは市民が使っているのですか。

○**桃原朗 委員長** 市民課長。

○**市民課長** 市民が使っているというか、役所同士でつながっているシステムのことです。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 今分かった。住基ネットワークは行政間で、あるいは国であったり、県であったり、そのネットワークで使っていると。だけれども、住基ネットワークが出てきた触れ込みというのは、もっと市民が使えるような触れ込みではなかったですか。今完全にそこから離脱して、自治体間のネットワークでしか住基ネットワークは使っていないということですか。

○**桃原朗 委員長** 市民課長。

○**市民課長** 基本的には、まず自治体で使っていたシステムを、それをネットワークを使ってできるように、手続ができるように、日本全国にいて、例えば宜野湾市で何かやりました。それが例えば北海道でも、その方がどういった手続をされたというのがわかるようなシステムになっておりますので、住民が利用するというか、住民が手続をしたものを行政間で手続を行うというシステムになっていきますので、市民にとっての利便性は向上しているということになります。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 僕は使わないので、使っていないから、向上しているという実感は、ちょっと分からないのですけれども、向上しているということであれば。

最後に1点だけ。中原公民館の件なのですけれども、予算書の49ページ、さきほど上里委員が質疑されていましたが、減額予算1,112万円ということで、資料の提供をお願いしたいのですけれども、中原公民館の場所から市道11号に行く道という部分の在り方というのはどうなっているのか。市道11号に、これはつながるのでしょうか、確認です。

○**桃原朗 委員長** 企画政策担当技幹。

○**企画政策担当技幹** こちらについては、建設部の案件になりますが、この道路につきましては11号につながる形で現在整備……

- 桃原功 委員 整備している。
- 企画政策担当技幹 はい。
- 桃原朗 委員長 桃原功委員。
- 桃原功 委員 図面をいただけますか。建設部に請求したらいい。
- 企画政策担当技幹 そうですね。
- 桃原功 委員 ありがとうございます。以上です。
- 桃原朗 委員長 石川慶委員。
- 石川慶 委員 1つだけなので。すみません。57ページ、2款1項10目備考欄03です。沖縄観光防災力強化支援事業、これの減額の理由と、その内容が分かる資料をお願いします。
- 桃原朗 委員長 市民防災室長。
- 市民防災室長 減額が分かる資料……
- 石川慶 委員 中身、内容、何の備品購入したのかという。
- 市民防災室長 提供してまいります。
- 桃原朗 委員長 石川慶委員。
- 石川慶 委員 すみません。併せてなのですけれども、これまでも毎年度もらっている、これはたしか令和元年度からスタートしている事業だと思うのですが、年度ごとのなんの備品購入して、そしてどこに設置しているか、そういったものが分かる資料も併せてお願いしたいと思います。
- 桃原朗 委員長 市民防災室長。
- 市民防災室長 沖縄観光防災力強化支援事業、57ページ、年度ごとの整備した内容の資料を提供してまいります。
- 桃原朗 委員長 石川慶委員。
- 石川慶 委員 よろしく申し上げます。ちなみになのですが、この事業、令和元年度から、令和3年度が最終年度というふうに理解していたのですが、すみません。新年度の政策事業総括を見ると、令和4年度、令和5年度と続いていくのですが、この辺は今年度で終了ではないのですか、その辺のちょっと確認させてください。
- 桃原朗 委員長 市民防災室長。
- 市民防災室長 沖縄観光防災力強化支援事業、おっしゃるとおり令和元年から令和3年度までの3年間の事業ということで、国の沖縄振興予算に組み込まれて、これまで実施されてきて、令和3年度で終了というふうに聞いております。石川委員から令和4年度の予算にも同じ沖縄観光防災力強化支援事業というものが政策事業総括、説明書のほうにも載っているのは別の補助金、例えば同じ沖縄振興予算の一括交付金などを活用して、実際計画どおり整備できなかったものをどうにかできないかなということで、予算措置しているものでございます。
- 桃原朗 委員長 石川慶委員。
- 石川慶 委員 ということは、これまで令和元年から令和3年まで整備してきたけれども、それが間に合わなかった分を一括交付金などを活用して、同じ名称でやっていくと理解していいのですか。
- 桃原朗 委員長 市民防災室長。

○市民防災室長 その予定でございます。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 分かりました。いずれにしても、また資料が出てきてから質疑させていただきます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 予算書の54ページをお願いします。

その説明欄13番です。普天間飛行場周辺まちづくり事業、これは場所はどこですか、普天間ですか、真栄原ですか。

○桃原朗 委員長 企画政策担当技幹。

○企画政策担当技幹 説明欄の13番、まちづくり事業ですが、これは補正額に対する場所ということによろしいですか。

○平良眞一 委員 何。

○桃原朗 委員長 マイクを使ってください。

○企画政策担当技幹 補正額に対する場所、事業地ということによろしいですか。

○平良眞一 委員 その場所。

○企画政策担当技幹 真栄原地区において建物と用地、1件ずつ及び普天間地区において用地1件分、計3件分の補正額となっております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 普天間地区1件、真栄原地区2件、普天間はどちらですか。

○桃原朗 委員長 企画政策担当技幹。

○企画政策担当技幹 普天間地区においては用地費1件です。真栄原地区においては、建物、用地費、それぞれ1件となっております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 今年度、これは補正増になっていますけれども、今年度で終了するということでの補正増なのですか、確認。

○桃原朗 委員長 企画政策担当技幹。

○企画政策担当技幹 交渉進捗に伴いまして、本年1月あたりに交渉がまとまった事案にありますので、基本的に繰越しを予定している案件となっております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 この分に関しては、繰越しになる、普天間も真栄原も。この予定額ということで理解していいですか。

○企画政策担当技幹 そのとおりでございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 分かりました。

それから、繰越しの理由等についての資料をいただきましたけれども、その中の17ページに普天間飛行場周辺まちづくり事業、これが補正前と、そして補正後2億円余りの増になっておりますけれども、ちょっと御説明をお願いいたします。それと、この場所も普天間なのか、両方なのか。

○桃原朗 委員長 企画政策担当技幹。

○企画政策担当技幹 普天間地区においては、用地費1件分、補償費1件分、借家人補償1件分の繰越しを含んでございます。真栄原地区におきましては、用地費3件分、補償費2件分、借家人補償費2件分の繰越しを含んでございます。先ほど申し上げた真栄原、補正額を含む繰越額を全て含んで2億円余りの繰越額という形で計上させていただいているところでございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 先ほどの繰越しを予定している金額も、この中に入っているということで理解していいのですか。

○企画政策担当技幹 おっしゃるとおりでございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 今回増額になっていますけれども、急に増額になっているのですけれども、これは交渉して、前からそんな形で進めようとしていたのですか、ちょっと理由を教えてください。

○桃原朗 委員長 企画政策担当技幹。

○企画政策担当技幹 真栄原地区、普天間地区、それぞれ権利者の皆様の、最近では補償が周辺で進んでいることで、手挙げをしていただいている方もおられます。沖縄防衛局と事前に調整を行いまして、ある程度事前に、こういった交渉が進んでいるので、この額当たり増額できますかというのを12月補正、3月補正の前段で、事前に交渉を行いまして、現在の増額に至ってございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 この分に関しては新年度ですね、令和4年度分の繰り越しですよ、1年で。

(何事かいう者あり)

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 今御説明した用地費、補償費の資料をいただけますか。

○桃原朗 委員長 企画政策担当技幹。

○企画政策担当技幹 補償案件につきましては、個人情報等もございまして、調整しながら資料提供を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 件数だけでもいいですから。

○桃原朗 委員長 企画政策担当技幹。

○企画政策担当技幹 件数等で表現したいと思いますので、提出いたします。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 よろしくお願ひします。それと、もう一点、60ページの住民基本台帳費の03個人番号カード交付事務運営費で1,800万円余り減になっていますけれども、委託が900万円ほど減ですけれども、減になった理由を説明お願ひできますか。

○桃原朗 委員長 市民課長。

○市民課長 減の主な理由なのですが、執行残による理由なのですが、マイナンバーカードは政府が令和4年度までに全国民に対して交付するという目標がございました。宜野湾市としては、それからすると、毎月

3,100枚、100人に対して交付しなければならないということだったのですが、実質、今平均1,162名、平均なのですが、ありまして、そうすると、約2,800枚余り、900枚余りが、1,800枚ですか、されていないということがございます。

あと、マイナンバーカードセンターを令和3年8月からオープンしておりますので、それに伴う入札の執行残であったりとか、そういったものもございまして。また、先ほど言ったマイナンバーカードの交付が、なかなかできていないということと、新型コロナウイルスの関係があつて、予定していた出張申請が全くできていないという状況もございまして、それに伴う時間外の残とか、そういったものもございまして、大幅な執行残がありましたので、今回補正減とさせていただきます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 出張申請に関しては、今年度からの予定でしたか、次年度からかなと思っていたのですけれども。

○桃原朗 委員長 市民課長。

○市民課長 来年度は、出張申請をすごく予定しているところではありますが、今年度においても、できる出張申請は、年度末からやる予定で進めておりましたが、今、新型コロナウイルスの関係もあつて、例えば自治会とか、企業、サンエーとか、そういったところでやろうという計画はございました。ただ、自治会からも、現状では今できないということもございましたし、サンエー等で予定していたものも中止になったりとかしている状況でございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 ぜひ次年度、次年度といっても来月からですけれども、出張申請、頑張ってくださいね。

○市民課長 ありがとうございます。

○平良眞一 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。2款1項1目の47ページ、一般管理費の説明欄02の秘書事務運営費の政策参与報酬40万円の減額について説明をお願いします。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 47ページの2款1項1目、説明欄02の秘書事務運営費の政策参与報酬の減でございますけれども、これは支払いに関しては、こちらに月曜日と金曜日に来ていただいているのですけれども、コロナの関係で、出勤がままならないということがありましたので、それを含めて予算減しております。以上です。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 すみません。出勤する予定だった日数と実際出勤した日数というのを資料でいただけますか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 出勤のものについては、基本、月曜日、金曜日という形でやっているのですけれども、その都度調整をして来ているのですけれども、この減については、コロナ期間で、ちょっとできなかった月もございましたので、それに伴う減となっております。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 理由は、コロナ対策ということだと思っておりますけれども、実数を伺いたいのですけれども、それは資料では。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 政策参与の出勤については、基本月、金という話をしたのですけれども、必ず月、金ではなくて、その都度来て調整をしていますので、休みがいつとかという形で決まっているわけではないものですから、その月で、今回まん防とか、そういったことがありましたので、そういったことを踏まえての減ということで、御理解いただきたいと思います。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 これはあれですか、令和3年度の予定していた金額に対して減額の補正ですか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 これは令和3年度のものなのですけれども、政策参与、月10万円掛ける12か月とかという形で、その月単位のもので、出勤はやっているのですけれども、日数についての何日出勤してくださいとか、そういった規定はございませんので、その都度のものになりますので、ただその月としてできなかった部分については減額をしてございます。以上です。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 予定の日というのは、ではなくして、実際に勤務されたという資料は出せますか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 以前もちょっと説明したかと思うのですけれども、政策参与の出勤については、何時から何時までということではなくて、その都度来て、例えば今日1時からとか、そのまま調整をして帰るときもありますので、実際に何時から何時までということについてのものはございません。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 時間ではなくていいのですけれども、日にちだけでも。よく見えない。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 業務自体が、いろいろな政策とか、そういったことについての相談事になっているので、実際調整をして、例えばこちら役所だけではなくて、別の部署、別の部署というか、別の調整とか、例えばそういうものも含まれていますので、それについては提出することは難しいです。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 お願いします。あと、ちょっとこれに関してもう一つあるのですが、リモートで、政策参与だったら、ディスカッションだったり、アドバイスとか、本当に一番大事なところだと思うのです。本庁舎にいらっしゃらなくてもリモートでやるとか、結構有効な手段だと思うのですけれども、そういった対策は取られましたか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 実際リモートも有効だとは思っておりますけれども、今回はやっていませんので、今後そういうリモート、今、委員お持ちの、そういったものが提供できて、外でもできるのかということについてはこれから確認していきたいと思っております。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。では、資料をお願いします。

○企画部次長 ちょっとすみません。資料は提出できません。

○宮城政司 委員 分かりました。

では続いて、2款1項1目一般管理費で、50ページの説明欄17の水道事業会計補助金事業、これはもしかしたら既に公表されているかもしれないのですが、何世帯、どれだけの世帯の方が、50%減額だったと思うのですが、こういった行政の頑張りを受けられたのか、分かるような資料があれば教えていただきたい。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 この繰り出しの金額1,808万5,000円のものでございますけれども、ちょっと何件まではあれなのですけれども、令和3年度6月から11月という形で対応させていただいております。何件ということまでは、確認はしておりません。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 それを資料で提供いただけませんか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 確認をして対応可能かどうか検討させていただきます。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 数字が挙がっている以上、ある程度根拠があるはずなので、それをぜひお願いしたいと思います。

続いて、2款1項6目企画費の説明欄12の宜野湾市企業版ふるさと応援基金積立事業で、先ほど上里委員からふるさと応援基金の資料要求があったのですが、企業版のほう、900万円の減になっているのですけれども、どれだけ見込んでいて、どれだけを想定して900万円の減としたのかという資料の提供をお願いいたします。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 これは資料っていうよりも、口頭で話せる範囲なので、昨年の6月に企業版の基金条例制定させていただいて、当初は1,000万円ということで、これは9割控除のPR、市外のほうをやるということで、実績が今のところ現在で10万円の2件しかないものですから、まだ年度は終わっておりませんが、1,000万円からちょっと下方修正をして、今900万円の減額になっているのですけれども、実際実績としては2件という形でございます。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。これは1回あたり10万円だったと思うのですが、2件ということは20万円ということですか。それとも2件の方がいて、何回かやっておられるのか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 別企業なのですけれども、10万円の2件です。先ほど宮城政司委員がおっしゃったようにその10万円の2件というのが今の実績でございます。

○桃原朗 委員長 資料要求の委員の方はいらっしゃいませんか。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 確認ですけれども、57ページ、2款1項9目の電子計算費の中で、04の社会保障・税番号

制度整備事業というのは、これはマイナンバーカードの発行事業、交付事業だというふうに認識していいですか。

○桃原朗 委員長 IT推進課長。

○IT推進課長 ただいまの岸本委員の御質疑ですけれども、マイナンバーカードの交付業務というシステムの改修委託料なのですけれども、44万円の減ですよ。サーバーの改修がありまして、これの改修費用の中で不要となった額の減でございます。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 こちらの01から05まで減の説明資料をいただけますか、説明というよりも。

○IT推進課長 はい。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 お願いします。

それから、今、野村課長、発行事業費、今回の補正はないですか、全く。マイナンバーカードの発行事業。これは、ここにはないですか、総務費の中にはないですか。

○桃原朗 委員長 市民課長。

○市民課長 マイナンバーカードは、先ほど60ページの中で補正減はございます。システムの改修とかはないです。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これは60ページの03カード交付事務運営費というやつがそうなのかな。

○桃原朗 委員長 市民課長。

○市民課長 そのとおりです。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 現在の交付状況、交付枚数と率は、どういうふうになっているのか。

あと、課長、11市とか、県内の他市もどんなふうになっているか、ちょっと比較したいのですけれども、そういうデータの資料はいただけますか。

○桃原朗 委員長 市民課長。

○市民課長 まず、令和4年1月現在の交付枚数が3万3,372枚で、交付率が33.22%となっております。

○岸本一徳 委員 では、すみません。今申し上げた資料をいただけますか。要は他市のパーセンテージとか、比較したいのでということです。

○桃原朗 委員長 市民課長。

○市民課長 資料を提供してまいります。

○岸本一徳 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時11分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時20分)

○桃原朗 委員長 続きまして、3款民生費、4款衛生費、保健衛生費、81ページの04の一部及び10款教育費、

110ページ、04、05、幼稚園費の一部について審査を行ってまいります。

質疑がありましたら挙手にてお願いをいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 予算書の80ページ、生活保護費です。

先月末の新聞報道でありました、那覇市と宜野湾市において、2016年から2018年にかけて35回にわたって337万円を二重受給をしていたということが報道でありましたけれども、これのちょっと説明をいただけませんか、どういうことなのか。

○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 答弁のほうをいたしますけれども、今ちょっと資料のほうは持ち合わせていませんが、先日の新聞報道等での二重戸籍による搾取というか、詐欺ということで、那覇市と宜野湾市というところで、二重に支払われていたという経緯がございまして、警察署のほうに告訴したという内容が新聞報道されました。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 報道では2016年から2018年とあるのですけれども、予算に現れたのですか。それともこれから現れてくるのですか。要は不正受給、二重受給していたわけだ、この方は。那覇市の方なのか、宜野湾市の方なのか、よく分かりませんが、予算に現れるというのは、どの時点で現れるのですか。

○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 その保護費は扶助費になりますので、この支払いは既に終わっております。それで、本人からの確認をして、多少なりとも毎月幾ばくかの返還金という形で、市の予算のほうに返還いただいているという形になっていますけれども、それは予算で見えるかどうかというところは、ちょっと申し訳ないのですけれども。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これまでの本会議、あるいは委員会でも生活保護に対しての質疑というのは、ケースワーカーの担当する基準を超えていると、件数を超えていると、職員の皆さんも大変難儀をされているというのは認識しているのですけれども、こういう事例というのは、やはり行っても会えなかったというのは、たくさんあると思うのですけれども、犯罪なのかな、本人が故意にやったら犯罪になると思うのですけれども、正しい支給というのかな、難しいところはあるかもしれませんが、やはり行って会えなかったら、なかなか会えないというのが多いのですか、本人に。

○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 通常の訪問というのは、やはりアポを取って……

○桃原功 委員 アポを取るということは、携帯電話は持っているの。

○福祉推進部次長 この方に限っては、やはり宜野湾市にも住所を置いていたというところもあって、作為でもって詐欺をしようとしているというところからすると、こちらも約束なしで、その実態をつかむために訪問をすることはあったと思いますけれども、この人に限っては、アポは取らないことだったと思います。通常の訪問については、アポを取って伺うと。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 皆さんも事業遂行していく上では、こういうことが出てしまうと大変だと思うのですけ

れども、ぜひ必要とされている方が受給できるようにお願いします。以上です。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** すみません。今の生活保護のほうで、まずは減額理由、生活保護事務運営費、生活保護適正化等事業の減額理由をお伺いしたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** 平安座委員の質疑の答えいたします。

まずは、80ページの02番、生活保護事務運営費183万円の減でございますけれども、こちらは会計年度任用職員のケースワーカーについて、5名配置をしておりますけれども、当初の予算の中では社会福祉士の資格を持っている方を想定して予算計上しております、4名中1名しか社会福祉士の資格を持っている方がいらっしゃらなかったの、社会福祉主事という形での任用を4名いたしましたので、当然時給等差が出てまいります。その部分の不用額としまして、今回183万円の減額が出たということになります。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。では、ケースワーカーが不足したとか、辞めたわけではなくて、社会福祉士がいないため、時給等で減額されているということですよ。分かりました。

先ほど桃原功委員からもあった二重戸籍の話なのですけれども、このケースワーカーさんが訪ねていかれたというふうに伺っているのですけれども、違いますか。ケースワーカーではなくて、居住調査等をしたら、その方はいなかったというふうに報道されていたと思うのですけれども、そもそもなのですが、二重戸籍がなぜ起きたというのが、私にはちょっと理解できないのですけれども、これは誰か説明できる方はいらっしゃるのか。私、二重戸籍が本当にあるのだと思って、すごいびっくりしたのです。なぜそもそも二重戸籍というのが起こるのか、誰か説明できる方がいれば、ちょっとその辺今回のとは関係ないかもしれませんが、ちょっと事件なので、説明できる方がいれば説明を受けたいのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 市民課長。

○**市民課長** 戸籍の二重戸籍というのが、件数でいうと令和2年度に47件ございました。今、全国で標準化に、令和7年度に向けて標準化というのが住民基本台帳であったりとか、年金制度であったりとか、そういったものでやっている状況で、今全国で法務局を中心に調べている状況があるのですが、そもそもなぜ発生するかということは、例えば戦前戦後の戸籍であったりとか、住民票が異動しました。しかし、それが届出がされていなかったりであったりとか、あとは紙からデジタルに移ったときに、そこがきれいにされていなかったとか、漏れがあったりとか、そういったことがあって二重戸籍が発生しているという状況はございます。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。こういう手続のミスとかというのは分かるのですが、今回のほうは、通称名で戸籍をつくっていたという多分案件だったと思うのですけれども、それがなぜ起こるのかが、ちょっと知りたいのですけれども、要するに本当の戸籍と違う名前での別の戸籍を持っていたという事案だったと思うのですけれども、それで私びっくりしたのですけれども、これがなぜ起きるのかが、ちょっと知りたいなと思っているのですけれども、分かる範囲でいいのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 市民課長。

○市民課長 すみません。ちょっと細かいことは、担当でない、ちょっと分からない部分がありますので、これは調べて資料提供していきたいと思います。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 すみません。今回この件ではなかったのですが、ちょっと事件になったので、お伺いしましたけれども、もしこれが宜野湾市のほかにも結構な数があるとなった場合、これは大変な問題だと思っていて、戸籍によって支給されたり、いろいろ行政としてはやっている部分がありますので、これは1度しっかり調べてやっていただきたい。

例えばこれは戸籍が宜野湾市にもあった、別名で戸籍が宜野湾市にもあったということで、今回いろいろ国からのコロナに関する給付金等も、これは実際支払われたと私聞いているのですよ、この生活保護以外にも。ぜひその辺はしっかり調べて、議会のほうにも、なぜこういうことが起きたのか、あと説明をぜひしていただきたいなということで、どの課の方か分からないですけれども、お願いしたいなということです。よろしくお願いします。以上です。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 3款でいいのですよね。

○桃原朗 委員長 はい。

○岸本一徳 委員 3款2項2目の、まず76ページの26保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業、教育委員会はいらっしゃらないはずですから、福祉推進部、保育士の。

あと、関連をしますけれども、後でまた申し上げますが、79ページの3款2項3目の放課後児童支援員等処遇改善、これも同じ、今回岸田内閣において2022年2月より介護・障害福祉職、それからまた看護職とか、保育士、幼稚園教諭などの処遇改善を目的とした賃上げが実施されることになって、介護とそれから障害福祉の部分は県が担当しますので、こちらに計上されていないということでして、今回ですから説明欄の26の保育士のことで、私は、これは個人的に資料を先にいただいているのですけれども、私の名前が出ておりません。

ここの部分で、なぜ処遇改善しなければならないのかというふうなことが分かるのであれば、そこから目的、これまで保育士の処遇改善というの、これまでもあったはずなのですから、過去の処遇改善と継続をしているのか、それとも違うのか、この辺も少し説明をしていただけませんか。

○桃原朗 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業につきまして、今日お配りしました資料の15、16を御覧ください。

本事業の目的なのですが、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢者への対応が重なる最前線において働く保育士、幼稚園教諭、保育教諭等、放課後児童健全育成事業を行う放課後児童支援員等の処遇改善のため、令和4年2月から賃金の3%程度、月額9,000円引き上げという内容になっています。先ほど言われた、これまでの処遇改善とは違う補助の仕組みになっております。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これは今まで毎年度処遇改善、保育士さんについては、あったのかという確認をしたいのですが。

○**桃原朗 委員長** 子育て支援課長。

○**子育て支援課長** これまでの処遇改善につきましては、子供のための教育・保育給付認定という国の事業がありまして、国が定める保育士の給与の水準になります公定価格っていうものに基づいて処遇改善を行ってまいりました。ですから、毎年、各保育施設からの申請に応じて加算をつけたりとかしまして、処遇改善を行ってきたところではあるのですけれども、今回のものにつきましては、国が別立ての国の補助事業として実施しておりまして、内容についても3%程度引き上げるというものになっております。本体部分のほうになっていますので、これまでのものは、どちらかといいますと、処遇は公定価格に基づくものにつきましては、加算の考え方のほうが大きかったですのですけれども、今回のものは本体部分を上げるとか、手当によってもできますので、ちょっと違う補助金になっております。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 例えば一例ですけれども、保育所は宜野湾市が直接職員を配置してやっている公立保育所と、それから私立の保育所、認可保育園、これは国、県、市の、いわば予算措置で運営されているというふうに思うのですけれども、そこにも処遇改善としてやらないといけないかという、今、例えば地方公務員である市の職員が配置されている保育士さんと、やはり待遇が違うのだということが前提になっているのだというふうに思うのですけれども、どのぐらいの差があるかというのは、今は説明しなくていいですけれども、そういうことだというふうに私は認識をしておりまして、今回の。

それで、保育士さんのなり手、保育士さんをちゃんと継続していただく、それが待機児童を解消していく上で非常に必要だからということで、国も手厚くそこはやっているというふうに認識をしているのですけれども、素朴な疑問です。県の監査なりなんなりというのがあって、基準の、ちゃんと賃金というのですか、給与というか、そういうものが本来保育所、私立の保育所においても認可外ではないですから、そういうところにも、ちゃんと監査も入るし、そういうふうなことで、ちゃんと水準というのですか、給与水準というか、給与について、例えば市内の認可保育園も、恐らく調べたら、ばらばらではないかなというふうに私は今思っているところなのですけれども、そこについては、県は何もそういう対策というか、手を入れて、差し伸べて、そういうふうな対策をできないのか、やっていないのかというふうなことを、市のほうから見たらどんなふうに御説明できますか。

○**桃原朗 委員長** 子育て支援課長。

○**子育て支援課長** 今おっしゃっている、市から認可保育施設等に支払われる給付費につきましては、人件費に充てる、特に処遇改善の部分については、必ず人件費に充当しないといけないというルールがありまして、そのための調査も毎年行われています。実際に人件費として県のほうから、職員に対して幾ら払ったのかという実績額調べというものがありまして、それを基に実際に支払った額が処遇改善で、市から給付されたものと同じ程度になっているかという調査を行っています。それがもし不足してしましたら、不足額として県のほうから、また認定が下りまして、それをまた翌年度以降、必ず人件費として支払ってくださいという流れで事務を進めております。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 極端な話、例えば正職員を少なくして、例えば臨時みたいな、任用職員でもしやっている場合には、これは違反というふうに認識してよろしいですか。ということは、そこでは措置された予算なり、

財源なりというのが、人件費を多少なりとも浮かす目的、その用途の部分が、また別にあるのではないかなというふうに思ったりするものですから、あと認可保育園、私立の保育所についても、後々は10年なり、20年たつと、建て替えをしないといけないという、そういう建設の資金としても内部留保しないといけないという部分もあるではないですか。

でも、そこはちゃんと措置された、この財源なり、予算なりという部分を適正に執行していたら必ず積み立てられるものだと私は思っているのですけれども、極端に言えば内部留保が多過ぎるから、そういうふうにしてやらないといけなくなっているのではないかと素朴な疑問があるのですけれども、そこは率直に言ってどんなですか。

○**桃原朗 委員長** 子育て支援課長。

○**子育て支援課長** 処遇改善、市から運営費として支給されているお金につきましては、給付費につきましては、この処遇改善につきましては、必ず人件費に充当するよというルールがあるのですけれども、それ以外の運営費につきましては、特にそういう縛りがなくて、やはり園ごとの裁量に委ねられていまして、宜野湾市の場合、大体70%、支払われた給付費のおおよそ70%程度が給付費に充てられているような形になります。園ごとに開きもありまして、高い園もあれば低い園もある状況でございます。

実際に園のほうの裁量に委ねられてはいるのですけれども、先ほど言った実績額調べで、処遇改善のほうについてはチェック機能をしていると思います。以上です。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 答えにくい部分があるのかなというふうに思いました。今回保育士さんなり、それからまた福祉推進部で児童センターを持っていますよね。それから、放課後児童クラブは、先ほど申しあげました、ちょっと別のページになりますけれども、そこも計上されております。例えば児童センターもそうですけれども、臨時職員の方、任用職員の方でしたら、賃上げの対象になると思うのですけれども、うちの宜野湾市の職員にも、そういう処遇改善ということで対象になっているのか、なっていないのか、ここら辺の説明をいただけますか。

○**桃原朗 委員長** 子育て支援課長。

○**子育て支援課長** 国の今回の補助基準の中身は、公立の正職員についても対象となっておりますが、宜野湾市としては、今回の会計年度任用職員の処遇改善を図っていくような、会計年度任用職員のみ予算計上になっています。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 今の話では、地方公務員である市の職員も対象にはなっていると、国のほうでは。でも、人勸なりなんなりで、市はちゃんと合法性といいますか、ちゃんとそこもまた交渉は、市職労なり、組合との、労使で合意しないとできないとかという、これは法的にはどうなるか分かりませんが、そういうふうなことで、ちゃんと処遇については安定しているし、そこは大丈夫だと思うのですけれども、むしろ認可保育園の、私立の保育所の方々に、あとは児童センターなり、それからまた放課後児童センターなりというふうなことで、やはり手厚くしなくてはいけない部分というのですか、そこはしっかり今回の予算計上ではされているというふうに認識をしてよろしいのですか。むしろ、公務員である市の職員に対して、今回外しましたというのだけれども、それは恐らく格差があるので、当然だというふうに思うのです。むしろ、そ

れ以外の方々への処遇改善にしっかり充てていただきたいなという私の思いもあるのですが、そのことについて御説明いただけますか。

○桃原朗 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 今回の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業につきましては、私立の施設につきましては、補助基準額上限掛けるの施設数で予算計上しておりますので、全ての施設から申請が上がってくることを想定して予算措置しております。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。ちょっとお待ちください。

○岸本一徳 委員 はい。

○桃原朗 委員長 ほかの方いらっしゃいませんか。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。いろいろ減額があつて聞きたいのですが、73ページ、3款2項2目児童措置費の説明欄の14番、待機児童対策特別事業で、県補助金が716万7,000円減額になっているから、この補助金が減額されたのか、それとも申請がどうか、補助金自体が必要なくなったから、こういう国からの事業費も補助金も減額したのか、すみません。その仕組みを教えてください。

○桃原朗 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 この事業につきましては、認可外施設の運営費、また保育材料費、あと施設改修費の分を補助するメニューとなっております。今回の補正減の理由なのですが、施設改修費につきまして、こちら認可外は無償化対象施設ということで、無償化の制度が始まって、無償化対象施設に該当させるためには、県の基準も受けないといけなくて、特例措置で5年間の猶予期間を設けております。その間に、この基準がするように施設の改修をしてくださいということで、改修費を設けております。当初2施設を予定して計上しておりました。年度途中で1施設の申請があつて、決定まで行つていたのですが、物件のほうと調整ができなくて、改修費がちょっと取下げになつてしまつて、今回不用額が2件分出たことにより更正減ということで、この部分が、改修費が不用になつてしまつた。認可外保育施設に改修費として補助するものが、ちょっとなくなつてしまつたために歳出の執行残が出たことによる補正減となっております。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 2件応募があつて、2件とも必要なくなつたということですか。

○桃原朗 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 通常どのぐらいの申請が出るかというのが、ちょっと見えないものですから、当初予算の段階では2施設を一応予定して組んでいる状況でございます。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。

すみません。ちょっと単発なのですが、3款2項2目、74ページです。3款2項2目の児童福祉費の中で、説明欄17、特別支援保育事業というところで、1,800万円、補助金の減があるのですが、こちらの理由をお伺ひします。

○桃原朗 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 特別支援保育事業の減額の理由でございますが、この事業は発達に課題のあるお子さんに、保育士の加配の配置をして適切に保育が行われるようにするための事業になっているのですが、

当初想定した加配の保育士数よりも、実際の配置した保育士数が少なかったために、その補助金が減額になっております。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。ほかにも、いろいろこういう補助系のもので減額されたり、そういう理由がいろいろあるのだらうと思うのですが、心配しているのは、実際やろうしていた、こういう福祉というものが、できない状況になっているのかなと懸念していて、本当はできれば1個1個聞いていきたいのですが、時間もあまりないので。

あと、もう一点、71ページ、3款2項2目の保育所の運営事業等の中で会計年度任用職員の報酬が減額されているのですが、この辺りの理由はいかがでしょうか、説明をお願いします。

○**桃原朗 委員長** 子育て支援課長。

○**子育て支援課長** 保育所の運営事業の会計年度任用職員の減額ですが、これは令和2年度の当初から保育士不足の状況もありまして、今回雇用したい数よりも応募が少なかったために会計年度任用職員の時間給を減額しているものです。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** 何名ぐらい必要で、実際何名不足しているか、分かりますでしょうか、数字で出せますか。

○**桃原朗 委員長** 子育て支援課長。

○**子育て支援課長** すみません。今はちょっと、後で調べてお答えします。

○**宮城政司 委員** 以上です。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 1点だけ資料の提供をお願いしたいのですが、3款1項1目、66ページの説明欄08沖繩子どもの貧困緊急対策事業の1,600万円余りの減額、また国庫補助が1,400万円ぐらい減額されているのですが、この減額の理由がわかる資料と、あと国庫補助の1,400万円以外に、あと会計年度任用職員と、あと使用料及び賃借料というのは何なのかというのと、あと最後に補助金が減額されているのですが、この補助金というのは何なのか分かる資料の請求をいたします。

○**桃原朗 委員長** 福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** 66ページの説明欄08の沖繩子どもの貧困緊急対策事業でございますけれども、委員、この減額については162万1,000円ということによろしいでしょうか。

○**平安座武志 委員** すみません。

○**福祉推進部次長** 聞き取った内容の中から、まずは使用料と賃借料の減ということになりますけれども、この減額については、子供の居場所という形で委託をしておりますので、コロナの影響で、その居場所の開催ができなかったことによるものです。この使用料及び賃借料については、自治会の施設を利用させていただいておりますので、その使用料が実際には予定していたのですが、開催できなかったために減となっております。それと、補助金でございますけれども、これは居場所を開催した際にボランティアさんを募るのですが、その運営の補助金として捻出しているのですが、その分の開催がされなかったことによる減額となっております。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 使用料及び賃借料は、自治会でやっている分に関しては、要するにホールなりなんなり使用料を払っていたということで理解しますが、それでいいのですか。

○福祉推進部次長 はい。

○平安座武志 委員 ところが、補助金というのは、ボランティア、要するに直営ではないということの、ボランティア団体に払っている補助金の減ということなのですから、これはコロナの影響で開けなかったから減ということなのですか、もう一度説明をお願いします。

○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 大変失礼しました。ボランティア団体に委託をしておりますので、予定では5施設、たしかそうだったと思うのですけれども、を予定しておりましたけれども、令和3年度は3施設の団体が居場所をしておりますので、その分の不用額としての36万3,000円となっております。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 5施設を当初予算で組んでいたということなのですか。それで、3施設しか運営をされなかったという理解でいいのですか。そして、余った金額が36万3,000円ということなのですか。この子供の居場所運営ですか、ボランティア団体。

○福祉推進部次長 はい。

○平安座武志 委員 月5万円でしたかね。

○福祉推進部次長 そうです。

○平安座武志 委員 月5万円ですと、2施設を、要するに開かれなかったから、2施設分の余った金額となると計算が合わないのですけれども、説明をちょっといただけますか。

○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 申し訳ありません。この金額については、資料で提供させていただきたいと思います。申し訳ありません。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 資料でいただければ。お願いします。

○桃原朗 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 すみません。先ほどの宮城政司委員の質疑にありました、保育所の会計年度任用職員の雇用できなかった人数なのですから……

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 すみません。

○子育て支援課長 先ほど御質疑いただきました、会計年度任用職員の雇用できなかった人数なのですから、公立保育所を合わせまして7人になっています。

○桃原朗 委員長 よろしいですか。

○宮城政司 委員 はい。

○桃原朗 委員長 ほかになければ進めていいですか。

(「追加でいいですか」という者あり)

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 すみません。繰越明許費の理由の中で、3ページ、児童手当事務管理事業でシステム改修について年度内改修が見込めないため、これはなぜ見込めなかったのか、理由を。当初は、多分年度内で終わらせる予定だったように感じられますので、その原因を伺いたいのですけれども。

○桃原朗 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 児童手当事務管理事業のシステム改修の件なのですけれども、令和4年度のほうに児童手当法の改正がございます。それに向けてのシステム改修を予定していましたが、今進めてはいるのですけれども、給付金の対象のシステム改修等ちょっと固まっているところがありまして、ちょっと進み具合が遅かった点もありますので、念のためにシステム改修を、3月31日までに改修が終わらなかった場合を見込んで計上しております。今進めているところなのですが、ちょっと今進捗状況が、年度内に終わりそうな形も見えてきておりますので、その当時は年度内改修が、ちょっと見込めなかった、業者さんとの調整が、ちょっと遅れている状況もありましたので、そのために計上させていただきました。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 当初の作業ボリュームの見込みが、ちょっと甘かったとか、そういう部分があったということですか。実際には、やってみたらうまくいって、年度内に終わりそうというふうなことの説明ですか。

○桃原朗 委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 改修に入る時期が、国からの、大本のシステム改修のものが、この沖縄の事業所に下りてくるのが、ちょっと遅くなったというのもありましたので、それも見込んで、ちょっと早めに取りかかるようにはしておりますが、それで念のためにということでやっております。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございます。

あと1点、80ページ、3款3項生活保護費の件なのですけれども、コロナ禍の影響を知りたくて、ここ4～5年ぐらい、生活保護受給者の推移、増加していないかということの心配があるのですけれども、資料でお願いしたい。

○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 生活保護受給者の推移、提出してまいりたいと思います。

○宮城政司 委員 申請者数と実際受給した人数両方分かると。

○福祉推進部次長 申請があつたけれども、それが……

○宮城政司 委員 認定できなかった人もいれば、できた人もいると思うので、その辺りが分かる人数。

○福祉推進部次長 資料のほうで提出してまいります。

○宮城政司 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 すみません。3款2項2目の児童措置費の件についてお伺いしたいのですけれども……

○桃原朗 委員長 何ページですか。

○上里広幸 委員 すみません。70ページです。3款2項2目なのですけれども、児童措置費の件で少しお伺いしたいのですけれども、当初予算の中で計画していた事業が、取り組めなかった事業等がございますか。当初予算の中で、当初計画していた政策事業等で取り組めなかった事業等もありますか。コロナの影響だっ

たり、予算が獲得できなかつたとか、本年度取り組もうと思った事業が取り組めなかつた事業等も出てきているのか、そういったことがあるのかだけ確認、なければ結構です。

(何事かいう者あり)

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 もし今資料等がなければ、後ほど確認させてください。

(何事かいう者あり)

○上里広幸 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後0時04分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後0時07分)

○桃原朗 委員長 審査中の議案第2号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

午前の会議はこれで終わり、午後は1時30分から会議を開きます。その間休憩いたします。(午後0時08分)

◆午後の会議◆

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後1時30分)

これより午後の会議を進めてまいります。

午前に引き続き、議案第2号に対する質疑を許します。4款衛生費、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費について一括して審査を行ってまいります。

質疑がありましたら挙手にてお願いをいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 繰越明許費からお伺いいたします。

7ページ、保健衛生費、宜野湾市地球温暖化対策実行計画推進事業の400万円、特に資料要求はしていなかったと思うのですが、これの繰越明許の理由について教えてください。

○桃原朗 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 繰越明許ということで出しているのですが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う県内のまん延防止等重点措置等の指定により、審議会開催に不測の日数を要するというで出しておりました。でも、日程が調整できておまして、審議会はクリアできそうなので、繰り越す予定はないです。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 審議会についてはズームとかで開催できるという理解でいいのですか、オンライン会議とか

で。

○桃原朗 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 通常開催で今予定しております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 こういう繰越明許って、今は実行できるという見通しが立っているけれども、取りあえず不安なので、計上したということなのですか、繰越明許。

○桃原朗 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 それも要因の一つであります。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この温暖化対策実行計画推進事業の、本会議では資料要求していないのですけれども、年度内に終了して、推進事業の進捗度、あるいは今後の計画というのをお尋ねしたいのですけれども、要はつくりますよね、実行計画を。それに伴い、どうやって行政の各部署等に、それをすり合わせていくのか、実行していくのかというのを市民に明示しないといけないと思うのですけれども、その辺の計画というのを伺いできますか。

○桃原朗 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 委員の御質疑にお答えします。

今、策定の準備をしていて、まだ策定が済んでおりませんので、分かり次第、どのように公表していくかというのを検討して対応してまいりたいと思います。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 策定の準備をこれからというのは、冊子を作るためのことを言っているのか。何を策定の準備とするのか、それをもう少し細かく説明できますか。

○桃原朗 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 審議会が今まとまっているということではありませんので、しっかり審議会を終えて、策定ができたときに完成品を市民向けに、あるいは事業所向けに公表できるように準備してまいりたいと思っております。

○桃原功 委員 分かりました。そうすると、実行できるわけだから、冊子も作られるのですか。その完成のめどは、いつ頃できそうですか。

○桃原朗 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 審議会日程が3月29日となっていますので、答申を得て、それから製本に入りますので、若干日数をいただければと考えております。

○桃原功 委員 分かりました。以上です。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。補正予算書の82ページの4款1項2目の予防費、説明欄04の予防接種事業で委託料が264万9,000円減額されていますが、これはどういった委託料で、なぜ減額されたかということの説明をお願いします。

○桃原朗 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 宮城委員の御質疑にお答えいたします。

予防接種事業の委託料の264万9,000円減額の内容についてですが、令和元年度から実施している風疹抗体価検査及び風疹の予防接種及び国保連合会への事務手数料の委託料の減額の合計額となっております。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。これは、ほかにも予防接種ってあるかと思うのですが、その風疹の件だけということですね。分かりました。

令和4年度まででしたか、令和3年度まででしたか、どちらでしたっけ。

○桃原朗 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 当初令和3年の途中までは、この事業自体、令和元年度から令和3年度までの事業ではあったのですが、国の想定していた風疹抗体価検査、予防接種の対象者に対して人数等が予定より伸びていない状況がありますので、引き続き令和4年度から3年間は実施するというので、今年の1月頃の国の方針で決定しているところであります。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 大切な予防接種だと思っているので、ぜひ継続いただければと思います。

続いて、次の83ページ、4款2項2目予防費の説明欄06のところ、新型コロナウイルスワクチン接種事業の委託料1億2,178万円、この減額の理由の御説明をお願いします。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康増進部次長 83ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業委託料1億2,178万4,000円の減額についてでございますが、こちらの部分は国のほうの予防接種の指示のほうで、当初予定していなかった、今年度最初の頃は、1回目、2回目接種の指示があったところですが、年度途中に追加接種、3回目接種等がございましたので、補正予算等で増額等もしたところがございます。

ですが、コンベンションセンターにおいて、県の広域ワクチン接種センターの実施事務の中で時間外手当とか、休日手当とか、そういったところも支出のほうの手当の必要性があるというような形ではあるのですが、増額はしたのですが、その部分が広域ワクチン接種センターの部分に関しては沖縄県医師会が所在する南風原町、接種部分に関する見込みの部分が、ちょっと後ろ倒しになった部分もあるものですから、その部分のほうを再積算して、今年度実施予定額から1億2,178万4,000円、ほかの委託料も見込んでございますが、その部分を減じているところでございます。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 これは接種率とかというわけではなくて、あくまでそういう人件費的な部分での算出ということですか。もしできれば、この金額も大きいので、説明していただける資料をいただけたらうれしいのですが。内訳といただけますか。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康増進部次長 宮城政司委員の御質疑にお答えいたします。

予算現額から見込額に関する資料のほうがございますので、その部分において資料を提出したいと思いません。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 お願いします。ありがとうございます。

続いて、次の84ページの4款1項3目環境衛生費、説明欄の01のところ、もしかしたら過去に出されているかもしれませんが、西普天間住宅地区の公営墓地、どの辺りになるか、場所が分かるような、もう決まっていますか。この辺りだよという場所、資料で提出いただけますか。

○桃原朗 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 地図を持ち合わせていないので、どの辺というのが、ちょっと説明しづらいのですけども、北側のインジャーのある場所で、住宅地区に近い場所に公営墓地ゾーンというのが設計されていますので、そこで行う事業でございます。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 いつかちょっと個別でも教えてもらいたいと思うのですが、委託料616万円減額の理由を説明をお願いします。

○桃原朗 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 これは公営墓地整備事業に係る事業でございます、この委託料、3事業の内訳としましては、1つ目に、令和2年度に埋蔵文化財の発掘調査が行われ、その資料整理ですね、出土した置物の資料整理に当たる支援業務、それから地質調査業務、地質ボーリングによる、納骨堂を建てるための支持層を確認する、そういった事業、それから地質調査に伴う環境保全事業、これは小動物を調査し、移動させるという内容の業務で、その入札残になります。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 残ということは、もう少しかかる、この金額プラスぐらいかかる予定だったのが、低く収まったということですか。

○桃原朗 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 そうです。入札による残です。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 続いて、86ページの5款は大丈夫ですね。

○桃原朗 委員長 大丈夫です。

○宮城政司 委員 5款2項2目の勤労青少年ホーム管理費の説明欄01の4、469万円の勤労青少年ホーム管理運営費の工事請負費の削減、減額の理由を御説明をお願いします。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 宮城政司委員御質疑の勤労青少年ホーム管理運営費の工事請負費ですが、当初アスベストの含有を想定して予算を計上していたのですが、実際工事を実施しましたら、それほどアスベストがなくて、いろいろなそういった経費が必要なくなったということでの減額というふうになっています。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。よく分かりました。

続いて、90ページです。7款1項2目の商工振興費の説明欄04の中小・小規模事業者支援事業500万円減です。この理由と実績を伺ってもよろしいでしょうか。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 90ページの説明欄04中小・小規模事業者支援事業、こちらの事業については、商工会に委託をして、市内の中小企業者の相談支援を行っている業務なのですが、その中身としては、社会保険労務士とか、そういった専門の方々に委託して相談を受けるのですが、昨年度から雇用調整助成金とか、国が実施している、その相談とか、申請手続ですとか、そういったものを中心にやってございましたが、今回ちょっと想定していたよりは、雇用調整助成金を受ける場合は従業員に給与手当をしないといけないのですが、実際は休業しているけれども、支払いをしていない、手当を支給していないとか、そういった事業者等が多くて、その辺で実際申請までには至らなかったというのが多くて、その分ちょっと件数が減ったということで減額の補正になっています。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。実際に申請があった件数と受理できた件数、受理できなかった件数を資料でいただけますか。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 今年度の相談件数等の実績の資料を提供していきたいと思います。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。以上です。

○桃原朗 委員長 ほかに。桃原功委員。

○桃原功 委員 同じページなのですがけれども、90ページ、7款1項2目、01商工振興事務運営費、コンベンションシティ会活性化事業補助金55万6,000円の減額ですけれども、なぜ減額になったのか。コンベンションシティ会から申請はなかったのか、詳細の説明をお願いします。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 桃原功委員御質疑の90ページ、説明欄01商工事務運営費、コンベンションシティ会活性化事業補助金ですが、例年約80万円ほどの補助を交付してございます。今年度につきましては、新型コロナウイルスの影響でシティ会が予定しておりました、イベントが中止になってございまして、その分のイベントに係る費用を除いた形の執行といたしますか、全く申請がなかったわけではなく、申請はございましたが、イベントが中止になった分を除いた分の実績になってございまして、その分が、イベントに係る分が減額の実績になってございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 イベントというと、トロピで何か音楽祭みたいなものがありましたよね。ああいったものですか、イベントというのは。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 予定していたイベントは、宜野湾漁港でハーリー大会、令和元年度に1度ハーリー大会をやっているのですが、昨年度と今年度はコロナの影響で中止になってございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 トロピカルビーチを使つてのミュージックフェスタ、あれはこの予算ではない、別物ですか。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 桃原功委員の御質疑にお答えします。

トロピカルビーチを使つてのものは、こちらはトロパという事業で、観光農水課が持っていた事業です。

これは平成31年度で終了しております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 結局イベント以外の経費は、80万円のうち30万円ぐらいは執行できているけれども、イベント等ハーリー大会はできなかったということで、理解しましたけれども、イベントは集客を高める、にぎわいを創出して集客を高めているということだと思えるのですけれども、それでもコロナで大変だから、シティ会は厳しいですね。イベントだけではなくて、各店舗、店舗の事情に合った使い方もできないのかなと思うのですけれども、イベントがなかったから、これはちょっとあげられないよではなくて、やはり厳しいことは厳しいわけですね。だから、イベントをやろうとした。それでもコロナでできないと。であれば、イベントで苦しい事業者の方々に、この80万円、あるいは50万円を、やはり予算が取ってあるわけですから、コロナという特殊事情で、やはりその分イベントは開催できないけれども、各店舗にそれを回すという議論というのはなかったのですか、皆さんの中で。

○桃原朗 委員長 商工振興係長。

○商工振興係長 すみません。私のほうからお答えします。

今、シティ会さんのほうといろいろと調整させていただいて、その中で今回イベントはないと。それ以外にシティ会に入っている皆さんに感染予防とか、そういったものを使うことはできないかというお話もさせていただきました。なかなか集まることができないとか、そういった理由もありまして、集まって考えることが、ちょっと今はできない状況ということもありまして、イベント以外の考えは持てないということで、最終確認をした上で25万円の決定をさせていただきました。

令和2年度に関しましては、感染予防とか、そういったものに使用するような形で使わせていただいたのですが、今年度は、そこまでの話は、一応何度も折衝はさせていただきました。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 集まることができないというのは、シティ会の役員会が招集できなかったということ。

○商工振興係長 そうです。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 2月末まではベ이스ターズキャンプがありますよね。多目的広場、あるいはその市立野球場等を使ったキャンプだけれども、そこに集客は、来るわけですね。マスコミであったり、あるいは追いかける方々であったり、全国から。その人たちをターゲットにしたコンベンションシティ会のイベントって開催できなかったの。

○桃原朗 委員長 商工振興係長。

○商工振興係長 すみません。今の御質疑にお答えします。

開催できなかったのという御質疑なのですが、私たちは、さっきも何度も言ったのですけれども、何かいろいろ、そういったシティ会を使ったイベントではないのですけれども、そういった何かできないかということとはしたのですけれども、なかなかいい答えはなくて、最終で、25万円ですと本当によいのですよということも確認した上で、3月補正で落としますよということも言った上でしかやっていないものですから、ちょっとできなかったのということの回答は、なかなか難しいところではございますが、そういった回答になります。が、申し訳ございません。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今回の答弁からしたら、皆さんとしては、本当に25万円でもいいのですかと、支出したい意思是十分にあったけれども、なかなかシティ会のほうが、コロナで疲弊しているのか分からないけれども、そういうイベント等ができなかったということなのですか。

○商工振興係長 そういうことでございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 であれば、例えば我々市議会も24名が開会日にベ이스ターズのブルゾンを着て、ベ이스ターズを応援しているよとアピールしたのですけれども、こういうブルズンを購入して、シティ会の役員に配るという、それで予算を使っていくという案はなかったのか。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 桃原功委員のアイデア、ありがとうございます。もちろん、係長からもあったように、いろいろな投げかけ等は行ってはきておりますが、あくまでもシティ会の事業ですので、シティ会が考えて、申請をしてくるという形になるので、アイデア等いろいろ議論等は出した上で、今回はシティ会のほうが取り組めなかったという状況ではございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 日々の事業運営に、もう本当に毎日難儀をされている経営者の方々、あるいは従業員の方々も大変だと思うのです。こういうのは、やはり縦割りに、イベントが開催できないから使用できない、皆さんの意思是、出したいという意思があったというのは十分に伝わってきましたので、やはりそういうことによってもベ이스ターズの方々は、あそこを通るわけですよね、バスなり、車なり。そうすると、ベ이스ターズのキャンプに来ていただいた彼らも喜ぶのではないですか。また、来年も頑張ろうとか、今年はまだ始まっていないけれども、やはりアイデアも皆さんがシティ会に提供して予算も提供していくというので、予算を執行していただきたかったなというのがあるのですが、すみません。いろいろ出しゃばった意見をしましたけれども、以上です。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 83ページの4款1項2目の06新型コロナウイルスワクチン接種事業、マイナスの1億1,930万9,000円の補正減なのですけれども、当初予算は4億7,000万円から1億1,000万円余の補正減が出ているのですけれども、途中で補正がありましたかね、当初予算、予算書を見て、4億7,000万円はいつているのですけれども、今回のマイナス補正に至るまで何回か動いていますか。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康増進部次長 岸本一徳委員の御質疑にお答えいたします。

補正予算書83ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業においては、6月補正、9月補正、12月補正、それぞれ接種回数が増であったりとか、以前申し上げたとおり休日とかの加算であったり、あるいは今現時点で見える最終的な補正等を含めまして、6月、9月、12月、3月補正と行ってございます。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 単純に委託料のほうなののですけれども、当初予算が3億8,000万円でしたけれども、実際には、これは最終補正ですから、どのぐらい執行したのか、執行残があるのかということになるかと思

ますけれども、途中で補正して補正増をやっても、またマイナスしないといけないとかというのもあったのかなというふうにも思いますけれども。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康増進部次長** 現時点で3月が最終補正で、今現在執行中でございます。委託料全部ではございませんが、集団接種の接種費用のほうで2億2,755万7,000円を見込んでございます。また、個別接種等、市外医療機関等もございますが、ここは2億821万4,000円の執行を見込んでいるところでございます。先ほど申し上げたとおり、何度かの補正等をして、確認等をしてございまして、その中から不用額を今回計上しているところでございます。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** この委託料というのは、例えばドクター、看護師も含むのかな、そういう方々の人件費に当たる委託料というふうな解釈でよろしいのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康増進部次長** 岸本一徳委員の御質疑にお答えいたします。

12節委託料にどういったものがあるのかという形でお答えいたします。まず、システム改修の業務委託であったりとか、あるいはデータ入力の業務委託であったり、あるいは先ほど来申し上げています、予防接種に関する医療機関に対する委託料であったりとか、あるいは集団接種の会場運営等、あるいは接種に関する費用の委託料を、そういったものが委託料の中で計上してございます。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** すみません。概略でいいので、この資料とかというのはいただけるのですか。この補正のほうの予算書だけでは、流れが全然分かりませんので、これまでも6月、9月ですか、それから臨時議会も含めて、もしかしたらあったのかもしれませんが、その中で、様々動いてきたというわけですから、見込みで結構ですので、まだ3月、全て執行したわけではないはずですので、見込みで結構ですので、概略どんなふう動いてきたか、計画どおりになっているのかというふうなことを確認させていただきたい資料をお願いしたいと思うのですが。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康増進部次長** 岸本一徳委員の御質疑にお答えいたします。

当初予算計上のときには、今年度からの新型コロナウイルスワクチン接種ということで、今現時点で行われている集団接種の想定等はございませんでした。ですので、12節委託料の最終的な金額は、このような形になりますよというような資料を提出したいと思っております。

○**岸本一徳 委員** よろしく申し上げます。いいですか、まだ。委員長。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 次に、81ページの4款1項1目の03の妊婦健康診査事業、これはゼロになって財源組替え、上の丸の妊婦健康診査事業費の165万円が財源組替え、どこどういうふうになっているのかということの説明をお願いしたいということなのですが、これは当初予算は1億1,000万円余り計上されていますよね。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 81ページの妊婦健康診査事業ですけれども、30ページをお開きください。岸本委員、30ペー

ジを今お開きになっておられますか。

○岸本一徳 委員 はい。

○企画部次長 30ページの15款2項10目のところの3節特定防衛施設周辺整備事業の中に妊婦健診があるのですが、財源追加、今回この部分で増額がありましたので、その部分の増を財源組替えて、そこに充てたということでございます。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 次長、当初予算では妊婦健康診査事業費ということで、国庫補助金で5,000万円、それに単純に、これは165万円、上乗せしたというだけのことなのか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 当初予算では、岸本委員おっしゃるとおり5,000万円あったのですが、その増額がありましたので、その165万円を上乗せして充当したということでございます。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 要は、この4款1項1目の妊産婦健康診査事業費、当初予算が1億1,077万2,000円なのですが、これがいわゆる足りなくなって増になったという、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 歳入のところで、もともとそこに充てる充当率は低かったのですが、その充当率を上げて、その上げた分が165万円、そこで充てて予算組替えをしたということでございます。

○岸本一徳 委員 あとは、決算でしか分かりませんという話ですね、執行は。

○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 そのとおりです。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 その下の04のこども医療費助成事業ってありますが、これも34万2,000円の補正増なのですが、当初予算では2億7,229万円計上されておりますけれども、途中どうなったか分かりませんが、今回の最終補正では、こども医療費の助成事業が34万2,000円補正増になったという、その理由についてお願いします。

(「休憩をお願いしていいですか」という者あり)

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後1時52分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後1時53分)

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 では、取り消します。以上です。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 すみません。91ページ、7款1項3目、説明04琉球海炎祭支援事業ですが、コロナ禍で中止になったということでその辺の説明をお願いします。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 石川慶委員の御質疑にお答えします。

石川委員おっしゃるとおり、宜野湾市での開催は、今年も見送りました。その代わり今年度も12月25日に名護市のカヌチャリゾートで同じような海炎祭を実施しております。前回は、アフターコロナにおける沖縄県と宜野湾市の観光誘致を目的としたPR動画とか、いろいろ費用を支出してつくったのですけれども、今年度につきましては、いろいろ検討はしたのですけれども、去年に代わるような新しい取組、映像をもっとブラッシュアップするとか、いろいろ考えたのですけれども、そこまでには至らなかったため、全額落とすということでやっています。以上です。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 聞きたかったのはまさにそこで、前回はPR動画作って、交付金はないのだけれども、宜野湾市から助成金みたいな形を出していましたよね。今回は出していなかったのかなということで気になって、検討の結果、やらなかったというふうに理解していいですか。

○観光農水課長 はい。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 分かりました。すみません。次年度以降も予算は計上されているのですが、恐らく琉球海炎祭、毎年4月に開催されていたというふうに僕は認識しているのですけれども、既に準備、その4月、どうなるかというのも気になるところなのですけれども、その辺のちょっと御説明を。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 石川慶委員の御質疑にお答えします。

琉球海炎祭の実行委員会事務局と今協議をしているところでして、委員おっしゃるとおり4月の開催は、ちょっと難しいと。ちょっとまだコロナウイルス、オミクロン株も含めてなののですけれども、また感染状況も芳しくないものですから、また夏以降の日を今検討している段階です。以上です。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 ちなみにですけれども、カヌチャで開催しましたよね。実際宜野湾市にまた戻ってくるのか、そういう感触も聞かせてください。

○桃原朗 委員長 観光農水課長。

○観光農水課長 我々も、そこは一番心配しているところではあるのですけれども、やはり海炎祭の事務局とか、お客さんも含めてなののですけれども、やはり夏の一番早くて、宜野湾市は海に近いとか、空港からのアクセスとかも含めて、やはり立地は、こっちが一番いいとおっしゃっていただいているので、コロナが明けたら、こちらで常時開催されるものと考えております。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 また宜野湾市で開催できるように、皆さん担当課にもぜひ頑張ってくださいと思いますので、よろしくをお願いします。

○観光農水課長 ありがとうございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 1点だけ確認させてください。

83ページ、予防費の07、財源組替となっているのですけれども、PCR検査会場運営事業、場所と事業内

容の御説明をお願いしたいのですけれども。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康増進部次長 平良眞一委員の御質疑にお答えいたします。

83ページ、07番、PCR検査会場運営事業として先月2月8日からですね、宜野湾市民会館駐車場、消防裏手のほうでドライブスルー方式でPCR検査のほうを実施してございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 そこは社交飲食業協会が主体となっていると思いますけれども、これは宜野湾市も関係しているのですか。向こうは県と社交飲食業協会かなというふうに聞いておるのですけれども、御説明いただけますか。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康増進部次長 平良眞一委員の御質疑にお答えいたします。

こちらのPCR検査は、一般無料検査場のPCR検査でございまして、このPCR検査事業のPCR検査費用に関しては、検査機関に対して沖縄県のほうが補助してございます。その検査機関が、いろいろな事業、実施方法があるのですけれども、私どもとしては、社交飲食業協会さんのほうが、彼らが昨年4月でしたか、海浜公園で実施した経験もあるということで、運営を担わせてほしいということが、要請等がございましたので、このような形態でやっている沖縄市とか、うるま市、そのような状況を見てきて、2号事業者という位置づけになるのですけれども、そういったところは社交飲食業協会さんのほうが担えないと、そういったところもございまして、宜野湾市のほうが、その2号事業者という手続きをしまして、その運営を社交飲食業協会さんのほうに運営をお願い、委託するという形で、今実施しているところでございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 宜野湾市が委託しているわけだ。県と社交飲食業協会で行っていて、宜野湾市は関係ないよと、そういうふう聞いたものですから、宜野湾市のほうで委託をしているということなのですね。

それで、自分も受けたのですけれども、当初は前日までに予約しなさいということだったので、そのときは受ける人が少なくて、当日でも、予約なしでもできるよということがあったものですから、行ってきたのですけれども、その辺の実績、非常に少ないのかなとおもっているのですけれども、これは宜野湾市のほうでもPRはしているのですか。それとも社交飲食業協会だけでやられているのですか。

○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康増進部次長 平良眞一委員の御質疑にお答えいたします。

当初は2月8日からPCR検査を実施しておりました。1号事業者としての主体が沖縄民間ピーシーアール検査機構株式会社というところが、社交飲食業協会のほうは自動販売機のほうでも協会の前に設置して実施してございまして、どちらも200検体しか1日受け切れないということで、その部分で実施しておりました。

その中で、当初は平良眞一委員おっしゃるような形で、予約件数のほうが200に達するところがなかったのですが、一昨日とか、昨日、陽性者のほうがかかなり出てきておまして、一昨日が118件、昨日の時点では152件、今日は恐らく200を超えるのではないかと、200の定員に達するのではないかとということで、社交飲食業協会さんのほうから報告も受けてございます。本来であれば、イベントに参加であるとか、不安があるという方のPCR検査場でありまして、不安のほうが大きくなってきて、当日受けたいという方が非常に多く

なっております。

昨日の状況で申し上げますと、予約数が26に対して予約なし138、キャンセルもありまして先ほど申し上げました152件が実績として上がっております。陽性者数のほうも昨日時点で17件、報告がございまして、やはり沖縄県が新聞報道等が出るような形で、陽性者が増えることで検査数も増えますし、陽性者数も増える傾向がございまして。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 検査する方も多くなったのかなというふうに感じているのですが、この事業費、財源組替えだったので、その財源と組替えした理由、御説明をお願いします。

○**桃原朗 委員長** 健康推進部次長。

○**健康増進部次長** 平良眞一委員の御質疑にお答えします。

こちらの事業においては、先ほど申し上げたとおり社交飲食業協会さんのほうが実施していただきたいとの年度途中での要望でございました。それを実施するために健康推進部内の予算流用で手続をいたしました。その部分の財源組替えの件に関しては、企画のほうで充当してございますので、企画のほうからお願いしたいと思っております。

○**桃原朗 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 今、健康推進部次長から説明ありました、国の令和3年の地方単独事業分が昨年末にありましたので、その一部を充てて、財源組替えをしているということでございます。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** ありがとうございます。以上です。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** すみません。ちょっと1点だけ資料請求させてください。90ページ、7款1項2目の商工振興費の説明欄05のぎのわん元気再生！クーポン&キャッシュレス推進事業、このクーポンで共通と専用とか、種類があったと思うのですが、それぞれ何枚配布して、何枚使われたかを資料でいただきたい。

あと、キャッシュレスについては、回数、人数とかわかるのであれば、そういった、まとまった資料を提出していただきたいのですが、どこかで公表されていますか。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 宮城政司委員御質疑のクーポンのキャッシュレス事業なのですが、実績報告がこれからなので、委託業者からですね。なので、これを受けての提供になると思っております。ちょっと時間が、まだかかるかもしれないです。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** 大体でいいのですが、いつ頃をめどとかあるのですか、報告の。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○**市民経済部次長** 近日中には来るとは思っております。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** 議会終了後とかでもいいのでいつかそれを見せていただきたいと思っております。それを踏まえて経済効果みたいなものは、当局としては把握していく予定ですか。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 経済効果につきましても取りまとめていく予定になっています。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 先ほど実績が出て、それを踏まえて、そういった経済効果というのを見ていく予定。分かりました。では、資料をお願いします。

○桃原朗 委員長 資料を求める方はいらっしゃいませんか。
進めていいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後2時23分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後2時30分)

○桃原朗 委員長 続いて、8款土木費、9款消防費について一括して審査を行ってまいります。
質疑がございましたら挙手にてお願いをいたします。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 よろしくをお願いします。補正予算書の58ページ、2款1項11目なのですがすけれども、説明書き02の野球場施設整備事業が449万3,000円減額されておりますけれども、この減額理由についてお願いします。

○桃原朗 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 減の理由としては、工事費のほうと委託費のほうの執行残になっております。野球場の整備について、当初は内野グラウンドの散水のほうですね、整備のほうを計画しておりました。内野グラウンドの整備のほうで工事費がかさんで、それによって散水のほうは次年度に行うということで、減額のほうをしております。当初本年度、一括交付金のほう、最終年度ということで、目いっぱい活用するために一括交付金のほうが本来は80%のところ、54%まで落ち込んでいて、一括交付金の活用が、また次年度分もできるために、その工事は次年度に回すということで、減のほうをしております。以上です。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。今年度減額になったのは、次年度行っていくと。予算も一括交付金を活用してできるということによろしいですか。

○施設管理課長 そうです。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございました。

それでは、もう一点お願いいたします。94ページをお願いいたします。8款2項2目、説明書きの03、中原33号道路整備事業なのですがすけれども、資料の3番で、繰越明許の理由があるのですがすけれども、7ページ、理由が書いてあるのですがすけれども、ちょっと分からない部分があるので、教えてください。繰越明許費の7ページです。

○桃原朗 委員長 土木課長。

○土木課長 まず、予算書の94ページ、土地購入費の減になっているのは、予算をちょっと多く見込んでい

たために、その分を落としていることによります。繰越し理由としましては、当初返還跡地の買収事業で、土地を敷設分だけ買ったのですけれども、国税協議したときに両方、拡幅分も買えるということで、調整したのですけれども、再度調整したら、その認識が違うということで、地権者さんにある程度合意は取れているのですけれども、それで今どういった方法があるかということで、控除が受けられる形で買いたいということで繰越ししている状況でございます。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 初めは、この課税控除を受ける前提で交渉する予定だったのだけれども、国税さんとの事前調整の中で、これが課税控除が受けられないということになっているのですか、それともほかの理由で交渉を行っていない。

○桃原朗 委員長 土木課長。

○土木課長 返還跡地の土地を買ったのが2年前で、おとし事前協議の中では拡幅工事もあるということで、事前協議はしていたのです。それで、解釈の違いで、うちのほうは跡地買上事業と拡幅の事業は違うという認識で2回控除を受けられるというふうに解釈していたのですけれども、国税の解釈が違って、その辺での違いがあつてということですよ。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。この認識の違いがあつたということだったのですけれども、この説明書を見ると、完了予定が令和4年6月末なのですから、その認識の違いは解消できて、地権者の方とは、これから交渉するのですか、もう交渉済みなのですか。

○桃原朗 委員長 土木課長。

○土木課長 ある程度合意は取れています、交渉してですね。ただ、この控除の関係で繰越し処理を行う形になっております。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 分かりました。ありがとうございます。この説明書の中で、一番最後に用地取得部分について交渉が難航している権利者がありとあるのですけれども、今御説明していただいた内容と同一ですか。また、別で、この4権利者の方は、また別で用地取得の交渉が、困難している方がいらっしゃるのか、ちょっと確認させてください。

○桃原朗 委員長 土木課長。

○土木課長 1地権者だけ、残地側もあつてほしいとか、その辺で話があつたのですけれども、今おおむね納得をさせていただいているかなと思っております。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 それからまた、11号に接続する道路になりますよね。慎重に取り組んでください。以上です。

○土木課長 はい。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 本会議で資料のお願いをして提出いただきました。資料の作成、ありがとうございました。繰越し明許補正のほうからお尋ねします。

繰越明許費の資料の13ページ、ていちが一公園の整備事業ですけれども、約1億円繰り越ししています。理由は、委託費で水質調査分析に不測の日数を要したことによるもので、資料を要求したらびっくりしたのですけれども、PFOSとPFOAの暫定数値である50ナノグラムを超過する210ナノグラムの数値が判明したことからとあるのですけれども、後ろのほうに水質改善施設の実施設計を進めているとあるのですけれども、この水質改善施設というのが、よく分からないのですけれども、説明をお願いいたします。

(「資料は何番」という者あり)

○**桃原功 委員** 資料9番です。

○**桃原朗 委員長** 都市計画担当技幹。

○**都市計画担当技幹** 資料13ページの理由書の中で、今おっしゃった工事と委託のほうを繰越しの手続を一応組んでおります。工事に関しては、3月末で完了して、繰越しはしないようになっています。この委託設計の、実施設計のほうで、先ほどありました資料9のほうでPFOS改善計画を行うために実施設計を行いまして、その成果を基に次年度以降施設整備を一応行っていくという考え方をしています。

この水質改善を行うためにPFOSの50ナノグラム以下にするために、こういった手法があるのかという形も含めて、この実施設計を今やっている状況でございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 水質改善施設というのは、例えばこの地図から見たら、国道58号があって、右上にリクシルがあって、南西側にていちが一公園がありますよね。これはさっき皆さんに確認したら、ここは川もあったと。だから、ここから水が噴出していて、その水が汚染されていたということだと思うのですけれども、ここに出てくる、川に出てくる水の手前で水質改善する器具をつけるということなのですか。例えば北谷浄水場みたいに1億2,000万円のフィルターをつけて数値を下げていますけれども、そういったことと同じ理屈ですか。

○**桃原朗 委員長** 都市計画担当技幹。

○**都市計画担当技幹** 実は、この川は今埋めていてボックス管理しているのです。その水質を吸い上げて、ていちが一公園の中のエリアでろ過機を使って、ろ過した水を検査して、そのまま放流する。放流すると、せせらぎの配管は終わっているものですから、そこへの水が行って、せせらぎに流れていくという考え方で

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** この施設の構築だけでPFOSの値は、どれぐらいに減る予定なのですか。

○**桃原朗 委員長** 都市計画担当技幹。

○**都市計画担当技幹** 今、内地でも実績があるシステムを使って、活性炭を使いながらのろ過装置という考え方をしております。その際にはPFOSの濃度によって、さらに活性炭の調整等を含めた場合に、あらゆる不純物も除去する形で、ゼロにひとしくろ過ができるという流れの話は、一応聞いてはおります。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** リクシルの南西側にていちが一公園があって、道を挟んだ、もっと南側に、番号で言うと、これは27番かな、しちやばる公園と書いてあるのか、ちょっと小さいのだけれども、しちやばる公園とか、さらに西側の未整備、かにくばる公園と書いてある、この両施設も川を利用した、何か池みたいな、ビオト

ープみたいなのがあるのですか。あったら、水の源は一緒、かにくぼる公園から来ているのですか。

○**桃原朗 委員長** 都市計画担当技幹。

○**都市計画担当技幹** このかにくぼる公園時点では、水質は、もう使いはしないのですけれども、ここに至るまでの距離は、遊歩道といって歩道で排水が今流れております。それから、しちやぼる公園を起点として、このていーちが一公園のほうからろ過した水を放流して、このしちやぼる公園のせせらぎを通過して、それを越えたものが歩道へ、せせらぎ歩道になっています。そこから終点はカルバートボックス、雨水ボックスが、この下を走っていますので、そこへの放流で海に流れるという形になっています。

○**桃原功 委員** 海、トロピ。

○**都市計画担当技幹** はい。この西海岸に、マリーナに。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** ということは、この活性炭フィルターなどで低減したとはいえ、ある程度の数値を含んだものが西海岸にもうずっと流れ込むということですよね。それでいいのかな。

○**桃原朗 委員長** 都市計画担当技幹。

○**都市計画担当技幹** 実質この川は、今生きていまして、存在しているのです。

(何事かいう者あり)

○**都市計画担当技幹** はい。これは水が、水位が上がるものですから、このように自然に区画整理するために排管でボックスに落としているのです。ボックスというと、この地域の雨水排水の処理するボックスが下から通っていますので、そこへの放流を今行っています。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** ていーちが一公園に活性炭フィルターをつけたところで、そのときにはPFOSとPFOAの合算数値は低くなるかもしれないけれども、定期的にここの活性炭フィルターを交換するというメンテナンスが発生しますよね。つけっ放しではないですよ。やはりつけっ放しだと、これが付着して、どんどん汚れていくし、北谷浄水場でのPFOS、活性炭フィルターをつけた水が源流より数値が高いという年もあるのですよ。月もあったのですよ。これは多分活性炭フィルターの汚れだと思うのです。だから、これをやってしまうと、定期的に消耗品が発生してしまうということになるのですけれども、これはちゃんと防衛に請求できるのですよね、米軍からの汚染ということを考えたら。

○**桃原朗 委員長** 都市計画担当技幹。

○**都市計画担当技幹** 私ども公園施設整備の観点から施設整備を行うために防衛事業の、公園整備事業予算で、この水質改善計画をやって構わないという形で一応なっています。補助金の活用としましては、造って、目的を果たすものが補助金の対象となっております。今このPFOSの問題を防衛局サイドのという話での交渉は今しておりません。基本的に公園施設の機能を確保するための補助金を一応投資しているという形で、補助ももらって、今、公園施設整備としての考え方で一応整備を行う。そうすると、年間の、おっしゃったような維持管理コストというのは、市の負担、もしくは何らかの補助が、対応ができるのかなということになっているかと思えます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** それはおかしいのではないの。だって、真志喜にあった公園の池の水、皆さん、あれはPF

OSの数値が高いということで、全部取ったではないですか、土砂も池の水も。あれはPFOSが高かったから取ったのですよね。あれは多分単費でやっていたかもしれないけれども、汚染源というのは分かり切っているではないですか。こうやって高いのであれば、ちゃんと防衛さん、金出してよと言うべきではないですか。活性炭フィルターの、そういう維持管理費も含めて。それはやるべきだと思うのですけれども、どうですか。

○**桃原朗 委員長** 建設部次長。

○**建設部次長** 桃原委員おっしゃるように、そういうコストもかかってはきます。これも基地が起因したというのが判明した際には、当然いただけるものと思っておりますけれども、これは既成市街地からも流入する川なものですから、基地から直接ここに向かっているというのは、まだはっきりしていない状況の中、交渉としては維持管理費がかさむわけですから、何らかの形で補助をいただきたいというのは本音ではございますけれども、通常の維持管理の中のもので、どうにか今のところは対応するしかないのかなと。

今どのぐらいの頻度で、活性炭の入替えが出てくるかというのも、ちょっと運用してみないと、また出てこないですので、それが判明した段階で、このぐらいのランニングコストとか、使っているというのは、お示ししながら関係機関にですね。そういう形で歳入として財源確保ができればと思っておりますので、現時点では、ちょっと今考えておりません。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 1つ確認したいのは、この提出資料にあるPFOSプラスPFOAの暫定指針である50ナノグラムを超過した210ナノグラムパーリッターの数値が判明したとあるのですけれども、50ナノグラムパーリッターというのは、あくまでも飲料水なのだけれども、環境省が示した、ただ僕は50でも、とても高いと思っているから、だって東側の浄水場からは、ほとんどPFOSの数値というのは、ほとんど流れていないわけだから50でも高い。だから、飲料水を比較して、ここは飲料水としては利用しませんよね、ていーちが一公園は。池の水ですから、池の水とせせらぎ。

○**桃原朗 委員長** 建設部次長。

○**建設部次長** 当然飲料水用としては活用しない予定で、あくまでも池とか、せせらぎに流すということでの使用ですので、飲料水として利用することは考えておりません。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** だけれども、PFOSが、数値が高いと分かっているながら、こうやって皆さんが対策を講じるということで答弁はされていますけれども、このPFOSの性質上から見て、例えば土への付着性が高いとか、あるいは永久に残ってしまうというような化学物質の性質から考えると、川という選択肢というのは、もうちょっと考えないといけないのかなと、ここですね。思うのです。どうしても子供というのは、川が流れていると、そこでずっと遊ぶし、そういうことを考えると非常に懸念するし、不安が高いです。それをそのまま認めていいのかなと、川として。

○**桃原朗 委員長** 建設部次長。

○**建設部次長** こういうせせらぎを設置した、もともとの理由は、自治会がせせらぎを利用しながら地域の活性化、コミュニティーの場を生みたいということで、強い要望もございまして、当初計画からせせらぎを加味した遊歩道及び公園ということで設計をやったのです。その後にPFOSの問題というのが出て、どう

いった原因で出ているかというのは、まだ判明していない中、設計はどんどん進めていって、宇地泊の区画整理も、公園もまだ、あとかにくぼる公園内も未着手で残っていますけれども、早急に整備もしないといけないということと、地元の強い要望もあり、せせらぎをどうしても機能として整備したかったと、地域の要望を受けてやっているということで、御理解いただきたいと思います。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 それは汚染されていない前提なのですよ、市民は、地域自治会は。やはり公園を求めるといのは。だけれども、こうやって汚染が分かっている以上は、しっかり対策をしないと、ただ下げたからいいというものでもないと思うので、その辺を、もう皆さんは話を通していかもしれないけれども、防衛にも請求していくべきだと思っているのですよ、私は、汚染源は分かっているから。防衛省が提供している普天間基地から流れているというのは、もう分かっているから。以上です。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。99ページ、8款3項5目公園費で、これまでの公園の減額の理由を聞きたいのですけれども、時間がないので、説明欄06都市公園遊具施設等整備事業の減額の理由と、そもそも予定していた都市公園遊具施設、どこの、どういったものだったかという御説明をお願いします。

○桃原朗 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 99ページの5目、06の都市公園遊具のほうですね、当初のほうは委託金のほうで、あだん児童公園とおおぶき公園の実施設設計のほうと、あと公共施設長寿命化計画のほうですね、予定をしておりました。工事のほうでは、あすなる児童公園、佐真下公園、ふてんま公園の遊具の改修のほうを予定しておりました。両方の費用のほうを整備しようかと考えている中での補助金の減額のほうがあつて、補正減としております。実際に行った内容としては、委託金のほうの公園施設長寿命化計画のほうを実施しております。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この補助金が減った、減額された理由というのは分かりますか。

○桃原朗 委員長 都市計画担当技幹。

○都市計画担当技幹 公園施設もしかり、補助金は今現在、県内でも補助金の確保が難しい観点から、市町村配分によって、それで要望額がつかないという形が現状の、内示額の減という形になっています。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 これは本年度厳しかったということだと思っているのですけれども、計画としては、そういった設備を建てたいという思いがあつてやっていたと思うのですけれども、来年度以降、また改めて募集があるか、ちょっと分からないのですけれども、県と調整しながら造っていききたい、整備していききたいということ、取り組まれますか。

○桃原朗 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 本年度できなかった工事と委託のほうですね、次年度以降も要望のほうはしてまいります。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございます。

次の質疑です。101ページの8款4項1目の住宅費で、説明欄02伊利原市営住宅長寿命化寿命事業について、こちらの減額の理由の説明をお願いします。

○桃原朗 委員長 建設部参事。

○建設部参事 伊利原市営住宅長寿命化事業については、伊利原市営住宅E棟の改修事業となっております。改修の工事については、1月18日でしたか、完了しておりますので、その中で委託費及び工事費のほうは執行残、残っていたのが、それを落としたということでございます。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございます。

続いての質疑に移ります。103ページ、消防費の件で御質疑します。9款1項3目で、ちょっと2つお伺いします。説明欄02で備品購入費ということで、消防自動車購入事業が936万6,000円の減があって、これは予定していた自動車を購入しなかったというふうに理解しているのですけれども、その事実は合っているかということと、なぜ減額したのかということと、結局購入しなかったことで、業務への影響とか出ていないかということの御説明をお願いします。

○桃原朗 委員長 警防課長。

○警防課長 ただいまの御質疑にお答えします。

103ページの9款1項3目消防自動車購入事業につきましては、今年度はしご付消防自動車と資機材搬送車の2台を購入しております。購入しなかったわけではなくて、それに伴った執行残が、こちらに計上されています。以上です。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よく分かりました。ありがとうございます。

続いて、その下の消防署我如古出張所改築事業について1,600万円の減額がありますが、そちらも執行残という理解でよろしいでしょうか、その確認だけお願いします。

○桃原朗 委員長 消防総務課長。

○消防総務課長 お答えします。第2期工事のほうは完了、令和4年2月をもって完了しましたので、この執行残のほうを補正減しているものでございます。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。ちなみに全て完了ですか。

(何事かいう者あり)

○宮城政司 委員 ありがとうございます。以上です。

○桃原朗 委員長 ほかに。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 資料をいただきましたので、公共投資交付金の資料番号18、年度末の補正でも公共投資交付金が当初予算で6億円余りから4億に年度末に補正減されておりましたのが、公共投資交付金事業について確認させていただきたいのが、当初予算額を100%、当初予算に要望しますと伺っておりますが、これは事業別で当初予算の要望するのか確認させてもらいたいのですけれども、言っている意味としては事業別で予算額を要望するのか、それとも公共投資交付金というのは、ある意味一括して予算を確保できる予算になっていますので、全部を集めた予算額として要望するのか、当初予算の額を県のほうに、それとも事業別に予算の要求をしているのかだけお聞かせください。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 資料は18、都市公園事業という大くくりの中に3事業、野嵩第一公園、比屋良川公園、都市公園遊具施設等整備事業という、この3つの事業があります。その事業の細かな要望額をまず出します。例えば都市計画課と施設管理課が、それぞれ担当しているのですけれども、それぞれ事業にぶら下がる金額をはじき出して、まず要望するのですけれども、この要望する際は、都市公園事業費の1億2,358万4,000円としてのくくりとして要望いたします。

それで、実際に内示が来た際には都市公園事業として3,141万円として来ます。それを実際には、この3事業は市の裁量でもって割り振ることができます。というのも、要望額に対して、それぞれの金額を100%来ているわけではないのですので、この3事業を優先順位とか、いろいろな枠組みで精査しながら配分額を私たちの部内で決定していくと。どうしても、この予算であればできないということであれば、ゼロにしたりすることができる。道路事業、市町村道改良事業で伊佐1号道路改良事業、トータルで2億円の要望はトータルではするのですけれども、実際には7,200万円しか来ていないのですけれども、これを各々の事業で割り振ったら、どうしても伊佐1号自体に振り分ける予算がないということで、ゼロという、これは市の裁量で、これは次年度にしようとか、交渉もまた難航しているということもあって、こういう配分を市でやっていると。ただ、大まかには大くくりでぼんっと事業費が来るものですから、おのおの当然要望額はマックス額で要望はしているという状況で、予算書にも、そういうふうになっています。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。各事業では、大枠で予算要求している、要するに都市公園事業であれば都市公園事業の大枠で、道路事業であれば道路事業の大枠でということ、確認させていただきたいのですが、この決定額が下りてきた場合、配分は、先ほども説明されていましたが、精査しながら、優先順位をつけてやっていくという話でしたけれども、そこには私はちょっと不満があって、であればですよ、最初の当初予算で上げている各事業、例えば道路整備事業で我如古21号に幾らというような当初予算をつけています。真栄原11号にもつけています。であれば、それは意味がないという意味合いにしか、私は捉えられないのですけれども、それは結局交付額が決定して、いつ決定されるかというのは分からないのですけれども、交付額が決定して、要するに当局の内部で、それからどの事業に幾ら使うという、配分するというふうな形に今なっているわけですよ。そうですよね。ちょっと確認させてください。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 もともと予算をつくる際には、当然各事業とも、これだけ必要額が欲しいということで要望するのです、県なり、国なりに対して。要するにマックス額で私たちは要求して、概算要望なり、前年度から、そういう折衝をしながら提出します。その際に早い段階で予算書も作らないといけないので、当然概算要望額を、この予算書にのっけないといけないという、要するに財布はちゃんと広げておかないといけないという意味合いで予算書を作りますので、実際国の査定とか、沖縄振興予算の枠組みでどうしても満額獲得できていない、要するに県が上京しながら折衝とかしたり、沖縄振興予算における国との駆け引きとか、いろいろなものがあるのですが、なかなかやはり思うような予算が、全県、市町村も含めて思うような要望額がいただけていないというのはあるのですけれども、これがもしうまくいけば、100%に近い形で、何年か前は、そういう形で予算もついていた時期もございました。こちらが要望した額には90%以上交付されることもあったのですけれども、近年なかなかそういう形で下りてこないというのもございますので、ちょっと私

見にはなりますけれども、政治的な判断も、もしかしたら加味されるのかもしれないのですが、それは置いておいて、100%の要望額に対して50%しかつかないというような現状ですので、どうしても、こういう補正予算の中でしか表現できていないというのがあります。そして、途中で、ほかの市町村ができないということで、県に返したお金を逆に市町村にまた割り振られる場合があるのです。そのときに、また手挙げる際は、予算が確保されていないと、まだ手を挙げられない点もございますので、これの財布は広げておかないといけないということで、ただ残念なことに今年度大幅な補正減という形にはなるのですけれども、今はどうしようもないことかなと思って、担当部長とは話をしております。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 交付金の中身については、私も企画とも勉強させていただいて、大体把握はしてきています。私が聞きたいのは、要するにこの割り振り方なのですよ。結局、最終年度の補正減が出るまでどういうふうに割振りされたというのは、我々議員としては分からないわけなのですよ。当初予算の額しか目に見えない形になっているので、そこが問題ではないかと私は思っているのです。

結局、だから補正減、交付決定額が決まったときに、建設部が、どこに、どの事業に、どれだけ予算を割り振りしているのかというのを我々が要望すれば出していただけるのですか、この事業に、当初予算額とは違った予算づけというのですか、どこの事業にどれだけつけるというのは出していただけるのですか。それが出していただけないから、我々はチェックする資料がないわけですよ、どれだけの予算がついているか分からないのですよ、この最終の年度の補正減が出てくるまで。そこが問題ではないかなと私は思っているのですけれども、そういう形でできるのですか。では、交付決定額が決まりました、一括して大枠で予算していますので、道路事業として。道路事業の中に今3つあります。では、交付額が決定したので、道路事業には、この事業には交付額から幾らつけます、幾らつけますという、そういうのは要望したら出すことはできるのかどうなのか、確認させていただけますか。

○**桃原朗 委員長** 建設部次長。

○**建設部次長** 予算立てで予算書には上がっていますので、その都度の議会の中で進捗状況というのを各議員から求められております。その際に、この事業、今これだけ進んでいますよとか、交付決定額が実際にはついていないという形ですけれども、手を広げている段階であると。要するに閉じてしまったら、もう入ってこないわけですので、そのまま手は広げておく限り、最終的な3月補正でしか現予算はできていないのですけれども、ただ議会、議会での節目、節目で、進捗状況の質疑があれば、それにお答えはできるかなと。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 手を広げておくというのは、説明を聞いて分かりました。ですから、道路事業として、当初予算額が2億2,671万円で要望していますけれども、その要望した額の下各事業、我如古21号、伊佐1号、真栄原11号へ、どれだけ宜野湾市は予算を配分、この交付額からどれだけ配分しているのかを我々は知りたいわけですが、各事業の大枠ではなくて。手を広げておくのは分かります。公共投資交付金が交付された大枠で入ってくるけれども、それは土木の中で、要するに割り振りしていくわけですよ、交付額が決定した後。だから、そこの交付額が決定した後、では真栄原11号に関しては、この交付額からどれだけ今年度で予算、事業として使うのかというのを私は知りたいのです。そこが見えないので、ちょっと何とかできないのかなという意味合いで確認しているのですけれども。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 各事業等を執行する際、やはり地権者との折衝の中で、いい悪いというか、すぐ契約できる、できない、持ち越さないといけないというのは、折衝しないと、ちょっと出てこないというのがありますよ。その際には、やはり自由にお金を動かせることが100%ないからこそ、余裕を持って動かせる範囲で持つておかないといけないというのがありますので、その都度変わってくる要素があるのです。経過に伴ってこちらでは契約できたけれども、ここは難航したから、ここに予算を持っていこうとか、そういうことで使い勝手はいいのですよ。そういう次元で予算を動かせる補助金ですね。今までなかなか難しかったのですけれども、大きくりの中で泳がすことができますので、これをがちがちに決めてしまうと、それでしか使えなくなるとか、ほかに早めを買ってほしいというところに逆に持っていけないとかですね。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 この議論は長くなるので、最後にしますが、要するに大枠でやりました、交渉とか、いろいろあるから、要するに幅を持たせたほうがいい、がちがちに決めないほうがいいということがありましたけれども、いただいた資料で真栄原11号は、増減額率がマイナス60.6%、当初予算で8,800万円公共投資交付金を使うのが、結局は交付決定額は3,400万円だったということなのですけれども、こちらは結局どれだけの交渉を今回今年度やったのか。私の周りには、交渉の難航とかではなく、交渉していないという方々がほとんどなのです。

ですから、そこが見えないわけですよ、今の要するに公共投資交付金の予算づけのやり方からしたら。我々議会は行政のチェック機関なので、事業に対してチェックしていかないといけない役割があるものですから、真栄原11号で、当初予算での予算額が、どれだけ執行されているかというのは、私たちはチェックする義務があるので、そこが見えないのが問題だと私は思っているのです。この件に関して、長くやっても意味がないので、私は、一応そういうような思いですので、最後に繰越しのほうの、繰越明許費補正、真栄原11号1,667万2,000円の繰越額ですね、これは用地、何筆分なのですか、繰り越ししたもの。

○桃原朗 委員長 土木課長。

○土木課長 繰越しですね、用地費で1筆です。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 それは地権者との合意に不測の日数を要したとありますけれども、これは場所はお答えできませんよね、課長。この金額なので、1筆で、この金額なので、大体の場所というのは想像できるのですけれども、1筆ですね、繰り越ししている額は。

(何事かいう者あり)

○平安座武志 委員 分かりました。

(「補足で」という者あり)

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 資料番号5番です。ここというのは、ちょっとお示しできないのですけれども、資料番号5番、本会議で桃原功議員が資料要求されたもので、ここに位置図が載せてあります。L型のここは路線ではございますけれども、それぞれ濃く色を塗っているのが、今回購入予定の箇所です。ただ、その中に、要するに繰越しの箇所があるということで、御理解いただきたい。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 すみません。確認します。この黒い部分の1筆が繰越しの場所ということですか、この中の。

○建設部次長 そうです。筆数でいえば1、2、3、4、5…。ちょうど半分で言うと、この中に1筆だけは繰越しです。その捉え方でお願いします。半分からこっち側ですね。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。私、この間ちょっと一般質問でも、この11号に対してはやらせていただいています。ちょっと予算組みに関しては、もうちょっと勉強しながら確認していきますので、よろしくをお願いします。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 色を塗っているところを今回買収予定とか、ないし上物の建物の補償なのですが、予算についてお金で買える分がどうしてもこの分しかできない、ここは土地も大きくてですね、それ以上の予算がないと取得できない部分があって、やはりそういった事情もございまして、先に消化できる箇所、予算の範囲内で買える箇所を精査しながら交付を優先的に当たって買収しているということで、これは配分された予算額では、ちょっと足りないです。ですので、繰り越ししながら、また次年度つくった予算、要求した額と合算して買えるなら買う、そういう手法もとっておりますのでご理解をお願いします。

○桃原朗 委員長 なければ進めてよろしいですか。

(「1点だけ」という者あり)

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 予算書101ページ、資料もありがとうございました。住宅リフォーム支援事業なのですが、事業の概要の中で、財源内訳として国が45%、県が27.5%、市が27.5%とあるのですが、平成30年度からの事業だと思うのですが、当初の補助率と変わっている気がするのですが、この辺ちょっと説明いただけませんか。

○桃原朗 委員長 建設部参事。

○建設部参事 私のほうは令和元年から見ているのですが、補助率は、平成30年度については、ちょっと分からないのですが、その間は、この補助率で来ているのかなと考えております。

○桃原朗 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 自分の認識では、市町村の負担が20%、2割だったと思ったのですが、それが変わってないならいいです。

あと……

(「ちょっと」という者あり)

○建設部参事 今100万円に対して20万円の補助という形になりますので、補助を出すお金、20万円の内訳が、この45%、27.5%、27.5%という形になります。対象工事費の2割、または20万円を上限としてということで、今おっしゃっている20%というのはあります。

○知念秀明 委員 リフォームするところに出す補助金の話ですね。

○建設部参事 はい。

○知念秀明 委員 それは分かっていますよ、上限が20万円とかというのは分かっていますけれども、この補助の市負担は2割だったかなと思っていたので、それで聞いたのですけれども、あと令和2年度もいただいたのですけれども、令和3年度の事業者、これは10社あると思うのですけれども、その10社の資料をいただけませんか。

○桃原朗 委員長 建設部参事。

○建設部参事 提供いたします。

○知念秀明 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後3時20分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後3時30分)

○桃原朗 委員長 続きまして、10款教育費、14款予備費については、一括して審査を行います。

質疑がありましたら挙手にてお願いをいたします。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。106ページ、10款1項3目の説明欄の05なのですけれども、ちょっと僕の理解が間違っていたら申し訳ないのですけれども、医療的ケア児へのフォローとか、そういった職員の方々への費用かなと思ったのですけれども、もしそうだった場合、減額した理由で、うまく医療的ケア児のケアがされているかというところが気になるので、その減額の理由を教えてください。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 宮城委員おっしゃるように医療的ケア児の看護師という形での減額の補正という形なのですけれども、また3名においては配置というところがございますが、抜けている期間のそろった部分での例えば減額補正という形でございます。例えば看護についてのというところでいいますと、特に問題なく、医療的ケア児への対応はなされているというふうに一応考えております。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。職員の方の入替えというか、交替とかがあったから、こういった減額が生じているが、実際子供たちへのケアというのは滞りなくできているという理解でいいのですか。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 さようでございます。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。こういった職員を見つけるのは、すごい大変なところもあると思うのですけれども、ぜひ頑張ってくださいと思います。よろしく申し上げます。

次の質疑に移ります。飛びまして112ページの10款5項3目文化費の説明欄03の基地内遺跡ほか発掘調査事業について減額の理由をお伺いします。これは執行残なのか、もしくは翌年度に繰り越すのか、細かい説明をお願いします。

○桃原朗 委員長 文化課長。

○文化課長 本事業は、文化庁からの補助の交付を受けて補助率8割で文化財調査、資料整理及び報告書の作成などを執り行っている事業となっております。この補助金は文化庁が各都道府県に配分後に、沖縄県では過去の執行率などを勘案して、県内の市町村に再配分する仕組みとなっております。本年度の補助対象事業費は5,455万4,000円となっております。補助額が4,364万2,000円となっております。4月から12月までの執行額を確認の上、補助対象事業費の範囲内に予算を補正するものとなっております。

主な補正減の原因につきましては、印刷製本費の執行残と委託費の執行残と、あと使用料の執行残となっております。以上です。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 詳しい御説明ありがとうございます。委託残2,373万円って結構大きく感じたのですが、予定どおりといえますか、しっかりやった結果、これだけ予算が多過ぎたということでしょうか。

○桃原朗 委員長 文化課長。

○文化課長 当初は、補助金の内示額を基に予算を組んだのですが、最終的に決定額、査定されたので、それに基づく補正となっております。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。では、滞りなく、この事業は進んだと理解します。

次の質疑をします。116ページ、お願いします。10款5項7目学習センター費で、全て気になったのですが、説明欄02のスクールソーシャルワーカー活用事業だったり、03の児童生徒等相談事業、04もそうなのですが、非行防止等巡回活動事業、05の学校ICT活用・指導・支援事業、減額が続いて、減額の理由等、例えばスクールソーシャルワーカー活用事業の減額で、スクールソーシャルワーカーが不足している事態が起きていないとか、05の学校ICT活用・指導・支援事業とかで、本来GIGAスクールとかで学校の先生達を支援する立場の方々をうまく採用できないとかで、学校の先生方が困っていないかなとか懸念があるので、その辺り減額の説明をしていただいてもよろしいですか。

○桃原朗 委員長 はごろも学習センター所長。

○はごろも学習センター所長 116ページの02スクールソーシャルワーカー活用事業から05の学校ICT活用指導支援事業です。それぞれスクールソーシャルワーカー活用事業から説明させていただきます。

スクールソーシャルワーカー活用事業、学校のほうに1人ずつのスクールソーシャルワーカーを配置しておりますが、今現在13名いらっしゃいますが、その中で3月末に辞めてから募集をしたのですが、応募がなくて、未配置期間があったとか、途中で体調不良等でお辞めになった方がいて、その未配置期間が主になります。年間を通して月々で配置は可能となっておりますが、今1校だけ、まだ未配置になっているところはありますが、現在センターに配置の、中学校区ごとにコーディネーター等がおりますので、そちらのほうで支援をさせていただいています。

3番の児童生徒等相談事業につきましては、主に新入生の相談、教育相談等を、センターのほうで児童生徒、保護者の相談を受けているのですが、臨床心理士のほうを2人と青少年相談指導員を3名、計5人を任用したのですが、その方々が、中には体調不良で途中でお辞めになったり、休職している期間がございます。未配置期間がこのようなになっています。臨床心理士、有資格者になりますので、応募をしても、なかなか配置ができない状態がありましたので、臨床心理士の職種を変えて、青少年教育相談指導員等を増

やして配置するという事で、人数的には5人で、今現在対応はしております。

それと、非行防止等巡回活動事業については、中学校区ごとに5人の指導員を配置しまして、青色回転灯を車両に載せて、夜間公園等を巡回して、青少年がいらっしゃったら、声かけ等、青色回転灯で防犯の意識を伸ばすという活動をしているのですけれども、そちらがコロナの関係で、緊急事態宣言だとか、まん延防止中は活動を制限したことによる執行残になります。

学校ICT活用・指導・支援事業ですが、今2人の会計年度任用職員を配置しているのですけれども、1人3月末でお辞めになって、あと応募しても配置ができずに、11月にやっと配置ができたのですけれども、10月までは未配置期間、2人中1人しか配置ができなかった部分がありました。今GIGAスクールに関しては、GIGAスクールサポーター、文科省の補助を活用した者が2人、また委託事業でICT支援員が2人、委託させてもらっています。その方々も活用しながらGIGAスクールへの支援を図っています。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** 詳しく丁寧な説明ありがとうございました。多分それぞれ何か特殊なスキルが必要な方々だったり、募集自体が難しいところがあると思うのですけれども、減額の理由は把握できましたので、おっしゃったようにいろいろなやり方を工夫して、子供たちの環境を整えていただくようこれからもよろしくお願ひします。以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに。岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 106ページの10款1項3目、06のコミュニティ・スクール推進事業、恐らく報償費がマイナス補正、補正減になっていますけれども、コロナの関係で、そういう会議というか、開催ができなかったのかなと推測するわけですが、なぜお伺いしたかという、もう一つ、112ページの10款5項1目の社会教育総務費の中の04の地域学校協働活動推進事業、こちら報償費が65万2,000円の補正減になっておりまして、政策事業にどちらもなっております、資料を見ていきますと、担当している部署が社会教育費ということで、指導部が、こちら担当しているのかなと。社会教育費というところで、学校、家庭、地域、どちらもくくりは一緒だと思いますけれども、やっていることが、中身がどのように違うのか。

要は、一方は社会教育課のほうで推進をしている事業と、それからこれは学校の中で、学校長が主体となって地域、それからPTAも含めて連携を取っていくという、会議でいえば会議体が、ちょっと違うというふうにするのですけれども、どのように違うのか。それで、効果は何を目標にしているのかというふうなことを分かりやすく、この2つですね、恐らく出発は地域学校協働活動推進事業のほうで早くスタートしているのではないかなというふうに思っております、ようやくあれですね、去年あたりから小中学校、コミュニティ・スクールの、あれは手を挙げないとスタートできませんので、校長が決めるという部分がありますので、それははごろも小学校辺りからスタートしたのが、もう全小中学校に行き渡っていると思うのですけれども、そこら辺の、私も中身、役割、それから効果、取組、この辺の、どうも代表選手はそれぞれ違うけれども、やっていることは同じではないかなというふうにも思うわけです。

だから、連携をするとかというのもの、一つ提案できるのかなとか、それからまたどのように、やはり教育委員会として子供を育てていく、PTAも地域も一緒になって育てていく、育てていくという、その際に地域学校協働活動推進事業の中にはコーディネーターがいるというふうには書いてあるのですけれども、コミュニティ・スクールも全国ではコーディネーターがいて、ちゃんと効果を出していく、指導していくという、

そういう県もあるわけです。だから、そこら辺共通している部分が、私の中ではあるのかなというふうに思うのです。だから、そこら辺のことを少し整理していただいて、資料の提供をお願いできないかなというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

○桃原朗 委員長 教育部次長。

○教育部次長 地域学校協働活動推進事業については、生涯学習課のほうで所管しています。岸本委員おっしゃるように地域コーディネーターを各小中学校に配置しておりまして、いろいろなボランティア活動といえますか、学校のいろいろ例えば学習を支援したりとか、体験教室を開いたりとか、そういうことをしておりますけれども、これは学校支援地域事業ということで、学校支援ということで、ボランティアの方が学校を支援するということがメインになっておりました。

今回、地域住民も加わっておりまして、この中には地域づくりということで、ボランティアだけではなくて、地域の人たちも自分の学習成果を披露して地域づくりに貢献していこうというところもあります。現在、生涯学習課で行っているのは、ボランティアがメインになっておりますので、今後はいろいろな避難訓練だったり、地域と一緒に避難訓練をしたりとか、様々な計画が予想されます。

また、先ほどあったコミュニティ・スクールについては、学校運営協議会というのが主でございますので、学校の運営計画があります。学校がどういうことをやっていこうという、学校長を中心にやっていくと思いますけれども、その運営計画の中に協議会となって意見を述べられるということですので、多くは学校経営について関わっていくのかなというふうに感じておりますので、その違いがあるかと思えます。

資料については、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動推進事業の事業目的等も含めて提供できるかと思えます。

○岸本一徳 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 ほかに。平良眞一委員。

○平良眞一 委員 106ページをお願いします。

学校設備の01の学校敷地保全対策事業、これは工事請負費が200万円余り減になっていますけれども、説明をお願いします。

○桃原朗 委員長 施設課長。

○施設課長 平良委員の質疑にお答えします。

今回工事の執行残として、委託費も含めて契約執行残として補正減としております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 執行残ということは入札残ということなのかな。

○桃原朗 委員長 施設課長。

○施設課長 そのとおりです。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 本事業は、令和7年度までだったかな。それまでだったと思うのだけれども、事業自体は計画どおり順調に進んでいると理解していいですか。

○桃原朗 委員長 施設課長。

○施設課長 政策事業としては、令和6年度までを目指しております。今、学校の周りの通学路とかをメイ

ンにしていまして、令和6年度には90%を超える予定で今進めております。そのほかには隣地境界というのですか、相手と協議しなくてはいけない部分がありますので、若干延びるかなと思っています。令和6年度政策事業まである程度の事業効果をあげる計画で進めております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 分かりました。

それから、112ページには、社会教育総務費の中の03の成人式事業で22万4,000円の減になっていますけれども、その辺ちょっと御説明をお願いできますか。

○桃原朗 委員長 教育部次長。

○教育部次長 成人式については、コロナの影響もございまして、今回コンベンションセンターを予定しておりましたけれども、延期になってございます。そのコンベンションセンターの会場使用料ということで、今回その費用を減額としております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 コンベンションセンターを予定していましたね。それが延期になって、今回市民会館で5月に予定されていると思うのですが、コンベンションセンターで予定されていた、そのキャンセル料を除いて減額されているのか、それとも丸々減額なのですか。

○桃原朗 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 質疑にお答えいたします。

当初この使用料につきましては、施設の使用料と附属設備の使用料を計上してございまして、今回急遽延期という判断をいたしましたので、コンベンションセンターのほうからは、本来であればキャンセル料ということで、全額徴収ではあったのですが、附属設備使用料につきましては、今回は大丈夫ということで、施設利用料だけはお支払いしている形になっております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 施設利用料、それと何ですか。

○生涯学習課長 附属設備使用料であります。

○平良眞一 委員 附属設備使用料の分が……

○生涯学習課長 支払う予定ではあったのですが。

○平良眞一 委員 支払いしていると。

○生涯学習課長 支払う予定ではあったのです。この施設使用料につきましては、前払い金ということで、3分の1については、先にお支払いしてございまして、成人式が延期になった後には、残りの分と附属設備使用料については、返金という形で返してもらっております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 ちなみに今年度5月1日の成人式は予定されているのですが、そのとおり、計画どおりやる予定なのですか、市民会館のほうで。

○桃原朗 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 5月1日には、令和3年度の延期ということで、当初同じように3時から成人式のほうを行う予定となっております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 分かりました。ありがとうございます。

あと、1点お願いいたします。113ページの文化費の07、ちょっと関連するのですが、繰越明許費補正に係る理由、16ページ、それをちょっと確認したいのですけれども、繰越しになった理由のほうに、その地域文化財案内板設置場所について、所有関係機関と案内板設置協議に不測の日数を要したということが理由、うたわわれていますけれども、関係機関、自治会だと思うのですけれども、その自治会との協議はもう済んでいるのか、確認させてください。

○桃原朗 委員長 文化課長。

○文化課長 当該繰越しの理由につきましては、自治会等と調整の上、設置箇所及びデザイン等決定し、令和4年2月に文化財説明板の標識設置を完了する予定でございました。しかし、設置予定箇所が土地の境界付近であったため、土地所有者の確認が必要となり、その調整に不測の日数を要したこと、また自治会と設置位置や掲載内容についての打合せに不測の日数を要したためとなっておりますが、その調整については済んでおりまして、7月下旬には完成する予定となっております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 では、工事だけですよね。協議も済んだということで、完了予定の7月末には設置できるという説明なのですけれども、設置場所も決まっているということなのですか。分かりました。

10番の資料を見たら、案内板に関して普天間と愛知が2基ずつなのですが、これは普天間と愛知は2つの文化財があるということで理解していいのですか。

○桃原朗 委員長 教育部次長。

○教育部次長 案内板については、文化財の説明板ではなくて、ここに文化財があります。戦前の様子は、こういう様子でしたというような内容となっております。今回、愛知と普天間のほうに案内板を2基設置するのですが、普天間地域においては普天間1区公民館、もう一つは、普天間のリウボウ・さんふていーまの横あたりに案内板を設置する予定でございます。愛知区についてはまつぼっくり公園といこいの市民パークの中に案内板を設置する予定です。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 分かりました。それともう一点、7月末までには完了予定だという説明はあったのですけれども、実際説明板とか、案内板自体はできているのですか。これからの発注になるのですか。

○桃原朗 委員長 文化課長。

○文化課長 デザインについてはできておりまして、設置工事については、繰越しをしまして、令和4年の7月までに完成する予定となっております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 この案内板等々はできてはいる。あとは設置だけということで理解していいですか。

(何事かいう者あり)

○平良眞一 委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○桃原朗 委員長 会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議は議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。石川慶委員。

○石川慶 委員 10款2項3目の説明欄01大山小学校防音機能復旧事業、これの工事は全て終了しているというふうに認識してよいのか、説明をお願いします。

○桃原朗 委員長 施設課長。

○施設課長 大山小学校の防音機能復旧事業につきましては、主に空調の取替えという形で、それに伴う建具とか、電気設備の工事があります。実際ちょっと半導体の影響がありまして、ちょっと遅れましたので、まだ工事中でありまして、3月中旬ぐらいに終わる予定でございます。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 少し気になった点がありまして、大山小学校の下の駐車場がありますよね、そこから見たところで、壁際にネットがされて、壁が崩れているような話も聞くのですが、これも直すと思っている父兄の方もいらっしゃるのですけれども、その辺はどのようにされていますか。

○桃原朗 委員長 施設課長。

○施設課長 この工事に入る前に、ちょっと瓦が外れたというのがありましたので、応急措置はさせていただいています。ただ、今回の工事は空調がメインで実施していますので、これとは別だと理解しています。また、大山小学校については、普天間小学校が完成すると、一番古い学校になりますので、その辺で、先ほど言った、設備が特に老朽化していたので、空調を先にさせていただきましたけれども、長寿命化対策も含めて、今後こういった形にするかというのを検討してまいりたいと思っています。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 ということは、この事業の中では全く別物でさわれない。ネットのほうは、そのままの状況がしばらくは続くということですよ。今後こういった対応をするか、協議していくというような形ですか。

○桃原朗 委員長 施設課長。

○施設課長 ネットに関しては、上のほうから落ちてくる感じがありましたので、実際に落とせるところは落とした状態にしています。ただ、状況が状況ですので、それは安全のために、そういう形で工事をしながらネットをしている状況でございます。

○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 ただ、やはり子供たちが本当に安心して学べるのか心配ですので、これは早急な対応をぜひお願いします。

あとこれは、この事業で一緒にやってくれると思っている父兄もおりますので、その辺学校側に説明して、協議して対応を早めにやってください。以上です。

○桃原朗 委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 当局の皆様、お疲れさまでございました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後4時01分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後4時04分)

○**桃原朗 委員長** 審査中の議案第2号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○**桃原朗 委員長** 休憩いたします。(午後4時04分)

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。(午後4時05分)

○**桃原朗 委員長** 本日の会議はこの程度にとどめ、次回の委員会は3月4日午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後4時05分)

総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和4年3月4日（金） 2日目

午前10時00分 開議

午後 3時37分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（10名）

委員長	桃原 朗
委員	平良 眞一
委員	石川 慶
委員	桃原 功
委員	岸本 一徳

副委員長	知念 秀明
委員	知名 康司
委員	平安座 武志
委員	宮城 政司
委員	上里 広幸

○説明員（12名）

総務部次長	多和田 眞満
行政改革推進室長	宮城 恵美
総務係長	野嶋 博司
環境指導係長	當間 大和
児童家庭課長	浜里 郁子
基地跡地計画係長	東江 信治

人事課長	知花 博史
人事係長	真境 名由誠
管財係長	普久原 朝亮
環境対策課長	浜里 吉彦
障がい福祉課長	島袋 尚
基地政策部次長	多和田 功

○議会事務局職員出席者 大城 拓也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第18号 宜野湾市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第19号 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第20号 宜野湾市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

議案第21号 宜野湾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第23号 押印等を求める手続の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第27号 宜野湾市特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例の一部を改正する条例について

陳情第82号 公共施設の ZEB 導入、住宅の ZEH 導入と電力自由化促進に関する陳情

第442回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和3年3月4日（金）第2日目

○桃原朗 委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから総務常任委員会第2日目の会議を開きます。これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第18号 宜野湾市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○桃原朗 委員長 議案第18号 宜野湾市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第18号については、議案の提案趣旨説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」「説明をお願いします」という者あり）

○桃原朗 委員長 今、平良委員から、いま一度説明を求めたほうがいいのかという御意見がありますが、いかがいたしましょうか。それでよろしいですか。

（「異議なし」という者あり）

○桃原朗 委員長 説明をいただき、議案を進めたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という者あり）

○桃原朗 委員長 では、議案第18号に対する当局より説明を求めたいと思います。総務部次長。

（執行部説明省略）

○桃原朗 委員長 ただいま議案第18号の説明を受けましたが、それでは質疑がございましたら質疑を許します。桃原功委員。

○桃原功 委員 多和田さんの説明を聞いて、分かったような、分からないような、行政用語というのは、なかなか理解しにくい。要するにデジタル社会整備法が整備されるに当たり、自治体の条例を変えるということで、実態としては、市民から見れば、特に変化はなしということで、認識していいのですか。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 桃原功委員の御質疑のとおり、法律名が変わることにより、宜野湾市の条例を改正するというので、手続そのものには変更はございませんので、先ほど説明したように改正による影響等はございません。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。新旧対照表の2ページの現行と改正案があるではないですか。改正案のほうは、3市長、4市長、5市長というので、追加されていますよね、項が。

○総務部次長 次の議案ですか。2ページは。

○桃原功 委員 これは19号なの。ごめん。以上です。

○桃原朗 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。御説明ありがとうございました。

市民への影響はないということで理解したのですけれども、当局、職員の皆様への業務への影響というの
はありますか。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 宮城政司委員の御質疑ですけれども、職員の事務における影響かなと思いますけれども、
それについても特段変わることはないのです、影響はございません。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ちょっと脱線するかもしれないですけれども、この内容、変更の職員への周知、どうい
う方たちが行くのか。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 お答えいたします。職員への周知、これについて議会で審議されておりますので、最終日3
月25日には採決いただいて、可決ということであれば、事務の手続的には、可決されましたということで、
その後の対応、告示するので、それは市民向けなのですけれども、職員向けには、実際には議会で可決しま
したという一覧のトータルに載せておりますので、職員からすれば、興味があればアクセスして内容が分か
ります。今、審議中でもあるので、そういった議案書とかは、見に行けば自分で見られるところもあります
ので、それは関係する部署は必然的に、こういう議案が出ていると、これに係るものがあるというのは分か
るのかなと。改めて、この内容について、これだけを周知のために諮るといふことは、特段するといふこと
は考えておりません。

○宮城政司 委員 分かりました。以上です。ありがとうございます。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 この説明資料の改正根拠の中の①、②を、もうちょっと詳しく説明してほしいのですけ
れども、デジタル社会整備法の一部改正は2段階適用となっているという部分、下の部分、もうちょっと詳
しい説明をいただきたいなと思います。

○桃原朗 委員長 総務係長。

○総務係長 今、平安座武志委員からございました、御質疑に関しましては、まず①のほうで、令和4年4
月1日施行の分に関しましては、記載のとおりでございます、民間事業者に加えて、行政機関、国と独立
行政法人が個人情報保護法の適用を受けますこととなります。

その後、2段階適用、2段階目の適用といたしましては、令和5年春施行を予定されてございますが、こ
の時点で地方公共団体の機関、そして地方独立行政法人についても個人情報保護法が適用されるという仕組
みになりますので、そのときには宜野湾市個人情報保護条例、いろいろ定義ですとか、手続等々記載はされ
ているのですけれども、法との整合性を図るといったところでは、何かしらの整理が出てくるのかなとい
うところではございます。この適用の段階、分けている理由に関しましては、対象となる段階を分けている
ということで、まずは御認識いただければと思います。以上でございます。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 もう一点だけ確認させてください。今まで独立行政法人等、行政機関とか、地方公共団
体が個人情報保護の対象外だったわけではなく、行政とか、国とかは、今回改正される個人情報保護法と独

立行政法人個人情報保護法の適用、対象の法律がなくなるので、今回は新しい部分に組み込まれていくということでもいいのですよね。今まで適用されていなかったわけではなくて、法律がなくなることで、この個人情報保護法にまともっていくということの理解でもいいのですね。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** 平安座委員の御質疑にお答えいたします。

平安座委員の御質疑のとおり、一元化されていくことに伴い、先ほどの質疑、①、②の2段階適用を進めていくということでございます。以上です。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 次長、国の個人情報保護法というものの改正を受けて地方公共団体が条例を改正するという、この改正に基づいてどこを変えないといけないというふうに、分かりやすく言えばそういうことなのでしょうか。

(何事かいう者あり)

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 個人情報保護法と行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合したというふうに、ネットで調べたら、そういうふうになるようです。それから、地方公共団体の個人情報保護制度についても個人情報保護法において全国的な共通ルールが規定され、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化をすると。それから、3つ目、学術研究分野の適用除外について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化したということで、3つのポイントがありますとなっているのだけれども、読んでもあまり理解できない。要するに本市は、どこをどう変えればいいのかなどという、単純にそう思ったのです。これが今の一部改正の案として出てきましたという説明だというふうに理解するわけですが、なぜ個人情報保護法の改正があるのかという、その理由は分かっているのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** 岸本委員の御質疑にお答えしたいと思います。

これは国において審議されているものですので、私たちにおいては、手持ちの資料でしか答えることはできませんけれども、この中でもあるように今までは3つの法律で取り扱っていたものを1つに、1本の法律にすることによって、法律の解釈とか、事務執行の対応というのですか、そういったものを……。

すみません、もう一度。1本にすることによって、この法の解釈を1つにして分かりやすくするというのと、あとは先ほど言った、この法に基づく事務を分かりやすくするということだろうと思っております。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** こちらは行政ですから、行政の守備範囲で改正の趣旨を全部入れ込んでいく、不備なところは点検して条例改正に至っているのだという、そういう受け止め方なのではけれども、国はデジタル庁を創設して、国や地方のデジタル業務改革を強力に推進していく方針、この辺から全て個人情報の取扱い、次の議案に行きますが、個人情報、もう一つありますよね、宜野湾市個人番号の利用、これもリンクされて、連携されているという、全く違う趣旨のものではないというふうに理解しておりますので、そういうことなのだろうなど。そこに基いて条例の改正も不備がないように、ちゃんとなされている

のだという理解でよろしいでしょうか。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 次の議案第19号との絡みの質疑でございますけれども、趣旨が一緒なのではということですが、これは一緒ではございませんので、これはあくまでも議案第19号のときに、また説明という形にはなるのかなと思いますが、趣旨は別だということを御理解いただければと思います。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 あえて言いますけれども、個人情報保護法に万全を期すためということが、要するに目的のようですので、そして個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制の確立が、国としては、これが狙いのようですので、全部つながっているのではないかと私は思います。もちろん、条例も違うし、それからまた細かい政策としては、マイナンバーカードはマイナンバーカードで、また進めている事業ですから、政策ですから、そこは独立した部分もあろうかと思いますが、その中の個人情報保護法の取扱いについては、共通する部分があるというふうに認識をしているのですが、それは間違っていますか。

○桃原朗 委員長 総務係長。

○総務係長 今、岸本一徳委員からございました、一元的な部分に関しましては、個人情報保護法の全面適用を受けるのは、地方公共団体に関しましては令和5年春以降になります。ですので、今般の条例改正に関しましては、あくまで3法、行政個人情報保護法と独立行政法人等個人情報保護法が廃止されることで、そこで使われていた用語が個人情報保護法に組み込まれますので、うちの宜野湾市個人情報保護条例で使っていた定義の根拠法令を単に個人情報保護法にまとめるといったところです。

次の議案第19号に関しましては、デジタル社会整備法とは、直接関係はなくて、あくまでも議案第19号の改正内容としては、番号法の範囲内で現状、原課さんが行っている事務を効率的に進めるという観点から新たな事務も組み込んだりといったものでございます。ですので、今回のデジタル社会整備法の制定、それに伴っての個人情報保護法の改正とは、直接リンクするものではございません。

○岸本一徳 委員 後でまた詳しく教えてください。以上です。

○桃原朗 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 なければ進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の議案第18号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前10時23分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前10時25分)

【議題】

議案第19号 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○**桃原朗 委員長** 次に、議案第19号 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

それでは、議案第19号について議案の趣旨の説明をお願いいたします。総務部次長。

(執行部説明省略)

○**桃原朗 委員長** ありがとうございます。では、議案第19号に対する質疑を許します。

質疑がございましたら挙手にてお願いをいたします。桃原功委員。

○**桃原功 委員** 先ほどの答弁で野嶋さんが、議案第19号に関してはデジタル整備法との関連ではなくて、字句の追加ということでしたが、ということは、この新旧対照表を見てみると、2ページなのですが、例えば改正後の案で機関の3市長というところの右側の事務に宜野湾市重度心身障害者（児）というふうに書かれていて、これは新しく追加されていますよね、それ以降は。例えば4の市長であっても、5の市長であっても、現行案では、これらのものはどこで、先ほど次長のほうは社会福祉の向上をするためということでしたけれども、具体的に明文化するということでもいいのか。

これらの重度心身障害者の方は、現行案では、重度心身障害者だけではなくて、5の市長の母子及び父子家庭等医療費助成に関する規定、規則なども、どこに包含、包含というか、入っているかどうか、よくわかっていないのですよ、私は。こうやって明文化することは理解できているのですけれども、次長がおっしゃった社会福祉を向上するためということで、今まで不便さがあって、このように明文化をして向上していくということで認識していいのか。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** 桃原委員の御質疑にお答えいたします。

この3つの助成事業、新規で追加ということでございます。これについては、医療費助成を受ける受給者が利便性を向上させるために、この条例に新規で入る、組み込まれることによって受給者が受給をするに当たっての資料とか、提出するものがあるのですけれども、これが条例に組み込まれていると、いわゆるマイナンバーが使えるようになれば、そういった軽減もされるということもありまして、今回この助成事業、3本ですね、今回この個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に新規に入れているところでございます。細かい、例えば事務の話であれば、ちょっとまた別、担当課が関わるのですけれども。

○**桃原功 委員** 要するにこの重度心身障害者、あるいはこども医療費助成などは、とても当事者自身も、その本人も申請等における、あるいは申請等における、あるいは申請以外の事務がとても煩雑、煩雑というか、多かったと。それをマイナンバーでできるために、こういった方々をちゃんと明示して簡素化できるということで理解していいですか。

○**桃原朗 委員長** 障がい福祉課長。

○**障がい福祉課長** 重度心身障害者、障害児医療費助成を担当しています、障がい福祉課のほうで具体的な数字で少し説明したいと思います。

この医療費助成制度なのですが、市内に居住している身体障害者手帳1級、2級、もしくは療育手帳A1、A2を持っている方が対象となります。医療費を負担した分と入院で支払った食事療養費の半額が

助成される制度なのですけれども、現在約1,600名の方が受給している状況です。

この中に120名程度の方が市外の障害者施設等に入所しています。宜野湾市に住所のあった方が、こういった市外の障害者施設に移った場合、住民票は市外のほうに、この施設がある所在地に住民票を移すことになるのですけれども、こういった助成の手続は宜野湾市で継続していく必要があります。これを住民地特例というふうに言うのですけれども、この制度を受けるに当たって、年に1回、所得の報告であったりとか、いろいろな手続が必要になってきます。

市内に住所のある方については、市のほうで所得状況というものは確認できるのですけれども、市外に住所がある方については、そのお住まいの地域、住民票がある地域から課税証明書を取って、この書類を年に1回提出しないとイケないというのが現状なのです。その部分が、マイナンバーを活用することによって省略されるということで、受給者側の利便性が向上するのではないかなというふうに考えております。

今1,600人中120名が施設入所中の方と申しましたけれども、年度内に転入してくる方、施設ではなくて、転入してくる方もおります。その方も前年度の所得については住所地から書類を取り寄せてというふうになりますので、この手続も、また時間がかかったり、少し煩雑な部分がありますので、これもまたマイナンバーの活用によって省略できるということが利便性の向上かなというふうには考えております。以上です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** よく分かりました。ありがとうございました。

これというのは、利用者、当事者からの熱望などによって法改正されたのですか、それとも国が、こういったふうに利便性が高くなるよということで、法改正したのですか。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** お答えいたします。この法の改正によって、今回条例を改正するものではなくて、今説明があったように事務手続を迅速に行いたいとか、そういったものを踏まえまして、今回この条例に新たに出ていたところがございますので、その辺御理解いただきたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 分かりました。仮に私が重度障害者だったとします。マイナンバーカードをつくったら、そういった事務手続が、煩雑さが軽減されると。ところが、本人の意思で、例えばマイナンバーカードを取得するかどうか分からない、判断できないという場合には、私の保護者が、それを代理ということで、法的には、特に問題はないわけですか。要はマイナンバーカード登録者自体がマイナンバーカードを取得するという意思が判断できないというときには。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** 私のほうで少し。こちらの事務に関しては、マイナンバーカードを取得している、取得していないというのとは関係なく、全国民にマイナンバーは振られておりますので、行政の手続の中で、こういったマイナンバーを利用することによって、この事務の迅速化が図れる。先ほど障がい福祉課長からあった説明のとおり事務が向上する、受給者の利便性が図られるというところを踏まえてのものでございます。

○**桃原功 委員** よく分かりました。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** よろしく申し上げます。今回の議案で対象となっている重度心身障害者医療費助成とこと

も医療費助成と母子及び父子家庭等医療費助成というのがあるのですけれども、ほかにも、こういった医療費助成というものはあるかどうか。もしあるのであれば、なぜこの3つが対象となったのか。そもそもこの3つしかないよということであれば問題ないのですけれども、その辺りの説明をいただけますか。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** 宮城政司委員の御質疑ですけれども、ほかの医療費助成、定かではないのですけれども、恐らくこの3つというところで承知しております。

このほかにもというところで、もしあればということであれば、こういったマイナンバーを利用したら、その事務が効率よく、そしてまた受給者の利便性が向上するということ、その担当部署がそう思えば、今回のように、また追加して事務の効率化を図れるというところでございます。今回は、福祉推進部が持っている、この3つの医療費助成を今回追加して事務の効率化を図るというところでございます。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** こういった議案を上げるときには、作成するとき、その部署以外に、今おっしゃったものを事前に調査して、全て網羅した上で上げてきたほうが、より効率的だと思うのですけれども、漏れが出てこないか。後からやればよいということかもしれないのですけれども、その辺りの進め方はどうでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** 先ほども少し御説明いたしましたけれども、この個人番号を利用することによって医療費助成事務が効率よく進められると。そしてまた、受給者の利便性に寄与するということ、その担当部署がそのように思えば、そういう手続ができるのだらうと。

今、各部署への周知だと思いますけれども、実際この事務手続を進めるに当たっては、各部の次長級が集まって、この条例の審査もしますし、部長級が集まっても、また再審査もしますので、それぞれの各部においては、こういったものが出ているというところは承知されるというふうに思っておりますので、それを踏まえた上で、今回この3つ、3本が上がってきているというふうに理解していただきたいと思っております。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** 分かりました。ぜひ横の連携もやっていただければと思います。

別の観点からなのですけれども、実際の事務手続のマイナンバーですか、個人番号を利用する部分、システム改修とか、必要になるのか、そういったところは必要かどうかということと、もう既に改修済みということかもしれないのですけれども、その辺りどういう状況か、教えていただけませんか。

○**桃原朗 委員長** 障がい福祉課長。

○**障がい福祉課長** システム改修が必要かというところですが、必要ないということで確認しております。

○**桃原朗 委員長** 児童家庭課長。

○**児童家庭課長** こども医療費助成事業、母子父子家庭等医療費助成事業ですが、システム改修の必要はなく、こういった事務手続を進めることができます。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** すみません。僕の理解が合っているか分からないのですけれども、そもそもそういった機

能を持っているシステムなのか、そもそもシステム上はマイナンバー、個人番号は使わないということなのか、分かりますか。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 宮城政司委員の御質疑なのですが、この条例に係る改正において、例えばシステムの改修というのは、特段必要なくて、また国においても改修してくださいという通知もあるわけではございませんので、現行の事務を進めながらできるということで、御理解いただければと思います。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 これ以上追求しても、僕も分からない。行政側の手続、医療費助成、3つのおおのの申請の中で事務手続上、個人番号がどこかで使われている、業務では使われていないという理解でいいのですか。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 最初に少し説明いたしましたけれども、この個人番号については、厳格な取扱いがあると、求められているということで、先ほど説明いたしました。なので、今回は、この条例に入れることによって、医療費助成の3本の事務をしっかりと行っていくというところで、理解していただければと思います。

○宮城政司 委員 以上です。

○桃原朗 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の議案第19号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前10時47分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時00分)

【議題】

議案第20号 宜野湾市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

○桃原朗 委員長 次に、議案第20号 宜野湾市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

○桃原朗 委員長 議案第20号の提案趣旨説明を求めます。人事課長。

(執行部説明省略)

○桃原朗 委員長 では、議案第20号に対する質疑を許します。

質疑のある方は挙手にてお願いをいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 新旧対照表から少し確認をしていきたいと思っております。

今回の条例改正は、印鑑の「印」という字を削除という点と、3項の会計年度任用職員の新たな規定を追加するという部分がポイントと理解していいですか。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 押印については、別途また条例が、午後審議される条例がございますけれども、あちらと……
(何事かいう者あり)

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 失礼しました。今回は押印を不要とするものとしております。

あと、会計年度任用職員につきましてもサービスの宣誓書自体は、今までいただいております。任用する際には、いたのですが、条例の中で定めがなかったものですから、明確に明文化して、運用で対応していたところがございます。これを新たに条例で整備することによって、明文化して、説明もできるようなものとしたということで、整理させていただいております。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 今、桃原委員からありました、押印手続の不要なのですが、午後の最初にも議案として出されているものがございまして、そこに含めなかったのは、今回の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例については、押印の手続の不要以外の改正が、またちょっとボリュームもあるので、これはまたひとつで出し切れずに分けて提案していると。午後にあるものは、押印不要のものがメインなので、それは一つにまとめて条例としてやっておりますので、押印の手続不要については、同じような趣旨で不要とするような手続改正をしているというの是一緒ではございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 12ページ、13ページに宣誓書の比較表があったので、とても小さい字で、僕の大きい目でも、とてもとても見づらいのだけれども、比較すると、印鑑の「印」という字がなくなっていたので、尋ねたのですけれども、分かりました。

この会計年度任用職員は、新たに明文化するということですが、別段の定めをすることができるので、そうであれば会計年度任用職員は別段の定めという部分もどこかで記述があるのですか。会計年度任用職員の服務規程の、別段の定めを文言ってどこかにあるのですか。これは特に条例に載せなくてもいいものなのですか。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 お答えいたします。こちら別段の定めという部分に関しましては、会計年度任用職員の任用に関する要綱の中で定めを整備していくものでございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 条例とは別に会計年度任用職員も規定があるということでいいわけですね。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 そのとおりでございます。

○桃原功 委員 分かりました。以上です。

○桃原朗 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 ところで、宣誓書の中身というのは、我々が見てもいいの、宣誓書。

○桃原功 委員 12ページにあるよ、字は小さいけれども。

○岸本一徳 委員 資料にあるの。

○桃原功 委員 字は小さいけれども。

○岸本一徳 委員 法的にこれはやってはいけないとか、遵守しますとか、そういう宣誓になっていますか。
(何事かいう者あり)

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ちょっと確認させてもらいます。

今回このサービスの宣誓に関する条例の第3条で、災害、あと緊急事態、条項が追加されますけれども、これまで、今回は国の政令の改正によってということだと思のですけれども、災害等のサービスの宣誓に入っていない理由をまず、入っているものかと思っていたのですけれども、今まで入っていなかった理由等が分かるのであれば、ちょっと聞かせていただきたい。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 お答えいたします。申し訳ございません。過去の経緯については、私もちょっと分かりかねるところはあるのですが、例えば沖縄県ですとか、国のほうもわかりですけれども、こういったサービスの宣誓に係るような条例、自治体においては整備されていることが、ほとんど整備されておりまして、なぜかうちのほうだけ整備がされておりました。私どもも比較して、おかしいということ、こういった緊急事態の際に、すぐ対応するために面前、もしくは面前でなくても署名をいただくといういとまがないような状況、自治体の職員として災害や緊急事態に対応するために、こういう署名での対応をするいとまがない場合も協力していただけるという市民の方、また職員として頑張りたいという方がいた場合に、こういった事務手続をしているいとまがない可能性もありますので、私どもとしては改めて明文化させていただければということで、今回提案させていただいております。

○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 確かにそうです。よく気づいてもらえたなと思って、こういったものは、しっかり宣誓が必要だと思いますので。地方行政は、やはり市民、県民を何かあったとき守る義務がありますので、そこはしっかり宣誓させておくということで、今回追加されてよかったなと思っております。

あと、もう一点ですけれども、宣誓書の一つのほうに命令、条例、規則及び規定を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く理解し、その規約が消防職員に優先して従うことを要求する団体、または組織に加入せずということがありますが、ちょっと確認させていただきたいのですけれども、であるのであれば、市の職員等である場合は、要するに市の条例ですので、それに従って行動しないといけないという、要するに宣誓をするわけですけれども、例えばほかの任意団体とかで、そこを優先する規則がある団体等には加入してはいけないという意味合いの宣誓書になっているのですか、そういう意味ですよね。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 お答えいたします。様式1号のほうにおいては、消防職員以外の職員、要するに行政職、保育職であれ、幼稚園職であれというような、一般的な行政の職員の皆様に、こちらの宣誓をしていただく、署名をしていただくような流れとなっております。こちら2号のほうにあります、消防職務に優先して行うことを要求する団体または組織に加入せずという文言の意味合いにつきましては、これは警察組織であった

り、自衛隊、あとは海上保安庁などの現場の皆様もこれに当たるかもしれませんが、そういった方々については、組合等には加入はできませんよという国のほうの定めがございまして、こういったところを整備、またこの様式についても、うちの独自のものでは正直申し訳ございませんで、これは国で示された内容を各自治体、こういった消防組織をお持ちの地方自治体は、全く同じような内容において宣誓をいただいているところでございます。

○**桃原朗 委員長** 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。この意味合いとしては、なぜ書かれているか。私が理解するには、やはり職務の宣誓、かぶるような宣誓書を2か所でやってしまうと、どちらを優先するかが出てくるから、ほかのところ加入するなどなっているという理解なのですけども、その理解でいいのですよね、多分そうだと思うのですが。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** 例えばそういった特殊職、消防職であれ、警察の皆様であれ、自衛隊の方々もそうですが、そういった独自職の方々が労働組合のような形のものには所属はできませんよという。実質的な協議体のような形で組織することはできますけれども、組合としての組織には所属することはできませんよというような流れとなっております。

○**平安座武志 委員** 分かりました。以上です。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** よろしくお願ひします。これまでは、新たに職員となった方は任命権者の前、面前で実際署名、押印をして、この宣誓書を提出されていたと思うのですけれども、毎年新職員の方はいらっしゃると思うのですけれども、任命者というのは、実際どなたの前でこれをやっていたのか、お答えください。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** お答えいたします。職務の宣誓につきましては、基本的には4月1日に採用される新職員の皆様、消防職であれ、行政職であれ、宣誓をさせていただきます。任命権者、市長もしくは教育長、消防長、水道局長の場合でございますけれども、特別職の皆様方の面前においてサービスの宣誓を行っていただきます。署名による、面前において、例えば市長の前で署名をするというのは、申し訳ございません。過去においては、面前においてというのは、運用上行っておりませんで、こういった部分も明確に整理させていただきたくて、今回提案をさせていただいております。当然人事課のほうにおきまして、宣誓書を提出いただいて、私どものほうで預かって、市長に回覧、各特別職の教育長、消防長には回覧させていただいておりますが、面前でという文言がありますが、過去踏襲されておりましたので、今回改めて整理をさせていただくというところでございます。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。現実にそぐわなかったということだと思っておりますけれども、この面前での提出というのがないということで、例えば今後メールでの提出とか、そういったことも想定されているのかなと。そういうものではないのか、その辺りの見解を伺います。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** 今すぐということは、ちょっと対応できるかは、まだ今後検討の余地はあるかなと思いますが、

マイナンバーを取得されている方が、今後各種運用に係る書類一式を整理されて提出するということが今後可能ではあるかと思えます。ただ、今現在の段階では、すぐは対応できませんが、今後システム等整理をされて、市として対応できる環境を整えば、それも検討の一つ、課題の一つかなと考えております。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。

続いての質疑なのですが、第3条の内容なのですが、今お話をいただいた、宣誓書を提出するのが4月、これは正職員の方の場合だと思うのですが、内定が恐らく出て、そして4月1日に宣誓書を出すまでの間という認識で合っていますか。この提出する前の段階で、こういった緊急時に職務に従事させることができるというのは、具体的にどういったケースを想定しているのか、もう少し分かりやすく説明いただきたいと思えます。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** お答えいたします。3条の宣誓の特例につきましては、4月1日に採用予定の方が仮にいらっしまったとして、例えば3月中に何らかの災害が発生して、もしくは武力攻撃等を受けて対応しなくてはならないというような場合においては、例えば3月であっても採用を前倒しするということが検討せざるを得ない場合もございます。そういった部分も含めまして、そういった全体でのというような書面提出の省略も検討せざるを得ないような状況があった場合は、そういった繰上げのこともあるかと思えます。

また、実際採用予定でない方においても、こういった災害に対して、市として会計年度任用職員であっても協力したいという申出があった場合にも、そういった場合には対応するということが含めた、言い回しと理解していただければと思えます。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。ちょっと第3条が、目的が少し分かりづらいのかなと、目的が少し分かりづらいのかな、気になるころであったので、説明していただきたかったのですが、その後に関心したのは、例えば内定をいただいている方、先ほどボランティア的にやりたいという方も含まれていたということなのですが、恐らく市の職員として業務をしてもらう、4月1日に、入局前に。そのときって雇用関係だったり、服務規程とか、そういった辺りの整備も併せてこれは必要になってくるのかなと思ったのですが、そこまでは今回の条例では踏み込んでいないので、そもそも必要ないということですか。ちょっとそのケースがうまくのみこめていなくて、こういった質疑になっているのですが、

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** 今回の条例につきましては、あくまでサービスの宣誓に係る条例の部分の改正ということでございます。ですから、業務に当たりつつ、時間を調整しながら、当然サービス関係については説明をさせていただかないといけないので、そういった部分は時間を取りながら組織として対応させていただくということになるかと思えます。

ただ、事態が……

(何事かいう者あり)

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** 今、委員の確認されているのは、例えばサービス系の説明もすべきではないかということの話でし

ようか、どういう……。

○宮城政司 委員 ちょっと休憩。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時13分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時13分)

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 こちらに3条のほうで宣誓書の署名及び提出をする前において従事させることができるとしてございますが、こちら職務に当たる時点で、職員として、市としては雇用関係を締結したものとみなします。例えばその後、何か公務災害的なものを負ったとしても組織としてそれは対応させていただくところでございます。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 その流れは理解できたのですけれども、例えば給料規定だったりとか、労働基準法、その辺りというのはクリアされているのか、そこまで調査された上で、この条例案が出ているのかという、あまり関係ないところですか。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 お答えします。結局職員として雇用が締結されたという時点で、当然のことながら職員として正職員、もしくは会計年度任用職員であれ、市の職員としての待遇に準じた対応を当然行ってまいります。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。1点だけ質疑、例えば内定が出てからということなのか、この辺り正確に把握できていないのですけれども、4月1日までというのは、給料は発生していないですね。でも、職員としてみなされているというのは。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 繰り上げて採用するような事態になった場合、例えば3月15日から緊急の事態で繰り上げて採用することになりました。面前での書面提出も今回特例で必要ございませんというような場合においても、15日から30日まで働きました、4月以降も雇用関係が継続されますというような場合において、15日から30日までの給与に関しては当然支給はいたします。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございます。

○桃原朗 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の議案第20号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時16分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。（午前11時19分）

【議題】

議案第21号 宜野湾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○桃原朗 委員長 次に、議案第21号 宜野湾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第21号の趣旨説明を求めます。人事課長。

（執行部説明省略）

○桃原朗 委員長 議案第21号に対する質疑を許します。

質疑がございましたら挙手にてお願いをいたします。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 よろしく申し上げます。資料のほうをいただいたのですが、資料の中と新旧対照表、15ページからちょっと質疑したいのですが、その裏の意見の申出の骨子の中で、2の（2）なのですが、（1）のほか、妊娠、出産、育児等と仕事両立支援のための措置とあるのですが、その下に不妊治療のための休暇、括弧があって新設とあるのですが、新設した経緯をお願いします。初めて見るものですから。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 お答えいたします。お配りしております資料の国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について、意見の申出の骨子の部分の2の（2）のア、こちらにあります不妊治療のための休暇を新設というところがございます。こちらは既に条例化を私どもさせていただいております。こちらは全て条例化してございます。すみません。規則において定めておまして、取得できる環境は整えてございます。

○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。あと、附則のところで、4月1日からの施行となっているのですが、これは全国一律で4月1日なのですか。理由のほうで人事院規則において、それに準じていると思うのですが。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 お答えいたします。国におきましても今回令和4年4月1日より適用してございまして、私どももそれに準じた形で導入、同日づけの施行を念頭に置いてございます。

○上里広幸 委員 以上です。ありがとうございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 新旧対照表で、現行案も改正案も育児休業することができない職員という記述になっているのですが、なぜこういう書き方になっているのか。育児休業できる職員という書き方にしないのは、できない職員という書き方を理由というのは、ちょっと尋ねていいですか。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 お答えいたします。表現として違和感を委員……

（何事かいう者あり）

○人事課長 お持ちになるかもしれないのですが、この部分に関しましては、国の準則に照らし合わせ

た内容となっております、私どもで、こういう表現をしたわけではございません。申し訳ございません。ただ、基本的には、国のほうも県も私どもも育児休業を取得しやすい環境を整えることを大前提としてございます。その上で、ただし書でできない場合、特出しのような意味合いで、今回このような整備をさせていただいているのかなという認識でございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 次は、この提出資料の部分から確認していきたいのですけれども、国家公務員の育児休業等に関する法律の部分から確認していきたいのですけれども、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に対する意見の骨子、真ん中辺りに①から③、ごめんなさい。大きい2番の妊娠、出産、育児等という書き出しで始まって、(1)のイの部分の7、ウの部分の①、②、③がありますよね。これらを取りやすくなるための改正する部分ということで、理解していいですか。例えばイの①だったら、育児休業、介護休暇の取得要件のうち、1年以上の在籍機関の要件は廃止と、要はこういったものは廃止をして、育児休業を取りやすくするというところで理解していいのですか。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** お答えいたします。これまで非常勤職員、例えば過去の臨時職員、今でいえば会計年度任用職員の皆様におきましては、1年以上在職しているというところで要件がございました。過去ですね、今現在もそうなのですけれども、ただ今後、国のほうでも在職している限り、1年以上の在職という要件を省くというところで、各自自治体においても、これを検討願いたいという通知をいただいておりますので、正職員の方と同様の環境を整備すべきだと私どもも考えておりますので、今回整備をさせていただくところでございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** ちょっと意地悪な質疑になるかもしれないけれども、例えばイの部分で、①の1年以上の在職期間の要件を廃止というふうに書いてあれば、例えば在職期間が1日でも1週間でも育児休暇を取りたいといったら取れるということですか。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** 環境といたしましては、例えば正規の職員であれば、採用後、1か月後、妊娠が分かりましたということになれば取得可能です。今回こちらの条例で提案させていただいた非常勤職員、会計年度任用職員の皆様方におかれましても、当初任用されて1か月後、もしくは場合によっては2週間後、3週間後、いろいろなケースがあるかとは思いますが、妊娠が発覚したということであれば、その際には取得可能なものとなっております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** こういうのは、公務員の法律が民間企業への、また布石となって、いい効果が出てきたらいいと思うのですけれども、民間のことをちょっとお尋ねしたいのですけれども、例えば民間の就業規則などで、こういった定めがない会社、例えば小さい会社などあったとしたら、労基法によっては民間の方々も就業規則は、育児休業は取れるということで理解していいのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** 一般論でお答えしてよろしいでしょうか。一般論としては、労基法並びにそれに準じた形で育

児休業に係る規定もあるはずですので、そういった部分も社内の規則や規定などにおいて、そういった形で運用されるのが適切かとは考えておりますが、具体的に設置されているかされていないか、例えば大手の銀行さんですとか、沖縄電力さん、県内であればですね、そういった大きいところはされているとは思いますが、中小の民業の皆様方が整理されているかどうかまでは、正直私どもでは把握してございませんので、基本的な部分は周知されているかと思いますが、それを運用されているかどうかまでは、私どもでは把握してございません。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 条例では非常勤職員と書いてあるのですけれども、非常勤職員というのは、会計年度任用職員イコールという理解でいいのですか。それとも別物ですか。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** 非常勤職員の中には、会計年度任用職員も当然含まれておりますし、例えば短時間任用の特定職の方では、資格を持った方の任用の場合もございますし、あとは私どものほうでは、今のところ、まだ条例化されておりましたが、臨時的任用職員といたしまして、例えば教職の方が育休を取られる際に期間限定で、1年限りで配置をしたりとかというような制度もあつたりするのですけれども、私どものほうでは現在検討中でございますけれども、そういった職員の方々も含めて非常勤職員に包含されております。

○**桃原功 委員** 分かりました。以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに。宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** よろしくお願ひします。ちょっとそもそもの質疑になってしまうのですけれども、いただいた資料の国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子の中で、1番のところで、育児休業原則2回までというのがあるのですけれども、育児休業って、そもそも子供が産まれてから、その子供の1歳の誕生日までという期間なのかなと思っていたのですけれども、2回ということは、2歳の誕生日まで延長できるという意味合いで合っていますか、違いますか。。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** お答えいたします。育児休業につきましては、最長3年まで取得は可能となっております。例えば保育所への入所がうまくいかないとか、いろいろな事情、もしくは本人が長く接していきたいという、その職員の考え方もいろいろあるかと思ひます。そういった部分も含めて対応させていただいておりますが、原則2回までというのは、これは国のほうでは、10月1日以降からなので、私どももその際には、また条例を整理させていただこうかとは考えております。9月定例会なのか、6月定例会なのかで、国からの指針が、通知が届き次第、その際に提案させていただこうかとは思ひております。現在今原則1回までになっております。最長3年で1回です。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** そうすると、今後もしかしたら2回というふうになった場合は6年ということになるのですか。それは、また別で決められるのですか。

○**桃原朗 委員長** 人事課長。

○**人事課長** 原則1回まで延長が……

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時41分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時41分)

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 3年という枠は変わらないですが、最長3年の中で、これまでだと1回延ばすことができたのです。例えば1年の予定で育児休業を取得予定ですということでも申出があった際に、1年終了間際に保育所入所が難しいですという、最長2年を取得したいという場合は1回、もしくはあと1年だけ、3年が最長いけるのだけれども、あと1年だけ延長したいという場合は、それ以上は延ばせなかったのです。2年で終了という流れだったのですけれども、今後10月以降は、2年のときにもう一回延ばしたいですという、2回で済むような制度に国は今回定めておりますので、でもそれは10月以降施行される予定となっております。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 丁寧な説明ありがとうございました。ちょっと僕自身の理解が足りなかった。ありがとうございます。

育児休業の期間中の職員の給与というのはゼロになるのですか、それともある程度基準ということがあって支払われるのか。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 育児休業とは別に産前産後休暇というのがあります。出産する前、産後4週間だったかな。そういった間は有休となっております。その後、育児休業に至った後は、休業手当として約6割か、7割程度共済会のほうから、市町村共済組合のほうから6割から7割程度の休業手当が支給される流れとなっております。これは国も市町村も一緒の運用となっております。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。安心しました。

最後に1点だけ。男性育児休業で、宜野湾市で取られた方はいますか。

○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 私も。

○宮城政司 委員 すばらしい。皆さんが、そういう育児休業を取りやすい環境づくり、よろしく願います。以上です。

○桃原朗 委員長 ほかにございますか。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の議案第21号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時45分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時47分)

○桃原朗 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時48分)

◆午後の会議◆

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第23号 押印等を求める手続の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定について

○桃原朗 委員長 議案第23号 押印等を求める手続の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第23号について、議案の提案趣旨説明をお願いいたします。行政改革推進室長。

(執行部説明省略)

○桃原朗 委員長 では、議案第23号に対する質疑を許します。

質疑がありましたら挙手にてお願いをいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 この議案第23号の行革から提出された資料のほうから少し確認をさせていただきたいと思っています。

大きい2番で、押印及び署名の見直し、押印の見直しで、下のほうに署名の見直しとあるのですけれども、これは、全てが押印省略はできないという、10%強、12%ぐらいはどうしても押印の必要性はあるということと理解していいのでしょうか。それとも今後押印ゼロに向けて、全てハンコレスに向けて政府は方針として出しているのか、その辺確認できますか。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 お答えいたします。国のほうからも可能な限り押印見直しということを指示されておりまして、基本的には、認め印の範囲は全て廃止の方向性が示されておりまして、実員はもちろん残るものと考えております。

そういった国の見直しマニュアルを基に、私たちとしましても、見直しの方針の策定を行いまして、その中で契約関係書類とか、そういったものは、やはり残すものとしてうたわれておりますので、国で示す、法律で示されるもの及び規定方針の中で廃止をしないと決めたものでございますので、そういったものを洗い出して、残った12%のものが廃止不可と出ております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、実印登録だったり、これはどうしても除くことはできませんよね。また、契約案件、要は入札等、あるいは契約するには社判、代表の方の個人印、海外企業は社判はないですよ。代表者の印鑑もなく、社長の署名だけ、サインだけで済ませていますけれども、当面は残るという認識なので

すか。今後全てこういうふうにならざるに準じてというか、本当にハンコレスになつていく流れなのでしょう、その辺分かればお伺いしたいのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 行政改革推進室長。

○**行政改革推進室長** 国のほうで定めているものとしまして、基本的に提出された押印、社判であったり、個人の印鑑登録されたようなもので提出された書類で、手続上それが確かなものとか、申請を確認する必要があるものは残っていくとしか示されておらず、例えば書類に登録された印鑑を押して提出を求めた書類に関しては、同時にそれを審査するに当たっては、印鑑登録証明書を提出させて、そこでの照合も行う、それぐらいのものが残っていくというふうになっております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 例えば職員間の中で稟議書みたいなもの、例えば回覧物でも職員の印鑑がついているではないですか。そういうのもレ点などで済ませるとのことですか。

○**桃原朗 委員長** 行政改革推進室長。

○**行政改革推進室長** 今のところ、そこもまだ廃止ではなくて残っているものにはなります。ただし、今後電子決裁システムなどが充実して運用していくことができれば、そこは印鑑を廃止していくというものが見直されるものと考えております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** その次の下のほうの署名の見直しというのは、いわゆる廃止が済んだのが、まだ8%で、廃止の方向で検討中が15%、押印より低いのですけれども、署名というのは、まだまだ本人のサインですから、これは残っているという認識でいいのですか。

○**桃原朗 委員長** 行政改革推進室長。

○**行政改革推進室長** 今回押印に合わせて署名のほうの見直しも行ってはいるのですけれども、署名をいただく書類には、かなりの重要性がある書類のほうが多いものですから、そこが残るものは、現在押印よりも廃止が不可というものが多く残っております。ただし、署名、押印、両方のものに関して、今回の押印の廃止の見直しに合わせて、押印を削るという事は行われております。市民の方に署名もしてもらいながら、印鑑も通常の中にあつたものについては、署名のみで申請を受けることが可能な形で変更という、見直しが行われております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 最後に、これはハンコレスにしたほうが、皆さんの業務上の負担軽減という部分でも大分効果があるということで、よろしいでしょうか。これをやることによって損害というか、印鑑屋さんだけなのかな、これは。業務的には、皆さんは改善されていくということではないのでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 行政改革推進室長。

○**行政改革推進室長** 目的として、市民負担の軽減と利便性の向上というところを出しているのですけれども、見据えておりますのは、将来、行政手続のオンライン化を見据えております。やはり印鑑が残っておりますと、どうしても紙の申請書が残ってまいりますので、例えば来庁せずとも郵送でも申請できるとか、それも紙が残ってまいります。そういったところを飛び越えて、飛び越えてといいますか、国のほうも、もちろんこれは方針として示されていますけれども、行政手続のオンライン化というのは目標としてありますの

で、そこを見据えますと、省略をしていくことで、電子での申請が可能になってくるものと考えております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 電子での申請も可能というか、電子での申請も既に何件もありますよね。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 ありますけれども、まだまだ僅かな件数になりますので、メールで添付というのではなくて、直接システムへのオンライン申請というものを目指しているところですので、やはり印鑑は不要なものというふうに考えて処理しております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ワクチンの予約もそうだったのですけれども、現役世代というのは、こういうふうに電子申請というのは問題ないのでしょうか、これらの対応というのを、やはり行政も、それも含めて考えないといけないというふうに思っているのですけれども、そういった形で電子決裁はできないでしょうから、その辺市民が不利益を講じないように、高齢者が難儀しないように対策も講じていただきたいなと思いますけれども、その辺の見解はどうなのでしょう。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 行政手続のオンライン化が進んだ場合でも役所への来庁者がゼロになることはないと考えておりますので、仮に来庁されて申請される場合も印鑑を持っていなかったから申請ができなかったというようなことがなくなるわけですね、この印鑑が必要なくなるということであれば。そういったことが省略されることで、来庁者の方にとっても負担軽減になると考えております。

○桃原功 委員 分かりました。

○桃原朗 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 1点だけ確認させてください。いただいた資料の署名見直し、条例が1というふうにかかれているのですけれども、これは新旧対照表の19ページの一番上の行に5項、提出者がこれに署名、押印しなければならないというところが、改正後には署名、押印自体がなくなっている、そこが署名の対象という理解で合っていますか。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 お答えいたします。今、委員の見解のとおり、19ページの5項になります。前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならないとして、今回署名、押印の字句を削っておりますので、そのようになります。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○桃原朗 委員長 ほかに。平良眞一委員。

○平良眞一 委員 確認させてください。税務課等々で固定資産評価とか取るときには、本人だったらいいのだけれども、代理人がもらうとき、印鑑も押してきてくださいということを言われたのだけれども、そういったものも、代理人の場合も不要になったということですか。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 今回の見直しに当たっては、委任状も廃止かどうかというところは、議論にはなったところではあるのですけれども、やはり委任者の意思確認が重要というところで、ほとんどのところが、委

任状に関しては、これまでどおり委任者の意思確認のために印鑑は残しております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 ほとんど押印なしかなという、今の説明の中では思ったのだけれども、実印に関しては必要だということで、認めに対しては、ほとんどなくなるという話があったものだから、そういった代理人、委任される方の場合もなくなるのかなと。そうすると、ちょっと問題が出てくるのかなという部分があったものですから、そこに関しては、やはり必要だということで。

それから、令和4年4月1日から施行するというふうになつてはいるのですが、これは82%、廃止の方向で検討中ということなのだけれども、これは一斉に4月1日からは廃止の状況で作業はできるのですか。そのようになる予定なのですか。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 見直しの部分につきましては、今回の条例で改定する部分と、残りお配りした資料右側に規則58件、告示83件、訓令32件とございますけれども、これも改正しないといけないものとなっております。今回行政改革推進室のほうで、今回の整備条例のようなもので、一括してまとめられる範囲はまとめて、特例条例として、特例規則、特例告示、特例訓令として改正を予定してございます。その施行日も令和4年4月1日と考えております。

ただ、規則、告示、訓令については、各任命権者ごとに改正をしていただくこととしておりますので、行政改革推進室のほうでは市長部局のほうをまとめておまして、教育委員会、上下水道局は別で、その改正を行う形でございます。

また、個別で別の内容の改正も併せて取り組む、個別の取組もございますので、全て82%、809件が4月1日で改正とはならないと考えてございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 規則、告示、訓令等の改正は、これはいつ頃までに終わる予定なのか。議会にも提出するものなのか、確認させてください。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 今、平良委員から御質疑がありました、告示とか、訓令とか、そういったものについて議会に提案して見せるものではなくて、内部決裁で処理するものでございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 市民の方々が押印なしで手続できるということは、これはどういうふうにして分かるのですか。

○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 行政改革推進室のほうでホームページ上でお知らせしたいと考えております。

○桃原朗 委員長 ほかにございませんか。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の議案第23号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。こ

れに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後2時24分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後2時28分)

【議題】

議案第27号 宜野湾市特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例の一部を改正する条例について

○桃原朗 委員長 次に、議案第27号 宜野湾市特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第27号について、議案の提案趣旨説明をいま一度お願いいたします。基地政策部次長。

(執行部説明省略)

○桃原朗 委員長 では、議案第27号に対する質疑を許します。

質疑がございましたら挙手にてお願いをいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 端的に言うと、期限切れを延長するというところで、理解していいのですか。

○桃原朗 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 そのとおりでございます。本基金条例は、先ほどの跡地の利用の推進法が、ちょうど今国会に法案が提出されていて、多分来週7日から本格的に審議が入るという内容でございますが、おおむね一括法になっていますので、ほぼ大丈夫ということで、県のほうと調整いたしまして、6団体全て条例の改正を提出させていただいているところです。委員おっしゃるとおり10年延長するというような形でございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 よく分かりました。いただいた資料の中で、関係市町村等の状況ということで、沖縄県から一番後ろは北中城村まであるのですけれども、例えば那覇空港所在地の那覇市が入っていないという理由は分かりますか。

○桃原朗 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 各市町村の状況は分からないのですが、この6団体に関しましては、平成24年の、いわゆる一括交付金のソフト事業をもって、それを資金に充てて土地の購入をするというところで、基金条例をつくったのが、この6団体になっていますので、その一括交付金を活用した、特措法に基づいて一括交付金を活用して取得をするというのが、この6団体ということで聞いております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 一括交付金を活用してということで認識はしますけれども、一括交付金が下りている、例えば那覇市でも、こういう基金条例がないと、どういうふうになっているのかなど。さらに、もっといい仕組みがあるのか、あるいはそれとも逆なのか、その辺知らないもので、もし存じていたらということで、お聞きしたのですけれども、その辺の見解はいかがですか。

○**桃原朗 委員長** 基地政策部次長。

○**基地政策部次長** 詳細は、ちょっと確認はしていませんが、今回の一括交付金、もしくは跡地の利用の推進法、特措法に基づいて、いわゆる嘉手納以南を返還して跡地として活用するということで、その土地の先行取得ということで、基金条例を制定して先行取得をやっておりますので、多分今の那覇市の自衛隊基地とか、そういったところは、まだ返還というところでもないのかなと思いますし、そういったことで、この同じような基金の条例の活用ではなくて、仮に購入したことはあるかもしれないのですが、この内容のものではないのかなというふうに思っております。

○**桃原功 委員** 分かりました。以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに。宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** よろしく申し上げます。この延長する10年という期間の根拠みたいなのがあれば教えていただきたい。

○**桃原朗 委員長** 基地政策部次長。

○**基地政策部次長** これは沖縄県を通して、国のほうの確認をしたところ、今回一番大本となる沖縄振興特別措置法が改正されます。それに伴って関連する、それを含めて、あと残りを一括して沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案ということで、提案がされているということです。大本は、やはり沖縄振興特別措置法、こちらも法の期限を10年延長するということで、提案されているようです。関連するものは、基本的に同じ10年ということになっているようです。

ただし、沖縄復帰特別措置法に関する酒税のほう、よく新聞等でも出ておりましたけれども、ビールとか、あぁいったところは、令和14年5月14日までの間に段階的に縮小していくということが明記されているとか、あと大本の沖縄振興特別措置法も法の期限は10年ということなのではございますけれども、中身のほうで5年以降の見直しも附則に加えるというところはあると聞いているのですが、ちょっと詳細は、その法案をいただいているわけではございませんで、ただおおむねこの期限を10年延長というところに付随しているのかなと考えています。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。いただいた資料の一番下にある団体といいますか、市町村、県と市と町村ですね、こちらそれぞれ多分必要な面積といいますか、取得したい面積というのはあると思います。それに対して今までのペースだったり、今後の計画とかを踏まえて、10年でいけそうだという見込みがあるわけではなく、あくまで上位法に基づいて、この期間を設定して、恐らくこれから走り始めて、また途中で見直したりとか、何かということを予定しているという理解でよろしいですか。

○**桃原朗 委員長** 基地政策部次長。

○**基地政策部次長** そのとおりだと考えております。我々も当然10年、今回基金条例を延長させていただきたいということで提案しておりますが、現在のところの学校用地の残りの取得面積を考えると、10年は必要ないだろうということまでは来ておりますので、その中で対応ができるのではないかなというふうに考えていますけれども、多分他の市町村も大なり小なり、そういったいろいろな期限であるとかというのはあると思うのですが、やはり国のほうの延長に合わせての10年という形を取るものだというふうに聞いております。

○宮城政司 委員 分かりました。以上です。ありがとうございます。

○桃原朗 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の議案第27号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後2時48分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後3時00分)

【議題】

陳情第82号 公共施設のZEB導入、住宅のZEH導入と電力自由化促進に関する陳情

○桃原朗 委員長 次に、陳情第82号 公共施設のZEB導入、住宅のZEH導入と電力自由化促進に関する陳情を議題といたします。

今回の陳情第82号の要旨は、公共施設のZEB(ゼロエネルギービルディング)の早期導入を図ること、1、住宅のZEH(ゼロエネルギーハウス)導入の市民への普及啓発を図ること、1、公共施設の電力費用の削減のため、沖縄電力・新電力入札制度を早急に導入を図ること、この3つの内容であります。

同陳情の審議に当たっては、まず当局より当市の現状等について伺い、その後に質疑を行ってまいります。

それでは、当局より当市の現状等について御説明をお願いいたします。環境対策課長。

(執行部説明省略)

○桃原朗 委員長 質疑がございましたら挙手にてお願いをいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 陳情者の要望に対して当局の説明を聞きまされたけれども、庁舎内の電気代の件で少しお尋ねしたいのですけれども、新館の屋上にある太陽光パネルの発電量が、本庁内の電気代の8%を担っているということですか。

○桃原朗 委員長 管財係長。

○管財係長 お答えします。当初の全体の設計としては、本庁舎、別館、本館を含めた電気使用料の8%程度を賄うという設計でやっております。電気料は毎日変動していきまして、使用料も電気の価格も年間で違うところではあるのですけれども、比較しても8%前後で推移して賄っているところが、今、別館の屋上の太陽光パネルではやっている状況になっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。思ったより、8%という高い数字だったわけ。ちょっと意外と言ったら失礼だけれども、すごいなと感じています。もっと低いのかなと思っていたので。

2点目は、再生可能エネルギーに替えたことによって電気代が大体半分ぐらいに削減されているというこ

となのですけれども、結局コストはどうかかと。要はエネルギーは高いですね。全て替えて電気代は半分になったけれども、エネルギーの購入代というのは、やはりコストパフォーマンスという部分ではどうだったかなと思うのだけれども、その辺の数字は持っていますか。

○桃原朗 委員長 管財係長。

○管財係長 今回、先ほど申しあげました庁舎内本館の照明のLED化を耐震改修工事に合わせて行いました。その中で導入のイニシャルコストとペイするかということは厳密にはやっていないのですけれども、資料がないので正確ではないのですが約3,000万円ぐらいが……。

○桃原功 委員 電気の購入代が3,000万円？

○管財係長 更新の費用が3,000万円、正確にはもう少し……。新年度予算をつくるに当たっては、たしか300万円ぐらいは低く、年間電気料から300万円ぐらいは抑え切れた額で計算できましたので、計算からすると、10年ぐらいではペイができるのかなと考えております。

また、ほかの別館も業者さんに見てもらったことはあったのですけれども、業者さんによっては7年とか、早くて5年ぐらいで投入コストを回収できますという説明を受けたことはございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。3番の新電力への入札制度の導入の要望がありますけれども、総務次長の説明もございましたけれども、見積りって取ったことはあるのですか、新電力の比較というのは。どれぐらい安いのか、その辺まで分かれますか。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 見積りは取ったことはあります。令和2年に新電力の見込みの、企業のほうから見積りを取るということで、複数の施設を出しまして、それを出してくださいということでやりましたら、大体マイナス1,000万円ぐらいは出るだろうという提案がございました。

○桃原功 委員 年間の電気代で1,000万円削減できるということですか。

○総務部次長 そのとおりです。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 1,000万円削減できるという数字を出されて、新電力への切替えというのは検討されたのでしょうか、これだけ削減されるのだったら。10年で1億円ですね。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 提案を受けまして、実際に切替えをしたほうがいいのか、これは他の市町村でも実際に切替えしている、まだ少ないですけれども、ありはするのですけれども、私たちとしては、やはり電気というのは非常に大きく関わっているので、先ほど説明をいたしましたけれども、安定供給という視点や、万が一の災害時における電源確保というところは非常に大きい課題だと思っておりますので、今切替えしている自治体の調査研究もして、しっかりとそういったものも分かった上で対応していきたいと思っております。

ただし、沖縄電力も、今実際沖縄電力とやっているのですけれども、沖縄電力も営業努力というか、会社努力をいろいろしてございまして、沖縄電力のほうからも、様々な提案を受けたりはしておりますので、その辺も踏まえて、今後本市の電力について、どのように考えていくかというのをしっかり議論はしていきたいと思っております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。ちなみに新電力に切り替えた自治体というのはどちらですか、我々もぜひ勉強していきたいので。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 県内の自治体で南城市、あと西原町、与那原町の情報は、情報というか、替えたというのは把握しております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。宜野湾市の地球温暖化対策実行計画というのは多分ありますよね。それと今の現状というのは、しっかり計画どおり進めていけていますか。それとも遅れていますか。それとも進んでいますか。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 今の質疑は施設に限ってでいいですか。

○桃原功 委員 そうです。要は市民向けのコンポストの提案もあったではないですか。あれも含めてもいいのですよ、皆さんの事業の。

○桃原朗 委員長 環境指導係長。

○環境指導係長 ただいまの御質疑にお答えします。今現在、宜野湾市の地球温暖化対策実行計画があります。今年度いっぱい計画になっているのですが、昨年度進捗状況を見直した中では、再生可能エネルギーの導入という部分ですが、そこについては、公共施設への再生可能エネルギー導入ということで、一応進捗としては、状況としては着手という判定をさせていただいているところです。

再生可能エネルギー導入済みの公共施設としては、真志喜中学校、普天間第二小学校、はごろも小学校、老人福祉センター、志真志小学校等となっているところです。以上です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 着手、取り組んだと。

○環境指導係長 設置しているということです。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これというのは、地球温暖化対策実行計画というのは、年度、年度で達成率というのは設定しないのですか。僕、何%という答えが返ってくるのかなと思ったら、着手ということは、まだこれからということなの。

○桃原朗 委員長 環境指導係長。

○環境指導係長 お答えします。現在の計画の中では、そういった定量的な数値は設定しておりませんので、実際に設置しているということで、表現上、着手というふうにさせていただいています。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 だって、屋上の太陽光パネルは、8%はちゃんと補っているわけだから、私は、例えばそういう実行計画の達成率は何%ということで、行政の皆さんだったら持っているのかなと思ったので、いろいろコンポストを提供したり、いろいろやっているではないですか。これも全部替えたわけでしょう、LEDも。もうちょっと市民向けに、具体的に何%、こんなふうに進めているのですよと、どんどんと言えるので

はないかなと思ったので、ちょっと着手という部分が意外だったので、ぜひ今後も引き続き地球温暖化対策事業に取り組んでください。

最後に1点だけ。この提案を受けて、3つの項目に対して当局の見解というものをぜひお聞きしたいのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 環境対策課長。

○**環境対策課長** 桃原功委員の御質疑にお答えします。

今、環境のほうでは、2番目のほうが該当するのですけれども、今、策定を進めている、第2次宜野湾市地球温暖化対策実行計画の中で、全市の取組ということで、その辺の部分に関しては盛り込んで、さらに全部の部分も含めて検討を進めて普及啓発に努めますよということで、今考えております。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** 総務部のほうとして、公共施設を管理している部署としてですけれども、この陳情の趣旨からしても、今後こういう動きは広がってくるだろうということで、私たちが先ほど答弁したように新電力の参入企業からも見積りを取ったり、いろいろ比較検討はしているところではございますので、今後もこの取組を、どこまで対応可能なのか、できるのかというのは取組を進めていきたいとは思っております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** ぜひ頑張ってください。先ほどの答弁で、真志喜中学校とか、普天間第二小学校、老人センターなどの施設名が出ていましたけれども、今後造っていく、例えば普天間小学校だったり、新しいものに対しての地球温暖化対策の取組というのも多分に入っていると思うのですけれども、どういったものが入っていますか。新しい公共施設に関して。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** 私のほうから実際学校建設は教育委員会の施設課が担当課でございますので、詳しい説明はできませんけれども、実際先ほど環境のほうからありましたように太陽光発電を設置している学校というのは、先ほど述べたとおりでございますので、普天間小学校については、確認をした上でないと確かな答弁はできないので、これについては申し訳ありません。

○**桃原功 委員** 以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに。岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** 1点だけ。この陳情の趣旨の3番目、沖縄電力、新電力入札ということで、実は私も倉浜衛生施設組合議会のほうに代表で出ているものですから、この論壇の資料の、陳情書では一番後ろの二段目に、沖縄市、宜野湾市、北谷町の倉浜衛生施設組合などのごみ焼却施設の余剰電力売電と発電の定期点検時、売電の競争入札を導入しているところとあるのですけれども、こちら宜野湾市の庁舎のように太陽光とかあるので、恐らく倉浜衛生施設組合の焼却施設のエネルギーとか、全然規模が違うと思うのです。たしか補正でも、それから毎回の定例の議会でも倉浜衛生施設組合では、この売電が物すごく、十数億だったと思います、恐らく。

まさか電力以外に余剰電力を買ってくれるところはないのではないかと考えていたのですけれども、たしか2年前か、3年前あたりに契約して、今、古紙とかというのは、逆有償になっていたりしている中で、歳入として入ってくる努力が、この電力が一番、売電が大きいような気がするのです。そこはやはり焼却炉で

すから、エネルギーは全く違いますので、学校の屋上に出て、エコの勉強をするための教材として使うとかという類いのものとは全然規模が違うので、そこはもっと研究をしていく必要があるのではないかなというふうに思いました。

そういう焼却炉の関係でいえば、まだほかにもあると思うのですけれども、その論壇の中には、ほかの施設組合でやっていますよというのがないものですから、沖縄市と宜野湾市と北谷町の、うちも関わっているけれども、そこは先進的なのだということを再認識したのですけれども、歳入として大きいから、いいな、いいなということで、評価をしていたのですけれども、ちょっと仕組みが分からないので、この電力をどんなふうに使っているのかなという、行方まではあまり追求したことはないものですから、ここら辺の関係というのは、また電力で売るといことなのですか。沖縄電力に最終的には売っているということになるのか。それともどこかで余剰を電力を買って、その企業は使っているのかという部分が、私は、それは倉浜衛生施設組合議会で聞くべきだと思うのだけれども、もし分かるのであれば、御説明、御指導いただけませんか。

○**桃原朗 委員長** 環境対策課長。

○**環境対策課長** 岸本委員の御質疑にお答えします。今のは、倉浜衛生施設組合の処理施設というのが、県内に1つしかない、熔融炉方式のガスタービンで発電したものをため込んで売電するというシステムで、ほかの組合にはないものですから、恐らくそういう論壇になっているものだと思います。それで、どういうふうに使われているかというのは、ちょっと承知していませんけれども、委員がおっしゃるように何社かの入札をして売電価格を上げていると。それを歳入として焼却処理の予算に充当しているというのは伺っております。

○**桃原朗 委員長** 岸本一徳委員。

○**岸本一徳 委員** それで、各2市1町の負担額も、結局この収入が、歳入があるということで、多少負担も軽減できるという、そういうシステムになっているというふうに理解してよろしいわけですね。

○**桃原朗 委員長** 環境対策課長。

○**環境対策課長** 御質疑にお答えします。今、岸本委員がおっしゃったように順調にいけば、それで済むのですが、やはり機械ですので、壊れるとなると、売電と買電というシステムが作用してしまっていて、売るときは60万円だけれども、買うときは90万円、その分だけ赤字が増えていくということもありますので、一概に毎回、毎回それが同じような条件でということではないと伺っております。

○**岸本一徳 委員** 以上です。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** よろしくお願ひします。このZEB、ZEHに対しての、例えば公共施設は市町村になるかもしれないのですけれども、住宅だとZEH、個人になるかもしれないのですけれども、国や県からの補助みたいなものはありますか。もしくは宜野湾市からZEHの家を建てましたというのに対して幾らか補助、支援みたいなのをやれますみたいな、そういった仕組みはありますか。

○**桃原朗 委員長** 環境対策課長。

○**環境対策課長** 宮城政司委員の御質疑にお答えします。

今現在、市で補助していることはなくて、環境省がその旨の補助をしているようだということしか承知しておりません。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** すみません。後半の環境省がやっているというのは、どういった内容ですか。

○**桃原朗 委員長** 環境指導係長。

○**環境指導係長** お答えします。今、ZEH、ZEBの補助ということで、環境省とか、あるいは国交省、経済産業省、連携しながら補助メニューというのを複数持っています。例えば個別の住宅に対しての補助、あるいは集合住宅に対しての補助だったり、もちろんZEBのほうも、ここは詳細把握していないのですが、幾つか補助がありまして、ホームページのほうにも掲載がされているので、すみません。細かい説明になるといたしかねるのですが、個別住宅等の補助は実際に制度として国のほうで用意しているものがあります。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。直接宜野湾市はやっていないにしても、そういった制度があるのであれば、ぜひ発信していただくと、このZEHとか、ZEBを増やしていった、それが地球温暖化の防止につながっていくのではないかなという思いがあるので、そういう取り組み方もあるのかなと考えました。もしかしたら個人の住宅だけではなくて、公共施設対象みたいなものがあるのであれば、より取り組みやすくなるのではないかなと思うので、ちょっと詳しく調べた訳ではないので、そういったことも調査していただいて、いい補助とかあるのであれば活用していただきたいなと思います。

次の質疑なのですが、申請は国と直接やっているということだと思うので、把握できていないかもしれませんが、宜野湾市内でZEHとか、ZEBの対象件数は分かりますか。

○**桃原朗 委員長** 環境対策課長。

○**環境対策課長** 御質疑にお答えします。この件に関して、建物を検査する部署、建築課のほうに確認してみたのですが、その辺は確認できてなくて、そういうものはありますよというのは聞いていますが、把握はしておりません。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** 先ほど課長がおっしゃった、名前は出てこないのですが、今、計画されている計画で、今後そういった普及啓発は盛り込んでいきたいというふうにおっしゃっていたのですが、実際そういうふうな計画を立てたことに対し評価をしないとイケなくなると思うのです。適切なタイミングで。そのときに、そういった件数を測れるようにしておく、より具体的な評価ができるようになると思うので、ぜひ建築とも連携して、そういった情報収集ができるようにしていただければなと思います。ちょっと経過を伺ってもいいですか、そのものに対して。

○**桃原朗 委員長** 環境対策課長。

○**環境対策課長** 今、年度末までが1次計画で、2次計画を年度内に仕上げで策定しようというふうに関取組んでいるところです。その中では、委員がおっしゃったようにZEH、ZEBも含めて普及啓発しているということで取り組んでおりますので、件数がどれぐらいあったかということに関しては、担当課とも調整を進めながら、中間見直し辺りで出せばいいのかなと考えております。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。ぜひ進めていただければと思います。

あと、最後に別の質疑なのですが、先ほど新電力への切替えに対して、いろいろ検討はされているというふうに伺いましたが、トータルで、今の見積りでなのか、年間2,000万円ぐらい削減ができるというふうに見積りがあったというふうに思うのですけれども、多分これはトータルなので、例えば一部だけちょっとトライアル的にやってみるとかになると、先ほど次長がおっしゃっていた、懸念する事項への影響も減らせた状況でやれると思うのですが、そういった取組というのも少し検討していただけないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○**桃原朗 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** 一部施設をということではあるのですけれども、実際トータルで沖縄電力が請け負っております。例えばどこかとなると、私たちは、こちら感覚ですけれども、教育委員会だけ、学校施設とかありますので、それはまた別の話になってきます。なので、大枠でということになれば、そういった、それぞれの所管の部署がありますので、どこがそういったことができるのかというのは、様々議論していかないと、一旦切替えをしてしまって、トライアルといっても、そうすると、その後のことも考えながら、そういった試行的なことはしないといけないのかなと思っておりますので、そこもやはりしっかりと他市町村でやっているところが少しありますので、そういったところの話も聞きながら、先ほど言ったように調査、勉強をしながら対応しないといけないかなと思っております。

なので、もしそれがやったほうがいい、できるというか、どこか1施設でもできるというのが分かりましたら、当然そういう方向に向けて進めていけるのかなと。今までほかの市、先ほども説明しましたけれども、南城市とか、西原町、与那原町、取り入れているところがございますので、そこはしっかりと運営しているの、様々意見を聞きながら取り組めたらいいなどは思っておりますので、今すぐ決断をするというところは、ちょっと難しいということでもありますので、その辺は御理解いただければと思います。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。いきなり切り替えてくれというつもりはなくて、説明等を伺っていても環境にもいいし、財源的にもいい影響があるのであれば、前向きに検討してもらえたらいいのかなと思った中で、すごく規模を縮小してトライアルとかというのも一つの方法かなと思うので、それも含めて検討はまずしていただければと思います。よろしくお願いします。以上です。

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 確認させてください。ZEB、ZEH導入の促進なのですけれども、本庁施設に関しては、市の判断、裁量等で進めていけるのかなというふうに思っていますけれども、住宅のZEH導入、普及啓発に関しては進めていきたいという、先ほど課長の答弁があったのですけれども、これはどのような方向で、どういった形で進めていこうとしているのか。省エネ住宅を進めていくのか、これはどういう形で計画が予定されているのですか。

○**桃原朗 委員長** 環境対策課長。

○**環境対策課長** 平良眞一委員の御質疑にお答えします。

先ほどもお話しさせていただきましたけれども、3月末まで策定作業を進めているところでありますので、案としては、先ほど答弁させていただいたように普及啓発をするということで、今取り組んでおりますので、正式に決まった段階で、また公表させていただきたいなと思います。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 ある程度はまとまっているのかな。個人住宅のことであれば、やはり省エネ住宅の推進になるのかなと。あるいは省エネ家電、そういったもので含めて、皆さんのほうで、市民に対して提案できるかなと、ちょっと不安、心配な部分があるものですから、省エネの家電に替えるよう市のほうで取組めるのですか、住宅の推進はできるのかなと思うけれども。

○桃原朗 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 普及啓発となりますと、やはり予算を伴うところもございますので、最初の期間は丁寧に進めていけたらなと考えております。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 今年度の3月でまとめていくということですか。

○桃原朗 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 そのとおりでございます。

○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 この計画に関しては、また資料として請求すれば4月以降もらえるのですか。

○桃原朗 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 策定が完了して製本された後には、資料要求があれば提出させていただきたいと思います。

○平良眞一 委員 この3つの要望に関しては、趣旨に関しては、前向きに市としては取り組んでいくということで理解しているのでしょうか。

○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 先ほども質疑がありましたように、この温室効果ガス排出実質ゼロということで、政府、国のほうにおいては、そういった話も出てはいるところもありますので、私たちとしても、様々先ほど環境対策課長からもありましたように財源の問題とかもあります。公共施設においても、でき得る限り財源の削減ということであれば、積極的に取り組みたいというのは、もちろんありますけれども、ただ電力となると、先ほど言ったように安定的に供給されないといけないということもありますので、この新しく参入してくる新電力会社が、どれだけ会社としての運営がちゃんとできるのかとか、様々やはり気になることはありますので、あくまでも費用だけではなくて、先ほども言ったように災害が起きたときに対応できないようなことであれば、それもまた大変困ることありますので、しっかりと検証はしていきたい。

なので、見積りとかは取って、費用、コスト面は、しっかりと対応、比較はしておりますので、あとは運営については、先ほど答弁したように、ほかの自治体に確認をして、メリット、デメリット、そういったものもしっかり確認をしてから取り組んでいきたい。それがはっきりと分かるというのですか、しっかりと運営がされているというのが分かったときには、先ほど宮城委員からもあったように、まずどこか1施設進めていくというのもありなのかなというのは考えておりますけれども、計画とかは、まだ立ててはおりませんので、進めていくと。まだ調査研究の段階ということではございますので、この陳情も出てきておりますし、国の方針とかも出てくるのを踏まえたと、もう少ししっかりと研究しながら進めていくというのは必要かなと思っております。

民間住宅については、ちょっと環境のほうで、今取り組んでいるということでございますので、これはま

たしっかりと、国からのZEB、ZEHというような制度があるというところを、まずは周知を図っていくというのが、まず最初ということでもありますので、これもしっかりと対応していくということで、理解しております。以上です。

○平良眞一 委員 分かりました。

○桃原朗 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 なければ進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の陳情第82号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後3時32分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後3時37分)

○桃原朗 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は3月7日午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後3時37分)

総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和4年3月7日（月） 3日目

午前10時02分 開議

午前11時43分 閉会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（10名）

委員長	桃原 朗
委員	平良 眞一
委員	石川 慶
委員	桃原 功
委員	岸本 一徳

副委員長	知念 秀明
委員	知名 康司
委員	平安座 武志
委員	宮城 政司
委員	上里 広幸

○説明員（16名）

総務部次長	多和田 眞満
企画部次長	泉川 幹夫
市民経済部次長	伊佐 眞
商工振興係長	安次 富弘明
生活福祉課長	與那原 類
都市計画担当技幹	比嘉 徹
教育部次長	真喜志 若子
指導部次長	川上 一徳

市民防災室長	宮城 竜次
財政課長	小橋川 陽介
産業政策課長	新垣 育子
福祉推進部次長	宮城 葉子
建設部次長	又吉 直広
工事係長	比嘉 祥二
文化課長	津波古 良幸
学務係長	比嘉 直子

○議会事務局職員出席者 大城 拓也

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第 2号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算（第12号）

議案第 2号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算（第12号）

議案第18号 宜野湾市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第19号 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第20号 宜野湾市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

議案第21号 宜野湾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第23号 押印等を求める手続の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 27 号	宜野湾市特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例の一部を改正する条例について
陳情第 30 号	東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について
陳情第 34 号	首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情
陳情第 35 号	普天間基地の騒音消失の要請
陳情第 40 号	中華民国（台湾）の世界保健機関（WHO）等の国際組織への参加について
陳情第 44 号	宜野湾市男女共同参画推進条例についての陳情
陳情第 47 号	日本政府に対して、「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書」を求める陳情
陳情第 53 号	「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情
陳情第 82 号	公共施設の Z E B 導入、住宅の Z E H 導入と電力自由化促進に関する陳情
請願第 12 号	「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対応を求める請願

第442回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和3年3月7日（月）第3日目

○**桃原朗 委員長** おはようございます。ただいまから総務常任委員会の第3日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時02分）

【議題】

議案第2号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算（第12号）

○**桃原朗 委員長** 継続審査となっております議案第2号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

本日は、さきの委員会で決定いたしましたとおり、次の事業について質疑を実施してまいりたいと思います。1つ、沖縄観光防災力強化支援事業、57ページ、資料3番、2つ目、中小・小規模事業者支援事業、90ページ、資料番号18番、3番目、生活保護事務運営事業、80ページ、資料6番、ていーちが一公園整備事業、99ページ、本会議要求資料9番、5番目、文化財説明板・標識設置事業、8ページ、本会議要求資料10番、6つ目、フッ化物洗口推進事業、118ページ、以上6件について質疑を行うことに決定をいたしております。

それでは、順を追って質疑を行ってまいりたいと思います。質疑がございましたら挙手にてお願いを申し上げます。

1番目、沖縄観光防災力強化支援事業についてお願いをいたします。石川慶委員。

○**石川慶 委員** よろしくおんをいたします。資料のほうもありがとうございます。

この資料の3番からなのですけれども、今年度仮設照明器の設置ということなのですけれども、当初は申請が90基、これが28基になったその理由と、28基はどこに設置されたのか。もとの90基、それ以外の分はどこに設置する予定だったのか、その辺のことをご説明お願いします。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** 石川委員の御質疑にお答えいたします。

まず、1つ目が、資料左下でございます、仮設照明器が90器から28器になった理由と、現在の90器買ったことで、どこどこに設置しているか、この2つについてご説明いたします。まず、当初予算では1億円、本市の観光防災力強化支援事業の当初予算は1億3,000万円余り予算を措置いたしました。総事業費で申し上げますと、1億4,700万円で観光防災補助金を申請しております。沖縄県内41市町村で9億5,000万円の補助額を41市町村で割っていくということになっているものですから、さすがに令和3年度は3年度目の補助金交付の年でありまして、他自治体も、やはり周知が進んできて、要求額が結構出ておりました。

それで、本市は、補助額で申し上げますと、1億3,300万円の補助金申請をしましたが、8,300万円、約5,000万円減額されております。その仮設照明器が90器から28器に減っておりますが、まずこの仮設照明器、宜野湾市内では56の避難所がございます。ですから、この56の避難所にせめて1器ずつ配置する数をのんでくれないかという調整が沖縄総合事務局からございました。それで減額されたこともあって28器に減らしました。

右下に令和2年度仮設照明器28器、令和3年度28器、合計で56になります。ですから、56全避難所に現在1器ずつ配置するという計画でございます。以上です。

○**桃原朗 委員長** 石川慶委員。

○**石川慶 委員** もう設置されているということによろしいですか。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** 現在56避難所に1器ずつ、または先に2器ずつ配備しているところもございます。

○**桃原朗 委員長** 石川慶委員。

○**石川慶 委員** よく分かりました。ありがとうございます。

そこで、ちょっと気になるのですが、この事業、令和元年度から始まって、いわゆる仮設トイレであったり、こういった仮設の照明器具、そういったものを例えば自治会であったり、避難所のほうに設置しているわけでありましたが、保管場所にちょっと困っているという話も聞いているのですよ。仮設トイレは倉庫に入れている。そして、備蓄は、また違うところに置いている。そういった状況があって、こういったのを設置する際に、しっかりこういった倉庫とかも計画に入れていかないとと思うのですけれども、その辺の御見解はいかがでしょう。

○**桃原朗 委員長** 市民防災室長。

○**市民防災室長** 今おっしゃったように56の避難所には23自治会であったり、または公共施設もございます。23の自治会に関しましては、自主防災組織を結成していただいたときに200万円の資機材整備補助金を、防災倉庫を必ず整備するよということ周知啓発していったところなんです。やはり防災倉庫もいろいろ手狭になってきてはいるのですが、23自治会の中では防災倉庫の中に収まっている状態ではありますが、その他の公共施設におきましては、例えば児童館であったり、様々な施設がありますが、やはり市民防災室も事前の丁寧な防災の研修体制であったり、丁寧な事前の説明というものもなかなかできないまま、観光防災力強化支援事業というものが急に入ってきて、早めに買わないと、この補助金の申請ができなくなるということも認識しておりましたので、先に買うことをしながら説明していったので、石川委員のおっしゃったような、倉庫を入れる部分がないです。どうしましょうかというような相談は確かにありました。

しかし、私たちとしては、例えば児童館の話をしめすと、平日の児童を預かっているときに大きな災害が起きたときには、施設の管理者が実際にこういった災害のトイレを出したり、発電機を起こしたりしながらその場をしのぐための防災活動をしていかないとできないですよというような、様々なそういった研修をしながら、どうにか現在ある倉庫の整備をしながら今理解をしてもらっているところです。

○**桃原朗 委員長** 石川慶委員。

○**石川慶 委員** 確かにこれは急に入ってきた事業で、大急ぎで整備しなければならなかったことは理解しているのですけれども、やはり自治会は自治会長が代わったり、役員も代わったりしますので、その都度丁寧な説明をしながら、まだ再度検討していただいて、この補助は今年度限りでしか使えないはずなのですけれども、また工夫していただきたいなと思います。よろしくお願いします。現場をしっかりと確認していただきます。よろしくお願いします。以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかに。

(「進行」という者あり)

○**桃原朗 委員長** なければ進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○**桃原朗 委員長** では、2つ目の中小・小規模事業者支援事業、90ページをお願いいたします。

質疑のある方、宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** よろしくお願ひします。予算額に対して実績額が、これだけ差額が、これはやはり半分ぐらいなのかなというふうに、もったいないというか、もっと使えたのではないかなという思いがあつて、当初の見込みごとに予算が立てられて、実績がこうだったというところも、なぜこれだけ差が出たかという分析をされていれば、その見解を伺いたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 産業政策課長。

○**産業政策課長** お答えいたします。まず、当初の計画から変更した要因といたしましては、雇用調整助成金、社会保険労務士の皆様にお願ひする助成金なのですけれども、この依頼について計画書など、いろいろ業務の協定などを結んだ事業者としっかり対応しながらやっているのですけれども、その際に、まず休業手当を払った事業者の皆様に対して、その休業手当分を国から支給するというような制度になっております。休業手当を支払っている事業者の皆様が少なくて、申請に至らなかったという数の問題が、また事業者の皆様が社会保険労務士さんを通さずに独自で、オンライン等で、そういった雇用調整助成金を申請するということがありまして、実績数が少なかったということが一番大きな原因となっております。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** 今の社会保険労務士さんの対応以外にもアとか、ウとかあるみたいですが、こちらのそれぞれの企業が、こういった事業を通さずに独自で調査をしたりして既に対応されていて、こういった事業を利用せずに対応されたりしたケースが多かったという理解でいいですね。

○**桃原朗 委員長** 産業政策課長。

○**産業政策課長** その他中小企業診断士さんだったり、ITコーディネーター等、そういった相談の件数はございましたけれども、申請に至らなかったというケースも多くて、昨年度見込んでいた数よりも少し減少したという。今回はITのほうで、少し増えるのではないかとということで、予算のほうを計上してございましたけれども、こちらのほうも、なかなか相談件数が伸びずに補正減に至ったということでございます。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** 周知の方法とかで、何か反省点というか、皆さんに十分周知された上で、こういった相談件数だったのか、もっともっと改善できるような余地というのはなかったのか。

○**桃原朗 委員長** 産業政策課長。

○**産業政策課長** 周知については、主に市のホームページ等で行っておりまして、また商工会のほうに委託しておりますので、商工会のほうから会員の皆様への周知、またそれぞれ多くの人に知らすような方法で周知を図っております。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** そういうふうに取り組まれていることは承知しているのですが、それでよかったのか、もっとできたのではないかとというような反省とかはありますか、十分でしたか。

○**桃原朗 委員長** 市民経済部次長。

○市民経済部次長 宮城政司委員の御質疑の件ですが、先ほどの少し補足も踏まえて、事業者の皆様が、コロナ2年目ということで、いろいろ独自に制度とかも調べていることもあったというふうには想定しているのですが、相談自体は、この中小・小規模事業者支援事業の相談を受けながら、申請をオンラインとかで、独自でやる企業が、事業所が増えたということもあって、相談自体はしているのですが、申請に至る段階で報酬等が発生したりしますので、専門家ですね、その辺で申請自体は事業者が独自でやる事業所が増えた、額がちょっと今回500万円、事業費したのは、そういった影響ございます。

そういう形で、令和2年度は、コロナ禍で初めての事業ということもあって、市内の事業者の方々も、どこに相談したらいいのだろうという、分からないとかというのがあったかと思うのですが、1年経過する中で、いろいろと申請も昨年度増えて、徐々に増えていって、その数も見ながら、今年度の予算、ちょっと見込んだところもあるものですから、そこまでは、それほど多くは、そこで見込んだ分に見合うほどの申請には至っていないというような、分析としては、そういった分析になります。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。今のお話だと、そういった周知が足りなくて、本当はもっと受けたい人がいたけれども、受けられなかったというわけではなくて、皆さんはそれぞれの企業で、それぞれのやり方でやった結果、自分たちでやれるところはやっていたりしたから、こういった減額になったという理解でよろしいですか。

○桃原朗 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 おおむねそのような分析をしております、また国のほうも説明会場とかを増やしたりとか、南部、中部、北部とかということで、国のほうも、そういった対策を取っていたので、その相乗効果で周知は広まっているのかなというふうには認識しております。

○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございます。ぜひ困っている企業に対して、今後も支援、より今回の経験を踏まえて、今後何かあれば寄り添っていただけるようによろしくお願いいたします。質問を終わります。以上です。

○桃原朗 委員長 なければ進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前10時23分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前10時23分)

○桃原朗 委員長 3つ目、生活保護運営事業費、80ページ、資料6番でございます。質疑を許します。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。提出資料ありがとうございます。

この資料から質問させてください。令和2年度の開始件数が250件、令和3年度では207件なのですが、この見方なのですが、この人数の方々が生活保護を受ける対象者が単純に増加したという見方で合っていますか。

○**桃原朗 委員長** 生活福祉課長。

○**生活福祉課長** 令和2年度は既に終了していますので……

○**桃原朗 委員長** 課長、失礼いたします。マイクをお願いします。

○**生活福祉課長** お答えします。令和2年度は、既に12か月分完了していますので、1年分の申請と、それから開始件数が250件、令和3年度は1月末時点までなので、10か月分ということで、207件の開始が決定されているという状況です。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** 失礼しました。分かりました。

では、次の質疑をします。この資料の提供をお願いしたところ、コロナ禍の影響を確認してほしいということをお伝えしていて、令和2年度というと、ちょうどコロナが始まった年度かなど。その前の年から、昨年度も多分お伺いしていて、そのときはコロナの影響で増えたというようなことはないような感じの答弁だったと思うのですが、令和3年度を見ると、相談件数に関しては増えているというふうに理解して、でも実際の申請件数は、まだ年度途中ということで、これから増えるかもしれませんが、若干減少している傾向があるのかなど。実際現場での感覚としてはどうでしょうか。減っている、もしくはコロナの影響で生活保護が増えているとかというような感覚はございますか。

○**桃原朗 委員長** 生活福祉課長。

○**生活福祉課長** 新型コロナウイルス感染症の影響で、生活に困窮されている方は増えているという感覚はあるのですが、ただ国のほうから様々な給付金の事業が、新たに令和2年度から開始されています。令和3年度からも新型コロナウイルス感染症の困窮者に向けての給付金であるとか、そういった様々な給付金がありますので、そういった給付金を受けて、生活保護までは、受給せずに生活を維持できているという方が相当数いるのかなというところで、申請するとか、相談数は相当多いのですが、こういった給付金がありますよとかということで、他制度活用というのが生活保護受給の前提条件としてありますので、生活保護を受給せずとも受けられる状況があるのであれば、受けるまでには至らないということが多いところです。

ですから、相談件数自体は多いのですが、申請までつなぐのは、そんなに増えていない。決定もまたそこまで多くないという現状維持というか、前年度比大体同じぐらいになるのではないかなという見込みです。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。今、課長がおっしゃったように相談はもちろん増えていると。相談してきた方々も、例えば生活保護とは別で、国からこういった補助があるよとか、こういったやり方があるよということをアドバイスというか、されて、それだったら生活保護を申請をしなくても大丈夫だねというふうに考えられた方がいて、申請自体は相談件数に比べたら大分減って、申請した方々の内訳は、この右側の決定という見方で合っていますか。

○**桃原朗 委員長** 生活福祉課長。

○**生活福祉課長** おっしゃるとおりでございます。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。先日の報道等、大分全国レベルだと思うのですが、恐らく

コロナの影響だと思うのですが、5%程度増えたという、これは相談なのか、申請なのか、僕は把握できていないのですが、そういった報道があったので、宜野湾市ではどうなっているかなというところを懸念して、ちょっとこの資料を提供していただいて質問させていただきました。今後もぜひ困窮されている方々にいろいろと力になっていただけるようお願いいたします。以上です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 関連してお尋ねいたします。資料6番の却下件数と取下げ件数というのをお聞きしたいのですが、却下件数で一番多い理由というのは、どういった理由で却下したのかというのをお答えをお願いします。

○**桃原朗 委員長** 生活福祉課長。

○**生活福祉課長** 却下、具体的な数値も、この福祉の概要にも一応示させていただいているのですが、調べていくと、生活保護を申請して、資産の状況がどうかというのを我々は調査します。その調査していく中で、御本人さんも把握していなかったような預貯金があったとか、そういった資産の状況がありましたよとか、そういうことで、最低生活費よりも上回る収入の要件というのですか、資産の要件があったという場合は却下になる、この辺がやはり多いかなと思います。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 本人が知らなかった預貯金等があったという今お答えなのだけでも、高齢者だったりいらっしゃると思うのですが、その後のアドバイスというのはされるのですか。却下して終わりではないですよ。

○**桃原朗 委員長** 生活福祉課長。

○**生活福祉課長** 大まかに言いますと、大体6か月ぐらいの生活できるような預貯金があるという場合は、そこで却下になるのですが、もちろん預貯金自体は消費していくことが多いので、6か月後ぐらいにまた再度申請を受けることはできますので、今ある預貯金を消費して生活が立ち行かないという状況であれば、また再度申請しに来てくださいということで、アドバイスしています。これは必ず6か月後に来ないでなくて、消費したら来てくださいということなので、却下されても、早い人で、また2~3か月後に申請しに来ると。収入の要件なんかについて、今後は受給可能ということになれば、交付開始ということになっている方もたくさんいます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 分かりました。そうやって却下後の指導、アドバイスというか、就労の紹介とか、雇用の紹介とか、就労支援というのは、また別な担当なのですか。皆さんのほうでもある程度の支援、紹介等もしているのですか。

○**桃原朗 委員長** 生活福祉課長。

○**生活福祉課長** 生活保護を受給されている方につきましては、就労支援員という会計年度任用職員なのですが、2名ほど雇用しておりますので、こちらのほうで就労についての援助をしていくというのを割と細かくやっているというところがありますが、申請が却下された方につきましては、同じ生活福祉課の中に生活支援係という係がありまして、そちらのほうでハローワークへのつなぎであったりとか、就労支援のプランなり作成して、この方が就労につながるような援助というのをやっていきます。当然ハローワークの

ほうにも、その就労支援員というのがいますので、一緒に協力して、今現状無職なのだけれども、何か就労につながるかという支援はやっています。ここは生活支援係という課としては一緒なのですけれども、そちらのほうで支援は継続してやっていくという状況です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 分かりました。ありがとうございました。

最後に1点、お聞きしたいのですが、要はコロナ等で生活が立ち行かない、明日どうなるのだろうという方からも御相談はあったと思うのです、この2年で。そういったときに社協でお金の貸出しというのはやっていますよね。あの紹介した人数を皆さんで把握されていますか。あるいは福祉保健の概要に載っていますか。皆さんのほうに訪ねてきたけれども、窓口は社協であるということで、社協へ案内した数というのも福祉保健の概要に数字が載っていますか。載っていなければいいのですけれども、そういった紹介がどのくらいあったのかなど。

○**桃原朗 委員長** 生活福祉課長。

○**生活福祉課長** 我々のほうで社協の貸付け、先ほどお伝えしたのですけれども、生活保護の申請に来たときに、社協のほうでこういう貸付金がありますよという御案内をするのですけれども、案内して実際に行くかどうかというのは、また別なのです。実際に行きますというお話だったのだけれども、行かないという方もいますし、我々が促したのが、実際実数どのくらいあるかというのは、ちょっとカウントしていないかと思うのですけれども、なので、宜野湾市社協さんのほうに貸付金の申請数というのは、そちらのほうでは把握しているかと思うのですけれども、具体的に我々のほうから社協のほうにダイレクトに数字が行っているかというのは、ちょっと把握していないかなと思います。貸付けについては、社協さんのほうの発表している数字は確認することは可能です。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 何か連動性というか、あったほうがいいのかなどというふうに感じたので、紹介した数の数字を知らないというのは、ちょっと意外だったのですけれども、やはり市民から見れば市役所も社協も公的機関で、最後のセーフティーネットという部分では連動してもらったほうがいいのかなど思うのですけれども、御見解をお願いします。

○**桃原朗 委員長** 生活福祉課長。

○**生活福祉課長** ちょっと違う話になるかもしれないのですが、生活支援係のほうで所管しています新型コロナの給付金の事業というのがありまして、この給付金の事業というのは、社協のほうの貸付金を利用し終えた人に対して1人世帯だったら6万円とか、2人世帯だったら8万円、3人以上の世帯だったら10万円、1か月ですね、それが最長6か月ということになっているのですけれども、そういった給付金の支給ということができますよという御案内しているのですけれども、これは県社協のほうから現在宜野湾市在住の方で、これだけの人が既に社協からの貸付金、全て利用し終えていますよと、市のほうで実施する給付金を活用することが可能な人ですよというリストが来ます。

なので、この辺は県社協なのです。市社協ではなくて県社協のほうからいただいている資料をもって、我々は、また全世界帯に社協の貸付けが終わった方について、コロナ給付金をさらに受けることは可能ですよというふうに郵送で御案内をかけるということはやっています。なので、ちょっとお答えは違っていたかもし

れないのですけれども、コロナに関しての給付金については、自己責任でやる人は受けるし、やらない人は受けないということではなくて、可能性のある人には皆さんに告知しています。なので、この辺は国の支援策について、県社協と宜野湾市の福祉事務所のほうできっちり連携を取って、漏れがないようにしましょうという体制づくりはやってはいるのですけれども、お渡しした資料の中で言うと、そこと連動しているかというところ、ちょっと分かりにくいところはあるなどということなのですけれども、給付金については、漏れがないように連携を取ってやるように努力しているところです。

○桃原功 委員 分かりました。頑張ってください。以上です。

○桃原朗 委員長 よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 進めていきたいと思います。

4番目、ていーちがー公園整備事業、99ページ、本会議資料9番でございます。質疑を許します。桃原功委員。

○桃原功 委員 さきにもお聞きしましたが、もう少し確認させていただきたいと思います。

資料番号9番の四角い枠の中の文章なのですけれども、真ん中辺りから読み上げます。水源地のていーちがーにおける水質調査を令和2年7月29日に実施した結果、PFOS+PFOAの暫定指針である50ナノグラムパーリッターを超過した210ナノグラムパーリッターの数値が判明したとあるのですけれども、この事実というのは、その当時の直後に公表されていますか、何らかの形で公表されていますか。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 昨年実施しました令和2年7月29日の調査結果については公表しておりません。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 このていーちがー公園の設計が、せせらぎも造っているという部分では、水にじかに市民はつかるわけですね。そういった意味では、私は何らかの機会を設けて、こうやって数値が出たということでは公表すべきではなかったのかなど。今、この資料を見て初めて知ったので、その辺の見解というのを伺います。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 公表しなかった理由の一つとしては、せせらぎに流していないというのが大きな要素です。そういうことで判明したものですから、工事完成後に流す予定ではあったのですけれども、せき止めて、あそこに行かないようにしているということで、そのままボックス内で下流のほうに放流されている。要するに活用していないということで、公表は差し控えております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。こうやってPFOSが出た以上は、皆さんのほうも対策は講じるということで、前は確認を取りましたけれども、除去する確認方法というのをもう少し説明いただきたいのですけれども、要は北谷浄水場にあるように、フィルター等を使って、原水から来たものをそこにかまして、放流するときにはPFOSの数値を低減させる、それが50ナノグラムパーリッター以下にできるということなのですか。

○桃原朗 委員長 都市計画担当技幹。

○都市計画担当技幹 今おっしゃった、原水をろ過機というのが、機械を設置します。機械を設置した中で、これを循環させて、その後に50ナノグラム以下の数値が出る形で、実証実験した上での整備を通して、一応放流していくという形で、今聞かれている数値は、1以下、もしくはゼロにひとしくできるといふ形での機器を入れる予定であります。実際今、実施設計の最中なので、いろいろ整備等、最終的な経過は、繰越し手続をとってまして、次年度の設計の中で、一応成果として上げて、そして次年度以降、工事施行という形で一応持っていく考えとしております。以上です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 北谷浄水場の活性炭フィルターとは比較にならないかもしれないけれども、向こうはたしか1億6,000万円の大型の活性炭フィルターだったと思うのですけれども、皆さんが言うのは、ここのてい一ちが一公園の敷地内に何らかの除去するフィルター等のもが設置されるということでもいいのか。

それで、そうなればメンテナンスが発生しますよね。どのぐらいの周期でフィルターを替えるか分からないけれども、その辺まで分かれば説明いただけますか。どのぐらいの規模でフィルター等を替えていくと。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 北谷浄水場についての処理能力というのは、飲料用ですので、相当の世帯数に配水するのですけれども、この公園で使用するものは、あくまでもせせらぎに流す程度、要するに幾らでも水の量というのは、これから調整できます。それをどのぐらい流すかということで、この施設の大きさとか、規模とか、メンテ費用がどのぐらいかかるかというのも、これからなのですよ。

ですので、そこまで高コストなものを入れる必要もないと。50ナノグラム以下、飲料水と同等の暫定基準内が示されていますので、それ以下であれば放流していいのかなということ、それぞれ流す程度のものは、どのぐらいの規模でメンテすればいいのかというのは、これから実証実験も含めて、どのぐらいのメンテで50ナノグラム以下に落とされて、メンテはどのぐらいすればいいかというのはやってみないと、ちょっと分からなくて、飲料水は資料もあるのですけれども、ちょろちょろ流す程度のもので、どのぐらいメンテが必要かというのは、やはり試験運用しながら対応していきたいなと考えております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 資料の裏の地図にてい一ちが一公園の位置と、左上にしちやばる公園と、さらにその上にかくばる公園の位置が、位置関係が分かる地図が載っていますけれども、要はてい一ちが一公園は上流ですよ、下流がしちやばる公園とかにかくばる公園になっていて、要はてい一ちが一公園だけに設置して、そこで浄化したものをしちやばる公園にもかくばる公園にも水が行くのですか。

○桃原朗 委員長 建設部次長。

○建設部次長 まず、てい一ちが一公園のほうでろ過機を設置します。あらかじめ区画整理事業の中で、しちやばる公園まで配管がされているのです、もう現に、既に、事前にですね、配管が施されて、まずしちやばる公園のほうで、この公園内でせせらぎを生みます。そのせせらぎを利用したものが、再度遊歩道のせせらぎと書いてあるところ、かくばる公園の手前まで、これが遊歩道のせせらぎとなっています。そこに流れて、その先はかくばる公園には落ちないで、そこまで行かないで、またボックスに戻すと、ボックスというか、通常の排水に戻して、かくばる公園には、そういう機能がないものですから、今の予定は、せせらぎ機能がないものですから、しちやばる公園からせせらぎ、遊歩道までの区間ですね、ここで湧き水を利

用するという計画となっております。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 分かりました。では、かにくばる公園には、水は行かないと。水が行くのはていーちが一公園に入ってきたものと、ていーちが一公園からしちやばる公園に流れて、この2か所でせせらぎと。それで、公園によくある蛇口をひねったら上に行く飲料用の水道があるではないですか。ああいうのも、これは設置するのですか。設置するとしたら、この同じ水を使うのですか。

○**桃原朗 委員長** 都市計画担当技幹。

○**都市計画担当技幹** 水道水を活用して、基本飲料水は水道水を利用しています。あくまでもこれはせせらぎで、水で遊ぶ程度のものという考え方で、湧水は基本的飲み水には使いません。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** この上でなくてもいいのだけれども、下でもいいのだけれども、飲料用の水道はないということですね。せせらぎだけですか。

○**桃原朗 委員長** 都市計画担当技幹。

○**都市計画担当技幹** はい。湧水に関しては、全てせせらぎ利用になります。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** こういう蛇口の水道とか、あったら利用するではないですか、市民は。こういう蛇口があったら。分からないですよ、僕ら監視するわけではないから。こういうふうな蛇口はないということで認識いいですか。

○**桃原朗 委員長** 都市計画担当技幹。

○**都市計画担当技幹** 蛇口というか、ポンプで水を吸い上げて、手を洗うという考え方の施設はあります。

○**桃原功 委員** では、こうやって手を洗うということ。

○**都市計画担当技幹** ポンプで子供たち、井戸から水を吸い上げるイメージをしたものを1つ、ていーちが一公園のほうに。

○**桃原功 委員** このポンプ。

○**都市計画担当技幹** はい。

○**桃原功 委員** これは僕は、とても発想的にはいい発想だなと思うのだけれども、僕が気になるのは、この水質なのです。こうやっても結局出てきたら、何らか口にしてしまわないかなという心配があるので。

○**桃原朗 委員長** 都市計画担当技幹。

○**都市計画担当技幹** この部分に関する水の、先ほど言ったろ過した水をためた水を吸い上げるという形で、一応50ナノグラム以下の加工した湧水のみを流すと、その部分には。そこで、ポンプで使って手を洗ったり、もちろん飲める水ではありませんよというのは表示はするのですけれども、こういった形で遊ぶ場所の施設は1つあります。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 先ほど又吉さんの答弁で、PFOSの数値を1、2か、あるいはゼロということでおっしゃっていたけれども、北谷浄水場の活性炭フィルターも県のホームページを見たら分かるのだけれども、フィルターを通した数値は原水より高いときもあるのです。本来だったら、フィルターを通したら、原水より低

くなるべきなのに、その日によってはフィルターを通した水質が原水よりPFOSの数値が高いということがあるのです。多分承知していると思うのだけれども、要はフィルターが汚れている。では、ちゃんと替えていないのかというの、県への疑問も出てくるのですよ。だから、今ゼロとか、1とかおっしゃっているけれども、メンテナンスが必要というものは、それを怠ってしまうと、また数値が上がりかねないという懸念もあるわけ。フィルターを通した数値が高いというのは、どういうことなのというのがあるので、私はPFOSが出ているというのを知った以上は、このせせらぎというものは再考すべきではないのかなと思っているのです。

だって、小さい幼児が飲まないとは限らないのですよ。皆さん、フィルターを通してせせらぎをやるというのが、地域からの要望ということは、よく分かっているのだけれども、地域の方は、そういったことが出ているという認識は多分ないから、出ない前提で要望しているはずだから、その辺はどうなのですか。

○**桃原朗 委員長** 建設部次長。

○**建設部次長** せせらぎについての基準そのものがないと。今、飲料水については、50ナノグラムパーリットルはあるのですけれども、この配水基準そのものが、今は、こういう河川についても、こういうせせらぎについても配水規定でうたわれているものがないものですから、ないのですけれども、取りあえず飲料用の基準以下になるようにということで、当然それ以上あった場合には、やはり流すにもちゅうちょしますので、当然50ナノグラム以下で放流することによって一定の安全はクリアしているという認識があります。

先ほど桃原功委員がおっしゃるように、超える場合があると、要するにメンテの仕方を超えるという、こういうのが現に起こり得ますので、その辺は運用しながら定期的に検査をしながら、その水位とか、どのぐらいまで上がるのか、1日どのぐらい数値が変化していくかも含めて、ちょっと今後検討させていただきたいなと思っております。

先ほどポンプ式はてい一ちが一公園に1つだけあるのです。手足洗する、せせらぎではなくて。手足を若干洗える、昔の風情を持たせるようなポンプですね、手動ポンプを設置しながら、手足だけを洗うと。別で飲料用は飲料用上水道を引いた設備はあったと思います。2基ほどですね。当然トイレにも通常の上水道の水を活用するという予定でございます。湧き水はトイレにも使わないと、飲料用にも当然使っていないということで、御理解いただきたいと思います。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 泡消火剤、PFOSの性質は、皆さんよく知っていますよね。蓄積性が高いというのを考えると、流れているものの数値を測っても、てい一ちが一公園でも、どこかで、せせらぎであっても滞留する、止まってしまう、もし箇所があれば、その数値は上がってくるという懸念もあるので、そういう泡消火剤の性質からすると、私はとても懸念しています。確かにせせらぎに流す水には基準値はないけれども、看板等は出しますか。例えばこのせせらぎは飲めませんという看板というのは表記すべきではないのかなと思っているのですけれども。

○**桃原朗 委員長** 建設部次長。

○**建設部次長** それは安全上、当然やらないといけないものと思っておりますので、設置については予定しているところでございます。

○**桃原朗 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 12月の本会議の一般質問で松川市長にも要請したけれども、「ダーク・ウォーターズ」という映画を見ましたか。あれはPFOAが汚染源として出てきていたのですけれども、実際にあった、史実に基にした映画だったので、また3月14日から桜坂劇場でやるみたいなのですが、ぜひ見てください。以上です。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** よろしくお願ひします。いただいた資料から幾つか質疑させてください。中ほどでいちがーにおける水質調査を令和2年7月29日に実施したということで書いてあるのですが、この調査をしたのは、公園整備事業の中でやったのか、それとも県とかもよく湧水を調査されていると思うのですが、市として、この業務内容をやられたのか、その調査の経緯の説明をお願いします。

○**桃原朗 委員長** 都市計画担当技幹。

○**都市計画担当技幹** 実質このいちがーに関しては、県とか、市の環境がやる位置の場所ではなくて、うち独自の都市計画で湧水を活用するという観点から、一応独自調査という形でやっております。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。これは、この調査は1日1回やったのですか。

○**桃原朗 委員長** 都市計画担当技幹。

○**都市計画担当技幹** 令和2年7月をスタートに、皮切りに、3か月後とか、そういった形で計4回ほどやっています。それで、今実施設計を行っている業者さんのほうが、採取した結果を基に今回、機器の、活性炭を活用した形のポーリング等を含めて、今実施設計の精査に入っていく形になります。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。今おっしゃった4回プラスアルファで調査をされているということだと思うのですが、その中で最大値が210ですか。

○**桃原朗 委員長** 都市計画担当技幹。

○**都市計画担当技幹** 最大値が一応300ナノグラムになっています。その後、また160、変動がございまして、いわゆる天気にも左右されるとか、いろいろな観点から、その時期という形で、一応調査結果という形になっております。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** 日によってというか、天気とかにもよって、このPFOS、PFAS、含有量が変わってくるというのは御承知だと思うのですが、210という数値をここに記載したのは、どの辺りの数値になるのですか。

○**桃原朗 委員長** 都市計画担当技幹。

○**都市計画担当技幹** これは前回の議会等でもあった、わかたけ公園のときに出たものですから、そのときに令和2年7月がスタートの数値になっています。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** この活性炭等装置を設置してPFOSの含有率を減らすということを検討されていると思うのですが、そのときに検証しているPFOSの量というのは、どのぐらいまで大丈夫かというのを見ているのですが、マックスはどのぐらいだったら減らせるのか。

○**桃原朗 委員長** 都市計画担当技幹。

○**都市計画担当技幹** 細かくは捉えてはいないのですけれども、実質1,700、わかたけ公園が出ていた数値でも同じような機能を使ったものでの活性炭を通しながら除去すると。この濃度によって活性炭の量を増やして、除去してという数値の試験をやっています。今回ていーちが一に関しては、そんなに何千でもないものですから、300ないし、もしくは500ないし、それでも調査の中で、この活性炭の量を調整しながら、ゼロにひとしく、もしくは50以下の数値が出る形での基準設置を一応考えております。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** 先ほど次長の答弁で、1日の変化とかを見られるようなことを、計画というか、検討していきたいようなことをおっしゃっていたと思うのですけれども、実際設置をした後というのは、そういった細かな調査は検討されるのですか。

○**桃原朗 委員長** 都市計画担当技幹。

○**都市計画担当技幹** 基本、公園では湧水とか、年に1回とか、こういった検査はします。今回おっしゃるように懸念がある場所に関しては、半年ないし、もしくは1年というのを検査しながら、もちろん水質、除去、やはり基準を持っている分に関しての、そういった施設を設置する際には、そういった管理マニュアルの中で検査して放流していくと。先ほどから懸念している数値がもちろん出た場合は、この水は放流しませんので、そういった形の検査をしながら放流していくという形が基本原則、公園管理のほうではなっております。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** 半年とか、1年という間隔になる予定ですか、検査は。

○**桃原朗 委員長** 都市計画担当技幹。

○**都市計画担当技幹** 基本的に半年でいいのか、1年でいいのか、もしくは2年でいいのかというのは、今後設計のメーカーにも確認を取りながら、本土のほうで、これはいろいろ実績があるものですから、そういった機会を活用しながら、今回導入していこうという考え方で、今実施設計を進めていますので、その成果の基で、また今後の利活用等を含めた考え方を一応持っていきたいなと思っています。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** 今、半年、1年、2年というふうが増えてきたのですけれども、この状況だと、逆にスパンを短くすることを検討すべきではないかなと思うのですけれども、その辺りは特に言わなかっただけで、ちゃんと検討されるのですか。

○**桃原朗 委員長** 都市計画担当技幹。

○**都市計画担当技幹** 今、実際に実施設計の中で、細かい詳細が上がってきていないので、細かい話はできないのですけれども、もちろんこういった機能があるものを活用して採択していますので、ほとんど1か月で検査するとか、2か月で検査するというのは、本来ないかなと私は思っております。そういった形から、先ほど言った半年ないし1年なのか、これは水のろ過の濃度の種類によって、これをどのぐらいのろ過をしていけばいいのかで、その活性炭、先ほど言った活性炭を増やす形での除去計画になっていますので、そういったものを含めて標準的な活性炭の量を入れて、1,000まで対応できる活性炭を入れるのか、500で対応できる活性炭を入れるのか、こういった面をコストも含めて設置計画をやっていくための今実施設計を行って

いますので、そういった成果が出てこないと細かく1年なのか、2年なのかというのは判断できないのかなと今は思っているところです。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** そもそもちゃんと機能しているかという検査は別でやりますよと。

○**都市計画担当技幹** はい。

○**桃原朗 委員長** 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** 分かりました。ていーちが一公園以外でも宜野湾市は、こういう湧水を使った公園等、公園内の設備があると思うのですけれども、その辺り今後の展開はどうか。ちょっと脱線するかもしれませんが。

○**桃原朗 委員長** 建設部次長。

○**建設部次長** 市内で湧水を利用している箇所ですね、今後どうするのか、実際には起因するところが、特定はできていない状況、放流の指針も実際にはないという中で、どういった形で、これを取り組んでいく、業務として幾つかあると思うのですけれども、やはり大山に流れている湧き水もございますので、その辺もちょっと総体的に環境部門と調整しながら、どういう対応をするのか。どうしても配水指針が、基準がないがために、どうやっていいかというの、またはっきりしないというのはございますので、沖縄県とも調整しながら、どういった対応がいいのか、今後ちょっと検討していきたいと考えております。

○**宮城政司 委員** ありがとうございます。

○**桃原朗 委員長** 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 1時間になりますので、休憩したいと思います。休憩に入ります。

○**桃原朗 委員長** 休憩いたします。(午前11時00分)

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。(午前11時12分)

○**桃原朗 委員長** 5番目、文化財説明板・標識設置事業、8ページ、本会議資料10番でございます。質疑を許します。桃原功委員。

○**桃原功 委員** 資料の提供をいただきました。資料番号10番のカラー刷りですけれども、明繰の資料の16ページ、設置については、明繰の理由は所有関係機関と案内板設置協議に不測の日数を要しとあるのですけれども、所有関係機関とはどこなのか、なぜ遅れたのか。もう少し詳しくお伺いいたします。

○**桃原朗 委員長** 教育部次長。

○**教育部次長** お答えいたします。この当該事業については、市内各地域にある指定登録文化財などに文化財標識とか、説明板を設置しながら、主に自治会事務所などに、区域内にある文化財の場所や戦前の様子の分かる文化財案内板を設置している事業なのですけれども、今年度は地域文化財案内板として普天間と新城区、伊佐区、愛知区のほうに設置を予定しておりました。

設置の際には、自治会や郷友会と協議しながら設置場所を決定しております、これまでも。今回繰越しになっておりますけれども、幾つか設置場所の変更がありました。それとあわせて、今回設置地域の一つであ

ります、普天間一区自治会において設置場所が自治会所有の土地ではなくて、隣接する普天間高校の近くになっておりますので、その境界とぎりぎりの場所になっておりまして、そこが県の管理する土地であったということで、その場所の確認、所有者の確認、あとは手続等ございましたので、それで今年度内に設置することが難しくて繰越しを行っております。以上です。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今年度は資料からいったら7か所ですけれども、文書の記述を見たら6基、文化財説明板と合わせて計8か所、今のは普天間一区の事例ですよ。やはり普天間一区以外も、このように主に設置の、ピンポイントで、場所のことで、やはり意見の食い違いとか、協議が進まなかったということなのですか。

○桃原朗 委員長 教育部次長。

○教育部次長 場所については、当然事業を進める中で、大方この辺に場所をとすることはありますけれども、進む中では、やはりピンポイントにこの場所ということがございます。その中で、もちろん普天間一区自治会においては、こちらがいいなという、協議を進める中で、では場所を決定していく中で、境界とぎりぎりでしたので、自治会の要望等も加えますと、所有者と確認が必要だったという、県が管理しているかどうかというのも、まだ確認できておりませんでしたので、この所有者を確認するということがございました。

また、例えば今回新城の地域にも設置を予定しておりますけれども、大方自治会の事務所内近くとかが多くあるのですけれども、自治会事務所が建設中ということでもございましたので、その辺協議した中では、児童館の近くに場所を変更したりとか、場所の変更については、これまでもございましたので、協議に少し時間を取ってしまったというところですよ。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 私も文化財説明板というのを現場に行き確認しましたがけれども、宜野湾自治会事務所の敷地内に設置したのを確認しましたがけれども、畳1枚以上ある大きさの立派な説明板だったので、大体あのようなものがそれぞれついたということですか。

○桃原朗 委員長 教育部次長。

○教育部次長 そのように考えてよろしいかと思います。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 令和3年度繰越しのこの8か所というのは、供用開始予定はいつ頃ですか。

○桃原朗 委員長 教育部次長。

○教育部次長 繰越しの理由も御説明させていただきましたけれども、看板のデザインとか、それは済んでおりますので、あとは看板自体を作成して設置するということですので、繰越しの予定では、令和4年7月までには設置を完了したいと考えております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 よく分かりました。参考までにお尋ねしますが、令和3年度設置予定の8か所以降の文化財説明板の計画はあるのですか。

○桃原朗 委員長 教育部次長。

○教育部次長 案内板については、基本的には、戦前のということですか、宜野湾間切14字を基本的に設置を進めておりまして、安仁屋地区については、基地内ということもございまして、それ以外の13地域に

は、令和3年度事業をもって全て設置を終えますので、事業としては、令和3年度事業繰越しを行って、令和4年7月完了をもって終了する予定でございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この質疑したのは、地図から見たら、中原とか、大山に見受けられないのです。そこはつけないの。真栄原もない。

○桃原朗 委員長 教育部次長。

○教育部次長 旧字について主に設置しておりますけれども、今、桃原委員おっしゃったように真栄原であったり、中原地区については、上原、赤道地域にはありますけれども、一部基地内に中原地区というのはありますので、その辺で少しまだ整理できるような状況ではなかったり、あとは文化財的なものが基本的に少ない地域……

○桃原功 委員 少ない地域。

○教育部次長 戦後できた新しい自治会等ございますので、そうすると、設置が難しい状況なので、今後文化課の中でも、少ない地域においては、どういった形で、その地域の歴史的なものとか、文化的なものを案内できるかというのは今後検討が必要だと思いますけれども、当初計画している14字の地域についても令和3年度で一旦終了させていただきます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 大山が文化財が少ない地域というのが、私はちょっとよく知識がないので、私が知っているだけでも軽便鉄道駅跡とかあるではないですか。

○桃原朗 委員長 教育部次長。

○教育部次長 大山地域は、既に設置しておりまして、案内板もあります。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 既存のものが青ポイントですよ。

○教育部次長 はい。

○桃原功 委員 明線の部分が赤ポイントですよ。この青ポイントのものが大山になかったのも、あるいは中原にもなかったのも、ないのですかと問うたのですけれども、ではあるのです。

○桃原朗 委員長 教育部次長。

○教育部次長 大山地域、図面の中に13番で示しておりまして、桃原委員がおっしゃったように軽便鉄道の様子……

○桃原功 委員 これは13、大山か、真志喜と思った。

○教育部次長 さらに、パンフレットもできていて、軽便鉄道の様子も中に入っております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 失礼しました。13番、大山になっているのです。私、真志喜と思っていた。

中原は、さっき上原があるとおっしゃっていましたか。中原自治会は、なぜ中原という地名もないのに中原公民館と言うのだろうかということで、市民も知らない方もいらっしゃると思うので、基地があるときには中原という字もあったわけですよ。それがほとんど普天間基地に没収されて、中原という地名が埋没してなくなってしまったと。そこで、上原や役所の方々が、せめて公民館の名前だけでも中原公民館にしよう

というような歴史があるわけだから、そういう点でも、ぜひこども設置してほしいなという要望です。

○桃原朗 委員長 教育部次長。

○教育部次長 桃原委員のお話もありましたけれども、一旦事業としては令和3年度で、今後も少ない地域だったり、どのように案内板を作成していこうかと検討している時期については、いつ設置するというのは申し上げられませんけれども、少し検討させていただいて、地域が盛り上がるような形で考えていきたいと思っています。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 すみません。ちょっとエゴではないのだけれども、真栄原、佐真下は何にもないのだけれども、そこは文化財的な価値というのはどうなのでしょう。

○桃原朗 委員長 教育部次長。

○教育部次長 真栄原、例えば指定登録文化財がないとか、少ないとかということですので、例えば並松街道の痕跡があったよとか、何かいろいろその地域に、指定登録文化財に指定されていなくても、何か文化財的な価値だったり、歴史的な価値だったり、その戦前の様子のようなものは、どの地域にもあるとは思いますが、そこをどう案内板に落とし込んでいけるかというのは、一つのことだけでは、案内板というのは設置できませんので、その辺を少し課題として、教育委員会としては考えておりますので、どのように整理していったいいのか、少し検討させていただきたいと思います。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 真栄原、佐真下も、そういうふうにならぬ史跡等もあると思うので、ぜひ研究されて、終了という冷たいことを言わないで、今後もまた新たに設置できるようにお願いします。

○桃原朗 委員長 ほかになければ進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 6番目、フッ化物洗口推進事業、118ページをお開きください。質疑のある方、桃原功委員。

○桃原功 委員 これは本会議で資料要求をさせてもらったのですが、資料は来ていないですね。減額理由をお尋ねします。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 桃原委員の御質疑にお答えします。

この予算につきましては、報償費と消耗品費という形がございます。消耗品というのは、例えば紙コップであったり、フッ化物の粉であったりとかという形のものでございます。報償費というのは、学校歯科医に対しての報償費という形になります。今回令和3年度、なかなかコロナ禍の中で、フッ化物洗口ができなかったというところの中で減額という形になりましたけれども、もしかすると、この今年度の3月、できるのではないかという可能性もあったので、その分は残して、できなかった月数のものを減額したということでございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ちょっと当初の予算書持ち合わせていないので、総額が幾らだったのか分かりませんが、43万6,000円というのは、今言った減額理由ですけれども、そうすると、これは大謝名小学校と大謝名幼

稚園と志真志小学校ができたのか、できていないのかな。実施計画校とどれぐらい実施できたのか、そのうちの、どれだけできなくて、これだけ減額になったというのを教えてください。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 今年度と予定といたしましては、大謝名小学校、大謝名幼稚園、そして志真志小学校の2校1園を予定しておりました。しかし、結果的には、今年度は全くできなかったという状況でございます。

○桃原功 委員 いずれも実施していないの。

○指導部次長 はい。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、令和3年度予算、これは43万6,000円というのは、フッ化物洗口の総額予算でしたか。

○桃原朗 委員長 指導部次長。

○指導部次長 今回の3月分、もしかするとやるかもしれないというところのものを一部残しておいて、それ以外の月数のものを43万6,000円減額で落としたという形でございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 何か中学校では学級閉鎖も出ているみたいですので、コロナだと思うのですが、あまり無理してやることでもないのかなと思っているので、以上です。

○桃原朗 委員長 ほかになければ進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 審査中の議案第2号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時29分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時30分)

【議題】

議案第2号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算(第12号)

○桃原朗 委員長 次に、継続審査となっております議案第2号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算(第12号)を再び議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時31分)

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時31分)

○**桃原朗 委員長** 本件に対する討論を許します。まずは、反対討論を終了してから、次に賛成討論を許しますので、反対の討論、桃原功委員。

○**桃原功 委員** 議案第2号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算(第12号)ですけれども、繰越明許費補正ということで、資料9番の提出をいただきました。質疑をしていく中で、令和2年7月29日にPFOSとPFOAの暫定指針値50ナノグラムパーリッターを超える210ナノグラムパーリッターの数値が判明したということで、これを公表したかどうかを問うたところ、まだ供用開始していないので、公表していないということだったのですけれども、やはり議会にはちゃんと公表して、こういったことになっているということがあってもよいことだったのかなと思っています。出ている以上、これを除去する装置をつけていきながら、様子を見てやっていくという答弁では、私はPFOSは、除去においては非常に心もとない、市民に、これは安全ですよって、よう言えないのです。

したがって、この1件ですけれども、せせらぎを造らないというような公園であればいいと思うのですけれども、やはりこれができる以上、せせらぎをやっていくということは承認しかねるので、それを反対として討論といたします。以上です。

○**桃原朗 委員長** 次に、賛成の討論を許します。

(「その前に休憩して」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 休憩いたします。(午前11時35分)

○**桃原朗 委員長** 再開いたします。(午前11時35分)

○**桃原朗 委員長** 平良眞一委員。

○**平良眞一 委員** 議案第2号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算(第12号)に対する賛成の立場で討論をしたいと思います。

反対の討論もていーちが一公園のお話がありました。ていーちが一公園内にPFOS、今回50ナノグラムパーリッターを超える210ナノグラムパーリッターの数値が判明したという説明もあったのですけれども、その中で当局としては、その濃度を下げる装置等を設置すると。そして、安全な数値の湧き水を流すとの説明もございました。そして、飲み水に関しても水道水を活用していくという説明もあり、安全な公園整備になるだろうというふうに思っております。詳細については本会議でやりますけれども、よって、議案第2号の賛成の討論といたします。議員諸公、よろしく申し上げます。以上です。

○**桃原朗 委員長** ほかになければ進めていいですか。

(「はい」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 討論も尽きたようでありますので、討論を終わり、表決に移りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第2号を挙手により採決いたします。本件については、原案のとおり可決すべきものと決す

ることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○**桃原朗 委員長** 賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第18号 宜野湾市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第19号 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第20号 宜野湾市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

議案第21号 宜野湾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第23号 押印等を求める手続の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第27号 宜野湾市特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例の一部を改正する条例について

○**桃原朗 委員長** 次に、継続審査となっております議案第18号 宜野湾市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、議案第19号 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、議案第20号 宜野湾市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、議案第21号 宜野湾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第23号 押印等を求める手続の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第27号 宜野湾市特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例の一部を改正する条例について、以上6件を一括して議題といたします。

本6件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第18号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について

陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情

陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請

陳情第40号 中華民国(台湾)の世界保健機関(WHO)等の国際組織への参加について

陳情第44号 宜野湾市男女共同参画推進条例についての陳情

陳情第47号 日本政府に対して、「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書」を求める陳情

陳情第53号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情

陳情第82号 公共施設のZEB導入、住宅のZEH導入と電力自由化促進に関する陳情

請願第12号 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対応を求める請願

○**桃原朗 委員長** 次に、陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について、陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情、陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請、陳情第40号 中華民国(台湾)の世界保健機関(WHO)等の国際組織への参加について、陳情第44号 宜野湾市男女共同参画推進条例についての陳情、陳情第47号 日本政府に対して、「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書」を求める陳情、陳情第53号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情、陳情第82号 公共施設のZEB導入、住宅のZEH導入と電力自由化促進に関する陳情、請願第12号 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対応を求める請願をお諮りいたします。

本9件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午前11時43分)